



JA北海道信連の現況

2012

HOKKAIDO SHINREN REPORT



はばたく大地 北海道には、
たくさんの笑顔が咲いている

JA北海道信連は、
食料生産基地「北海道」の農業を支えるとともに
農業者、消費者など「お客さま」にとって、
たいせつなパートナー、
身近な金融機関として、
これからもお客さまと一緒に
歩み続けていきます。

CONTENTS

JA北海道信連

ごあいさつ	1
JA北海道信連の基本姿勢	2

JAグループ

JAグループ	3
JAバンクシステムについて	4

事業内容

食料生産基地としての北海道	6
当会事業のあらまし	7
経営環境と業績	8
自己資本の状況	10
不良債権の状況	11

リスク管理の態勢

リスクマネジメントについて	14
コンプライアンスについて	16
個人情報保護の取り組みについて	20

社会的責任と地域貢献活動

社会的責任と地域貢献活動	22
--------------	----

商品サービスのご案内

業務のご案内	30
商品のご案内	32
各種手数料一覧	34

組織・ネットワーク

組織と機構	36
ネットワーク	37
沿革	38

資料編Ⅰ

経営状況等	40
-------	----

資料編Ⅱ

自己資本の充実の状況等	82
-------------	----

※本冊子は農業協同組合法第54条の3に基づいて作成した、ディスクロージャー資料です。
金額は原則として、単位未満を切り捨てのうえ表示しています。



経営管理委員会会長
菅原 輝一



代表理事理事長
牧野 勇

ごあいさつ

皆さまには、平素よりJA北海道信連をお引き立ていただきまして、誠にありがとうございます。

当会は昭和23年設立以来、北海道農業の発展と農家経済の向上はもとより、地域社会の繁栄に役立つ金融機関を目指し、JAグループの一員として、会員JAと共に皆さまの信頼とニーズにお応えしてまいりました。

JAバンク北海道は組合員等利用者から更なる満足と信頼を得て地域から選ばれ続けるため、仕上げの年である第10次中期経営計画「北海道アグリバンクプラン～JAバンクサポート宣言～」の着実な実践に基づき、経営の健全性確保、金融機能の充実・強化に向け役職員一丸となって取り組んでまいり所存でありますので、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

「JA北海道信連の現況2012」は当会の経営方針、業務内容、最近の業績等についてご紹介するために作成したものであります。皆さまの当会に対するご理解をより一層深めていただければ幸いに存じます。

平成24年7月

経営管理委員会会長 菅原 輝一
代表理事理事長 牧野 勇

JA北海道信連の基本姿勢

JA北海道信連は、

「一人は万人のために、万人は一人のために」の精神に基づく、
会員・組合員そして地域の皆さまの金融サポーターです。

経営理念

当会は協同組合組織の農業専門金融機関として、会員JAとその構成員である農業者の経営と生活の向上を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与いたします。

また、地域金融機関として、組合員等利用者のニーズに対してJAと一体となって金融サービスを提供することにより、農業およびその関連産業の振興、地域社会の活性化に貢献いたします。

経営方針

当会は昭和23年設立以来、JAと共に「北海道農業の発展と地域経済への貢献」をモットーに、次の事項を基本として事業運営を行っております。

1. 農家組合員の経営と生活の向上および食料生産基地「北海道」の生産基盤充実への寄与
2. JA信用事業機能強化に向けての支援
3. 地域社会の発展に寄与する農業関連産業・北海道経済を担う企業へのサービスの提供

経営計画

当会は中期経営計画「北海道アグリバンクプラン～JAバンクサポート宣言～」(平成22～24年度)を樹立し、組合員の経営と生活の向上に資することを究極的使命とし、会員への利益貢献のため、以下の4項目を柱に取り組んでまいります。

1. 農業政策の転換や農業生産基盤の変化に応じた担い手確保・育成に向けた金融対策、また、組合員等利用者から高い満足度を得るための金融サービス提供のサポートに取り組めます。
2. JAバンク北海道が競争力を強化していくため、効率的な業務体制の構築および安定した経営基盤の確立、継続的・体系的な人材づくりの支援と経営健全化対策の強化について取り組めます。
3. 経営管理態勢およびリスク管理態勢を強化するとともに、ALM運営の高度化に努め、資金量の拡大・運用力の強化等収益基盤拡充に取り組み、財務基盤を構築します。
4. 農業金融およびJAバンク北海道の本部機能発揮のための業務体制を整備するとともに、本会の機能発揮の基盤となる人材を育成します。

JAグループ

JAグループは、信用事業・経済事業・厚生事業・共済事業・指導事業など
皆さまの暮らしに直結したさまざまな事業を通して、グループの総力をあげて
地域社会への貢献に努めています。



JAグループ北海道 …共に創る 北海道農業とJAの新時代

新たな時代に向けた北海道農業のステップアップ

JAグループ北海道では、農業を取り巻く情勢が大きく変化する中、消費者の信頼と支持を得られる農産物の生産と提供、農業経営高度化などの目標実現により、北海道農業のステップアップを図ります。

変革の波を乗り越える活力あるJAづくり

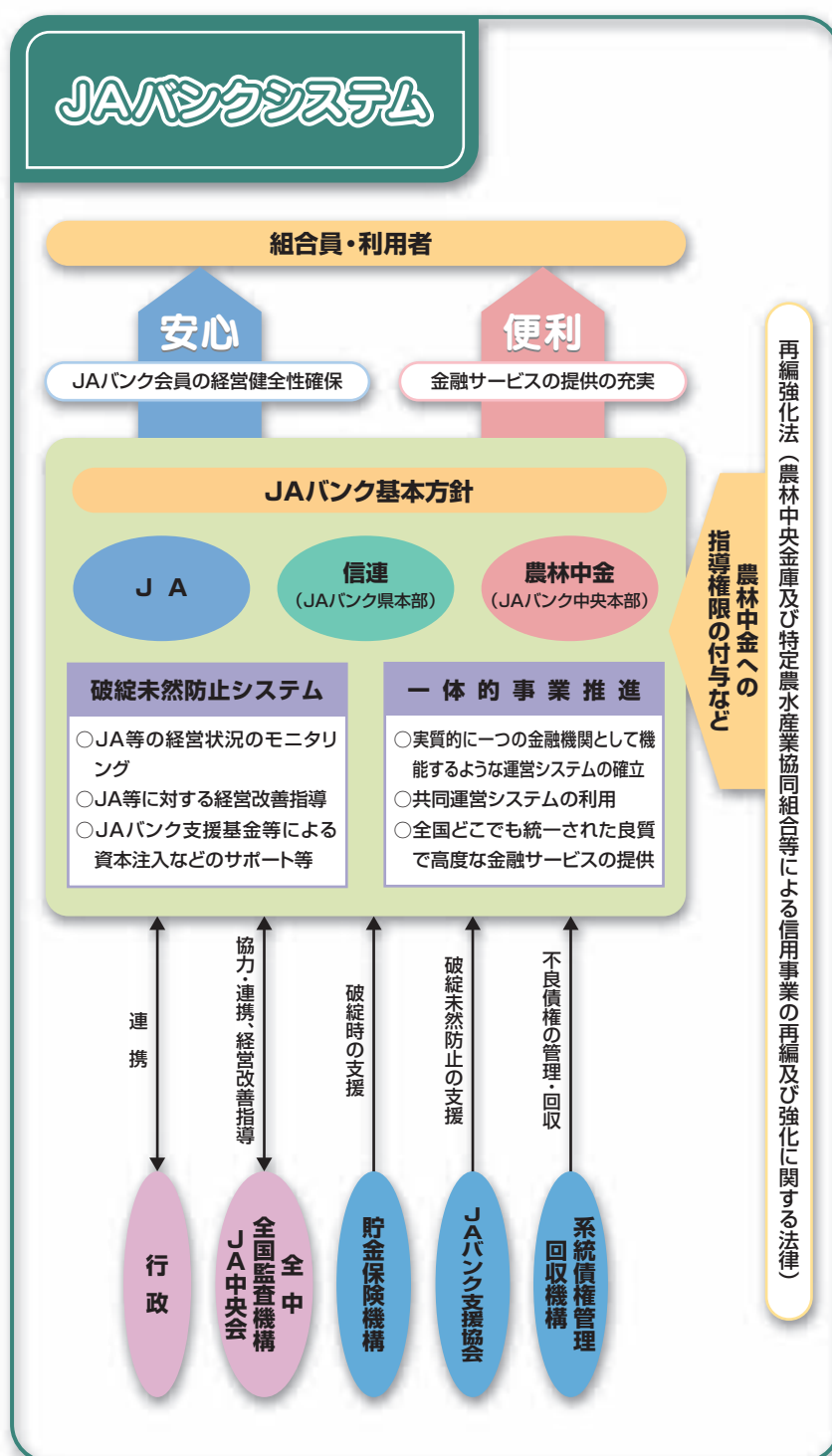
JAグループ北海道の組織・経営・事業については、経営環境の変化に俊敏に適応し得る経営体制の確立、トータルコストの低減による競争力ある事業展開などにより、環境の変化を乗り越える活力あるものを目指します。

お届けするJAバンクのシステム
組合員・利用者の皆さまに「安心」と「便利」を

JAバンクシステムについて

JAバンクは、JAバンク会員（JA・信連・農林中金）で構成するグループの名称であり、組合員・利用者の皆さまに便利で安心な金融機関としてご利用いただけるよう、JAバンク会員総意のもと「JAバンクシステム」を運営しております。

「JAバンクシステム」は、①JAバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、②スケールメリットときめ細かい顧客接点を活かした金融サービス提供の充実・強化を目指す「一体的事業推進」の2つを柱としています。



❖ JAバンクの「安心」

JAバンクでは、「破綻未然防止システム」と「貯金保険制度」により「JAバンク・セーフティーネット」を構築しております。これにより、組合員・利用者の皆さまに、より一層の安心をお届けしております。

JAバンク・セーフティーネットのイメージ

破綻未然防止システム

破綻未然防止のための
JAバンク独自の制度



貯金保険制度

貯金者等保護のための
公的な制度

JAバンクの健全性を確保し、JA等の経営破綻を未然に防止するためのJAバンク独自の制度です。具体的には、①個々のJA等の経営状況についてチェック（モニタリング）を行い、問題点を早期に発見、②経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、③全国のJAバンクが拠出した「JAバンク支援基金」等を活用し、個々のJAの経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

JA・信連・農林中金等が加入している、貯金者等保護のための公的な制度です。万が一、JAが経営破綻し貯金等の払戻しができなくなった場合などに、JAなどから徴収された保険料を原資に、貯金等を一定の範囲で保護します。「貯金保険制度」による貯金者保護の仕組みは、銀行・信金・信組・労金などが加入している「預金保険制度」と基本的に同様です。

❖ JAバンクの「便利」

JAネットバンク

お手持ちのパソコンや携帯電話からアクセスするだけで、平日・休日を問わず、残高照会やお振り込み・お振り替えなどの各種サービスがお気軽にご利用いただけます。

身近で便利な店舗やATM網

JAバンクは、全国に店舗やATM網を展開しており、グループ全体のネットワークと総合力で、組合員・利用者の皆さまに、より身近で、より便利な地域の金融機関としてご利用いただけます。また、JAバンクのキャッシュカードをお持ちのお客さまは、都銀、信託銀行、地銀、第二地銀、信金、信組、労金のATMでもお引き出し、残高照会のサービスをご利用いただけます。

また、ゆうちょ銀行のATMでは、お引き出し、残高照会のほかご入金のサービスもご利用いただけます。

セブン銀行とのATM提携

JAバンクのキャッシュカードをお持ちのお客さまは、お近くのセブン-イレブンやイトーヨーカドー等に設置されたセブン銀行のATMでお引き出し、ご入金および残高照会のサービスをご利用いただけます。

地域に密着したサービス・活動を通して
お客さま・地域から信頼されるパートナー

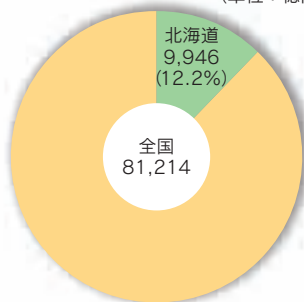
食料生産基地としての北海道

北海道の農業産出額は約1兆円、国内シェアは12%を占めるなど、食料生産基地「北海道」としての地位を確立しています。

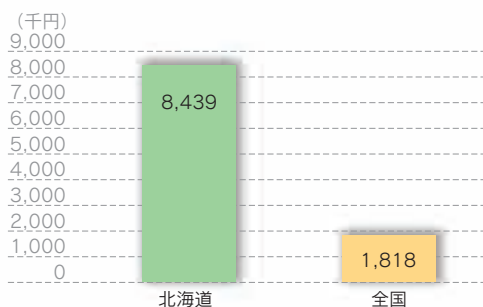
JAバンク北海道では、地域から信頼されるパートナーとして農業経営やくらしをサポートしています。

食料生産基地北海道（農林水産省 大臣官房統計部 調査結果より）

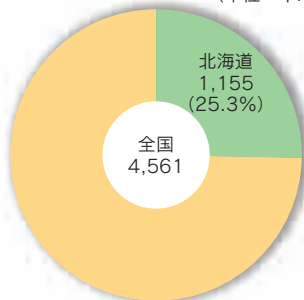
農業産出額（平成22年）
（単位：億円）



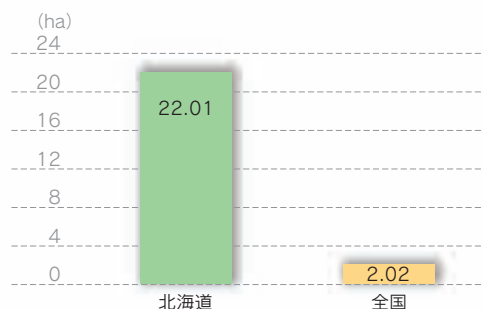
販売農家1戸当たり農業所得（平成22年）



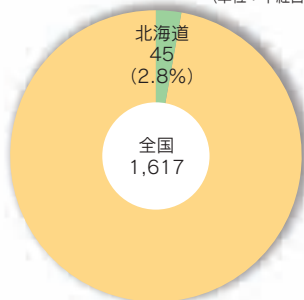
耕地面積（平成23年）
（単位：千ha）



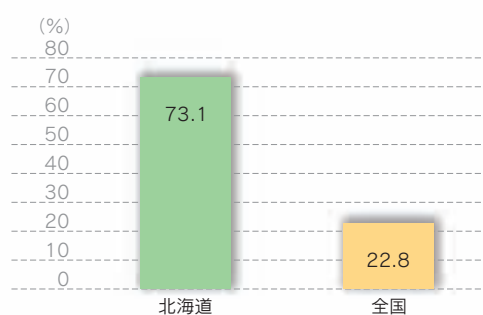
販売農家1戸当たりの経営耕地面積（平成23年）



農業経営体数（平成23年）
（単位：千経営体）



販売農家に占める主業農家の割合（平成23年）

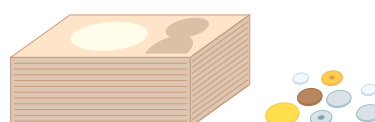


当会事業のあらまし(平成23年度末)

調 達

貯 金
(NCDを含む)
2兆5,002億円

- 全道JA、連合会および関係団体の余裕金、決済資金をお預かりしております。また、一般法人・個人の方々からもご利用いただいております。



運 用

貸出金
5,506億円

うち、JA・系統関連企業等

1,657億円

うち、一般企業等

3,849億円

余裕金
2兆12億円

うち、預け金

1兆2,544億円

うち、有価証券

7,404億円

- 農業者の必要な資金をJAと共に融資しております。
- 地域経済の発展を支える企業および地方公共団体等に、当会の資金を活用していただいております。



- 農林中金への預け金や国債等債券の保有を中心に、安全性・流動性に留意しながら運用しております。



受託業務

受託貸付金
2,840億円

うち、日本政策金融公庫資金

2,347億円

うち、住宅金融支援機構

481億円

- 農業の生活基盤拡充や経営維持などに必要な資金を日本政策金融公庫等の受託金融機関として取り扱い、JA資金や当会資金と総合的な融資を通じて、北海道農業を支えるよう進めております。



不良債権比率
(金融再生法に基づく開示債権)

0.42%

自己資本比率

16.42%

不良債権比率は1%未満と低い水準であり、貸倒引当金、担保・保証等による保全額の割合も9割を超えております。
なお、リスク管理債権比率についても0.42%となっております。
経営の健全性維持に努めており、前年度対比0.84%上昇しております。

注) 詳細は「経営環境と業績」等、該当本文をご覧ください。

経営環境と業績

◆ 経済・金融動向 ～ 足踏み状態の国内景気

昨年3月に発生した東日本大震災後に景気持ち直しの兆しはあったものの、その後の欧州危機の深刻化や新興国の成長鈍化などによる世界経済の減速や急激な円高進行などの影響を受けて、国内景気は足踏み状態を続けております。

日銀は「実質的なゼロ金利政策」を継続し、大震災・原発事故の影響による景気悪化、世界経済の下降リスク、さらには根強い円高傾向・デフレ圧力もあり、金融緩和措置を漸次強化しております。

一方、系統信用事業を取り巻く環境は、郵政民営化法の見直しや銀行・信金等による農業金融分野への積極参入等により、競争は一層激化している状況にあります。

◆ 農業情勢 ～ 不透明な農業情勢と役割増す本道農業

今年度は新たな「食料・農業・農村基本計画」に基づき、戸別所得補償制度の本格導入および農業・農村の6次産業化の取組みが実施されました。

一方、昨年11月には「例外なき関税撤廃」を原則とする環太平洋経済連携協定（TPP）への「交渉参加に向けた各国との協議入り」の方針が表明されるなど、農業を取り巻く情勢は不透明な状況にあります。

そのような中、日本の食料生産基地として、安全で良質な農畜産物を安定的に生産・供給する本道農業の役割は一層大きくなっております。

昨年の農畜産物は6月の降雪、9月の台風、大雨により一部被害に見舞われ、原発事故の風評被害による畜産物価格の下落も発生しました。一方で米は2年ぶりの豊作となるなど、地域や作物による差はあるものの、総体的には平年に近い出来秋となりました。しかし冬に入り、一部地域で雪害が発生し、次年度の農作業への影響が懸念されております。

◆ 損益の状況

上記経営環境の中、平成23年度は貯金の着実な伸びと会員からの資本増強に支えられ、ALMやリスク管理に基づく運用力の強化や業務の効率化・合理化、コスト削減に継続して取り組んだ結果、経常利益99億円、当期剰余金88億円を計上しました。引き続き財務の健全化を図っていきます。

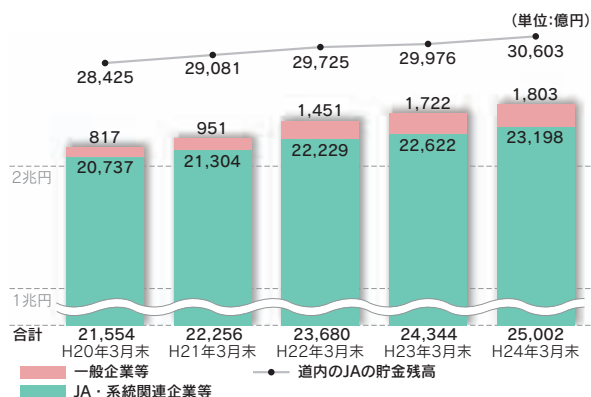


◆ 平成23年度の業績

〔貯金・NCD〕

JA貯金は、総じて平年並みの農畜産物販売代金を確保できたことや、積極的な貯金キャンペーンの実施等により、前年対比627億円（2.09%）増加し、期末残高は3兆603億円となりました。

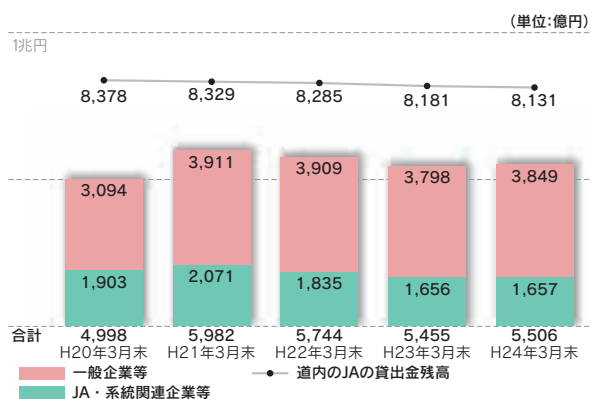
本会貯金についても、道内JA貯金の伸びに加え、地公体他の員外取引先からの貯金増加により前期末比658億円（2.7%）増加し、期末残高で2兆5,002億円となりました。



〔貸出金〕

貸出金は、前期末比51億円（0.9%）増加し、期末残高は5,506億円となりました。

なお、内訳はJA・系統関連企業等への貸出金が1,657億円、一般企業等（地方公共団体含む）に対する貸出金が3,849億円となっています。



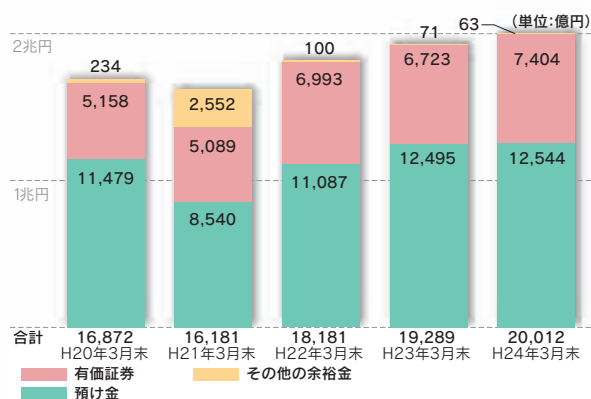
〔余裕金〕

余裕金については、預け金や固定利付債券による安定収益確保のための運用を基本に取り組みました。

有価証券残高は、前期末比681億円（10.1%）増加し、7,404億円となりました。

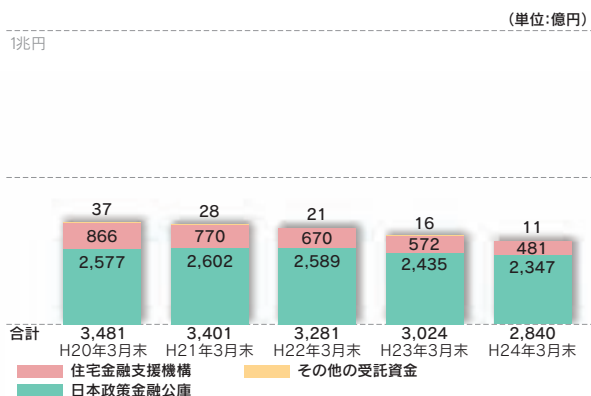
預け金については、同49億円（0.3%）増加し、期末残高は1兆2,544億円となりました。

余裕金全体では、同723億円（3.7%）増加し、残高は2兆12億円となりました。



〔受託貸付金〕

受託資金の期末残高は、農業情勢の厳しさ等を反映して年々減少しており、前期末比では184億円減少し、2,840億円（うち日本政策金融公庫資金2,347億円、同住宅金融支援機構資金481億円）となりました。



自己資本の状況

当会では、会員やお客さまの多様なニーズに応えるため、またJAバンク北海道の本部機能を高度に発揮していくために、経営の健全性維持と財務基盤の強化は重要な課題であります。

平成23年度末における当会の自己資本比率は、単体ベースで16.42%、連結ベースで16.44%となり、健全性を維持する水準を確保しております。

自己資本の総額については、内部留保による繰越欠損金の減少および会員からの資本調達により前期比102億円増加の1,221億円となりました。

リスク・アセット等については、総資産増加等もあり前期比257億円増加の7,434億円となっております。

資産内容については高格付け先の資産割合が大宗を占めております。

なお、自己資本比率の算出にあたっては、「自己資本比率算出基準」および「自己資本比率算出事務手続」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率の算出に努めております。

自己資本の状況（単体）

（単位：百万円）

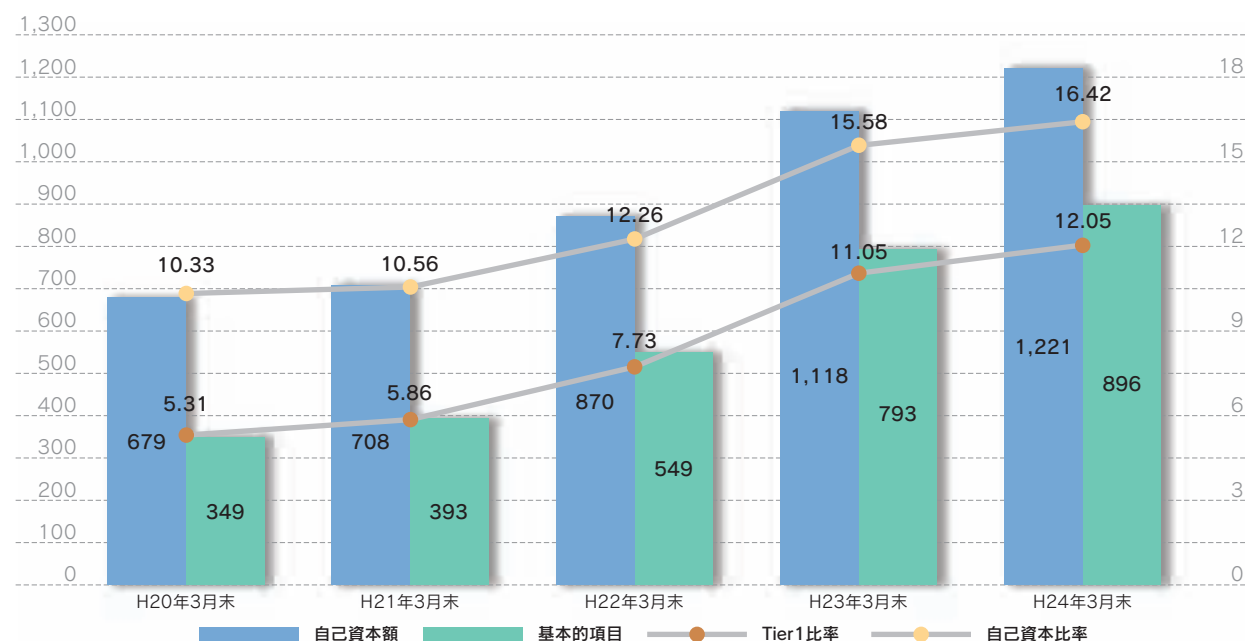
	平成22年度末	平成23年度末
基本的項目 (A)	79,319	89,603
うち出資金	92,260	93,312
補完的項目 (B)	33,421	33,377
控除項目 (C)	903	878
自己資本 (D) = (A) + (B) - (C)	111,836	122,102
リスク・アセット等 (E) = (F) + (G) + (H)	717,698	743,421
資産（オン・バランス）項目 (F)	649,323	660,052
オフ・バランス取引等項目 (G)	46,860	59,596
オペ・リスク相当額を8%で除して得た額 (H)	21,515	23,772
Tier1 比率 (A)/(E)	11.05%	12.05%
自己資本比率 (D)/(E)	15.58%	16.42%

注) 1. 農協法第11条の2の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準に係る算式に基づき算出しております。
2. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準等の特例を定める告示（平成20年金融庁・農林水産省告示第22号）」により、21年3月期以降平成24年3月期までは、基本的項目からその他有価証券評価差損を控除しないこととなっております。

自己資本比率の推移

（自己資本等の額／単位：億円）

（比率／単位：%）



※自己資本に関する事項については、P82からの「自己資本の充実の状況等」に詳細を開示しております。

不良債権の状況

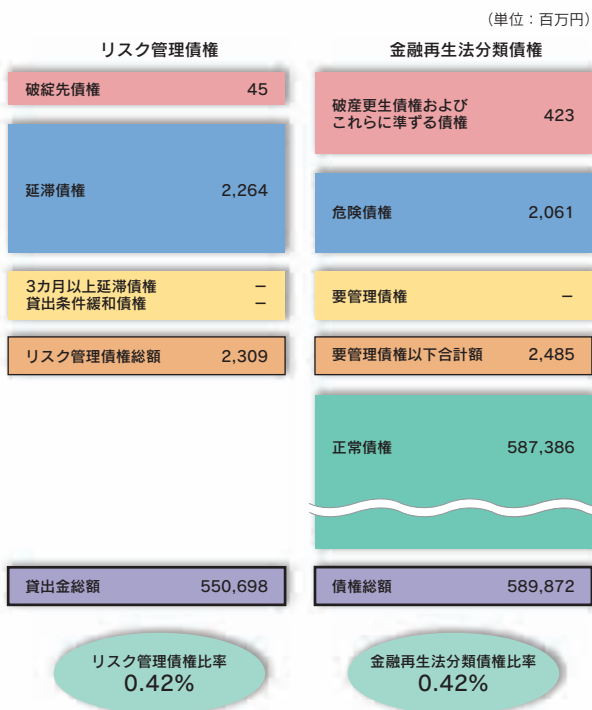
当会は、積極的な不良債権処理、情報開示に取り組んでおり、不良債権の状況については、法定開示である「リスク管理債権」に加え、透明性確保の観点から「金融再生法開示に基づく開示債権」についても情報開示しております。

平成23年度末のリスク管理債権総額は、2,309百万円で、貸出金総額に占める割合は0.42%、また、リスク管理債権総額のうち、貸倒引当金および担保・保証等により保全されている額は2,280百万円で、保全率は98.7%となっております。

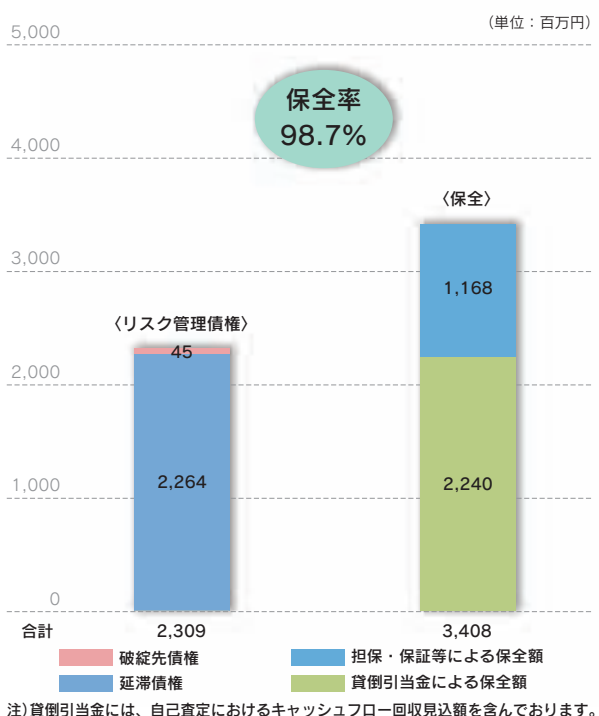
また、平成23年度末の金融再生法に基づく開示債権のうち、要管理債権以下合計額は2,485百万円で、債権総額に占める割合は0.42%、また要管理債権以下合計額のうち、貸倒引当金および担保・保証等により、保全されている額は2,416百万円で、その割合は97.2%となっております。

なお、リスク管理債権および金融再生法に基づく開示債権の詳細については、資料編75ページに記載しておりますのでご参照ください。

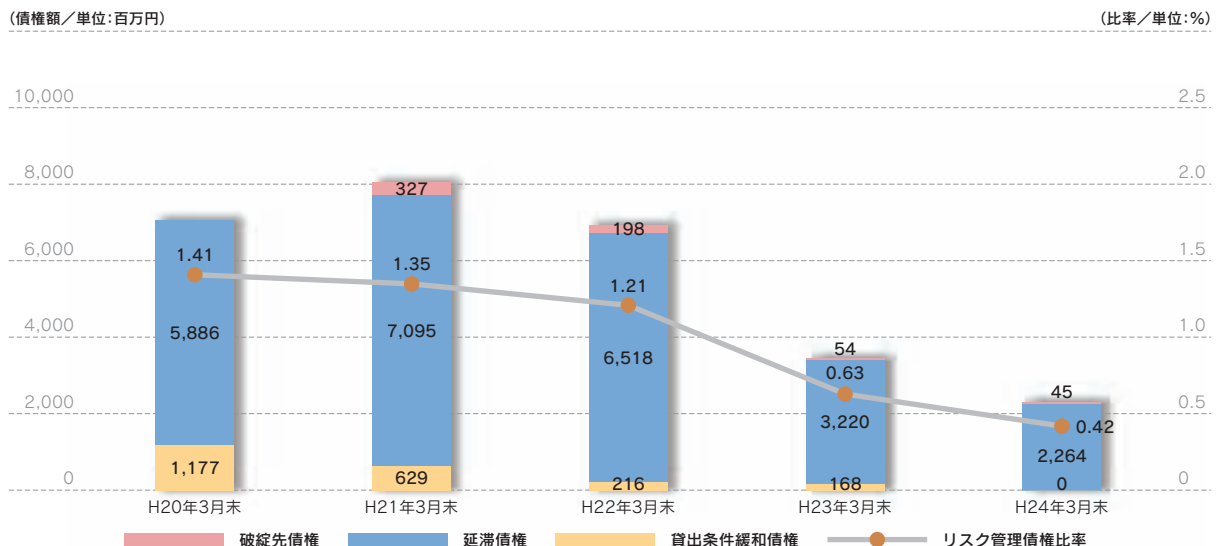
平成23年度末 不良債権の状況

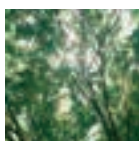


リスク管理債権に占める保全の割合



リスク管理債権比率の推移





JA北海道信連 リスク管理の態勢

リスクマネジメントについて

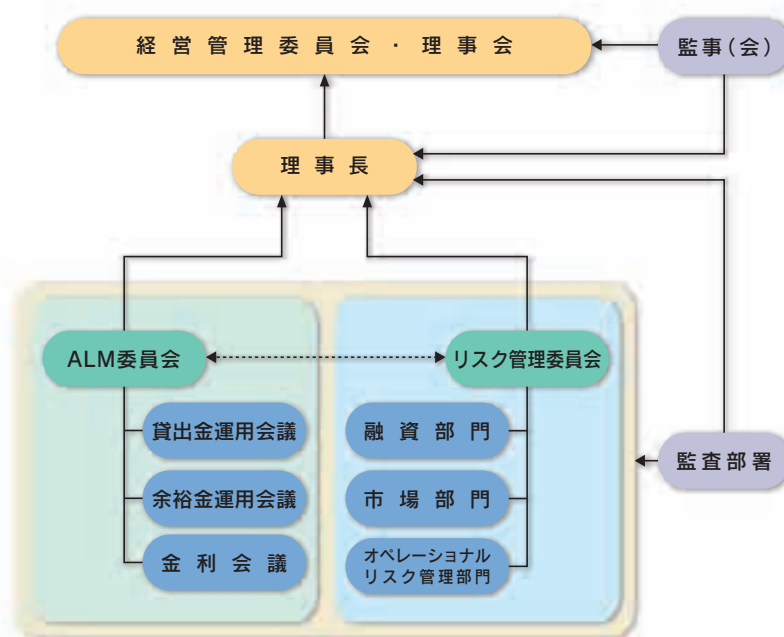
❖ リスクマネジメントの取組方針

金融のグローバルスタンダード化が進展するなかで、金融機関の業務も多岐にわたり、それと同時に金融機関が抱えるリスクも多様化・複雑化するとともに、リスクマネジメントについてもこれらに対応するため、管理態勢の高度化は重要な課題となっております。

当会ではこうした認識のもと、「リスクマネジメント基本方針」等の規程類を制定し、リスクマネジメントにかかる意思決定プロセスおよびマネジメント手法と管理すべきリスクなど基本的な体系を明確にするとともに、資金動向や外部環境等の変化に応じたリスク管理方針を定め、より高度な「統合的なリスクマネジメント態勢」の構築に向け取り組んでおります。

また、収益を目的として能動的に取得するリスクに対しては、リスクの計量化とそのモニタリングを通じてリスクをマネジメントする体制と、収益の極大化・安定化のため経営資源の最適配分を目指すというALM体制とを機能分担し、相互の連携と牽制によってリスクとリターンのバランスの取れた運営を行うとともに、監査部署による内部監査の実施によりリスクマネジメント態勢の有効性検証を行っております。

■ リスクマネジメント体制図



ALM委員会

融資・市場部門取引にかかる基本方針決定機関として、当会の守るべきリスク限度の範囲内で、資産および負債の運用・調達方法あるいはリスクヘッジ方法などを検討し、収益の安定化や極大化を図ることを目的として運営しております。

リスク管理委員会

リスクマネジメントの統括機関として、リスクマネジメントに関する方針や基準の審議、各リスク状況の計測結果や諸基準の遵守状況等の報告を通じて、経営の健全性および適切性の確保を目的に運営しております。

❖ 統合的なリスク管理態勢

経営の健全性を維持し安定的な収益を継続的に確保するためには、信用リスク、市場リスク等のさまざまなリスクを可能な限り包括的に把握して適切にコントロールすることが必要不可欠となっております。

当会では、これらの状況を踏まえ、経営体力の範囲内でリスクのカテゴリー別にリスクリミット（上限額）を設定し、適切なリスクテイク・リスクコントロールにより経営の健全性維持と安定収益の確保に努めております。また、過去の急激な市場変動や通常では考えられない状況を想定してのストレステストを実施し、自己資本の充実度評価に対応するとともに、統合的なリスク管理態勢のさらなる充実に努めることとしております。

◆ 各種リスク管理態勢

【信用リスク管理】

信用リスクとは、貸出先や取得した債券の発行体の業況悪化等により、当初約定通りの元金や利息の回収が不能となるリスクのことです。

当会では、内部格付制度による信用力に応じた1先当たりの与信限度額設定や格付別・業種別与信状況の定期的なモニタリング等を通じて、過度な与信集中を排除するよう努めております。

また、VaRによるリスクの計量化を行い、リスクリミットによる管理を行っております。

※内部格付制度とは、与信先の返済能力を定量的・定性的に分析し、合理的に判定するもので、与信限度額や適正な金利水準の設定等、与信管理の中核的なツールとして活用しております。

※VaR（バリュアットリスク）とは、ある金融資産を一定期間保有すると仮定した場合に、一定の確率で被る可能性のある最大損失額を過去のデータに基づき統計的に求めたものです。

※リスクの計量化とは、統計的な手法を用いて保有するリスクの状況を数値化し、リスク量として把握するものです。

【流動性リスク管理】

流動性リスクとは、資金調達において必要な資金の確保が困難となって取引の決済に支障をきたしたり（資金繰りリスク）、資金運用において金融市場の混乱等により正常な取引ができなくなること等により損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当会では、調達・運用の大口資金動向を把握し、安定的な流動性資金の確保に努めております。

また、資金の運用にあたっては、市場流動性を考慮した発行体別取得・保有基準の設定等により、リスク顕在化の防止に努めております。

【市場リスク管理】

市場リスクとは、金利、為替、株価等の変動により、保有する資産、負債の価値が変動することによって被るリスクのことです。

当会では、保有する有価証券等についてVaRによるリスクの計量化を行い、信用リスクとともに、リスクリミットによる管理およびウォーニングとしての協議ポイントを設定し管理を行っております。

また、前提条件が異なる複数のVaRや過去実際に発生した急激な金利変動が現時点で再度発生したと仮定した場合の予想損失額等を算出するなど、多面的なリスク量の把握・分析に努めております。

リスク マネジメント

【オペレーショナル・リスク管理】

オペレーショナル・リスクとは、当会が業務遂行する際に発生するリスクのうち、能動的に取得するリスク（市場・信用・流動性リスク）を除いたその他のリスクの総称です。

当会では、オペレーショナル・リスクに対するリスクマネジメントの基本的な考え方を網羅した「オペレーショナル・リスク管理規程」を定めるとともに、オペレーショナル・リスクをリスクの発生そのものが統制活動の対象となるリスクと、リスク発生後の対応が統制活動の対象となるリスクに大別し、そのリスク特性や統制の有効性等に応じ、個別の規程類を定めて管理を行っており、それぞれリスクの極小化を図るよう努めております。

また、オペレーショナル・リスク管理の強化を図るため、自主点検の実施や各事業本部から独立した「監査部」が全部署に対して定期的に行う業務監査等を通じて、業務運営や会計・事務処理の適正化と事故の未然防止に努めております。

※リスクの発生そのものが統制活動の対象となるリスク…事務リスク（当会の役職員が誠実な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスク）、法務リスク（経営判断や個別業務執行において法令違反等により損失やトラブルが発生するリスク）、システムリスク（コンピュータシステムのダウンまたは誤動作等により損失を被るリスク）等があります。

※リスク発生後の対応が統制活動の対象となるリスク…自然災害等から派生する二次的なリスク、業務継続リスク、風評リスク等があります。

◆ 内部監査体制

当会では、内部監査部門として被監査部門から独立した「監査部」を設置し、経営活動全般にわたる管理および各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、当会の本所・支所・子会社のすべての部署を対象とし、内部監査計画および内部監査実施計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事理事長および監事に報告した後、被監査部署に通知され、定期的に被監査部門の改善取組状況をフォローアップするとともに、監査結果の概要を定期的に理事会および経営管理委員会へ報告しています。

コンプライアンスについて

❖ コンプライアンスの取組方針

コンプライアンスとは、当会が信用事業を行う上でのさまざまな法令・会内諸規程はもとより、法の精神や社会的規範を含めて遵守することであり、その目的は当会の存在意義の発揮および当会経営と業務運営の透明性確保、会員並びに利用者、地域社会の信頼にお応えすることにあります。

当会では、このような認識のもと、役職員一人一人が高い倫理観と責任感を持って行動することを誓い平成12年2月に「倫理憲章」（平成19年4月「行動憲章」に改名）を制定し、これまでコンプライアンス意識の向上に取り組んできております。

また、昨今の企業不祥事に対する社会的批判に見られるように、経営倫理の確立と実践が益々重要となっており、このため、当会は、コンプライアンス態勢の充実を最重要課題の一つと位置付け、社会的要請等に即したガバナンスの強化に取り組んでおります。

❖ コンプライアンス意識向上への取り組み

内部研修や外部資格取得奨励等を通じ、当会の事業を行う上で遵守すべき法令等に関する教育を継続的に実施しております。

また、子会社を含む全役職員を対象として、外部の専門家を講師としたコンプライアンス・セミナーを毎年開催し、個々のコンプライアンス意識の向上や組織としてのより高い倫理観の醸成に努めております。

行動憲章の基本8項目

1. 本会の社会的責任と公共的使命の認識

本会の持つ社会的責任と公共的使命を認識し、健全かつ適切な事業運営の徹底を図る。

2. 会員等のニーズに適した質の高い金融等サービスの提供

「JAバンクシステム」の一員として、創意と工夫を活かしてニーズに適した質の高い金融および非金融サービスの提供並びに「JAバンク基本方針」に基づく指導等を通じて、道内JA信用事業を支援することによりその役割を十全に発揮し、会員・組合員および地域社会の発展に寄与する。

3. 法令やルールの厳格な遵守

すべての法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない、公正な事業運営を遂行する。

4. 反社会的勢力の排除

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、これを断固として排除する。

5. 透明性の高い組織風土の構築とコミュニケーションの充実

経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、系統内外とのコミュニケーションの充実に努めつつ、真に透明な経営の重要性を認識した組織風土を構築する。

6. 職員の人権の尊重等

職員の人権、個性を尊重するとともに、安全で働きやすい環境を確保する。

7. 環境問題への取り組み

資源の効率的な利用や廃棄物の削減を実践するなど、環境問題に積極的に取り組む。

8. 社会貢献活動への取り組み

本会が社会の中においてこそ存続・発展し得る存在であることを自覚し、社会と共に歩む「企業市民」として、社会貢献活動に積極的に取り組む。

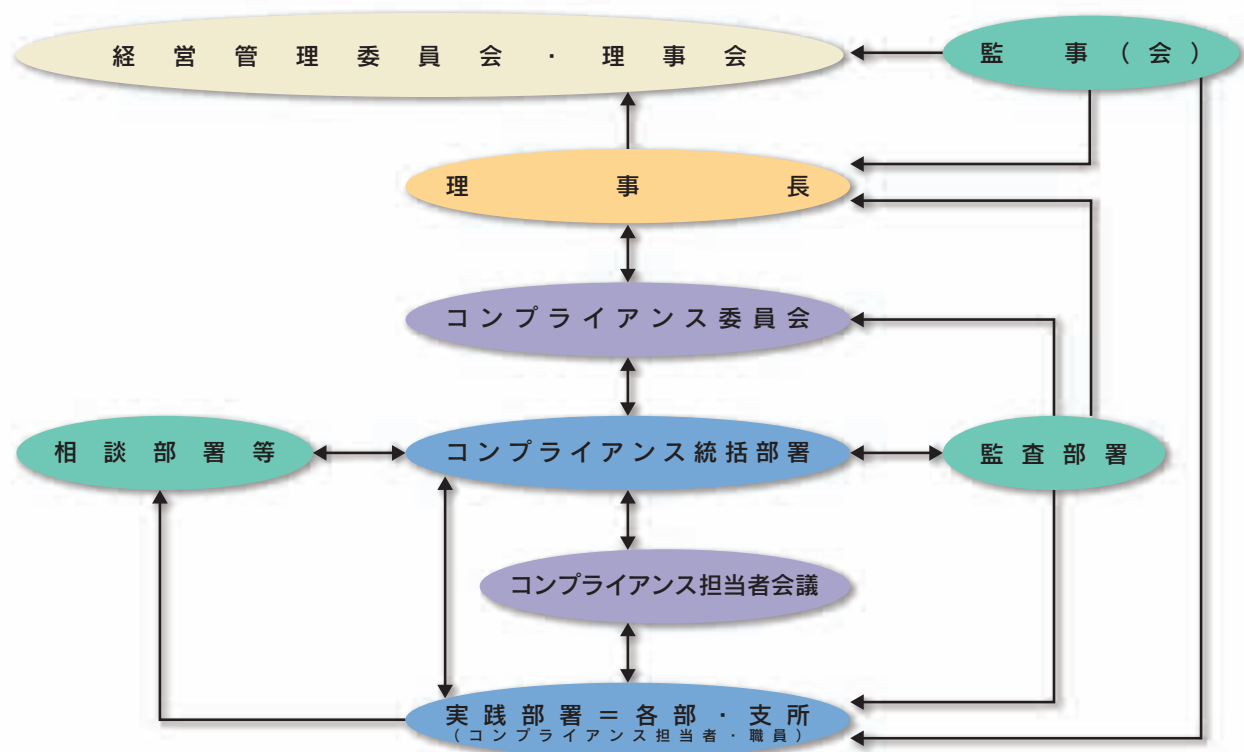
❖ コンプライアンス運営態勢

当会のコンプライアンス運営は、コンプライアンス委員会、コンプライアンス統括部署、各部・支所に配置されたコンプライアンス担当者を中心に行っております。

コンプライアンス委員会は、コンプライアンスの取組方針等を審議する委員会で、その事務局であるコンプライアンス統括部署はコンプライアンス担当者との連絡・調整やコンプライアンスの取り組みに関する企画等を行っております。また、コンプライアンス担当者は、コンプライアンス上の問題発生時の初期対応や部署内研修の実施など、コンプライアンス活動の実践にあたっております。

さらに、コンプライアンス上の諸問題について職員が直接相談・報告できる体制として、「ヘルプライン窓口」を会内のほか、顧問弁護士を外部窓口として設置しております。

■ コンプライアンス運営体制図



■ 反社会的勢力排除への対応

当会は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との取引を排除するため、「反社会的勢力への対応に関する基本方針」および「反社会的勢力との取引排除規程」に基づき、基本対応、態勢等に関する事項を定め、健全な経営を確保するよう取り組んでいます。

コンプライアンスについて

◆ 利用者保護の取り組み

当会は、お客さまの利益の保護と利便の確保・向上に向けて次のとおり継続的に取り組みます。

1. お客さまとの取引または金融商品の説明および情報提供を適切にかつ十分に行います。
2. 相談・苦情等については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう取り組みます。
3. お客さまの情報について、適正かつ適法な手段による取得を行い、情報の紛失、漏えいおよび不正利用防止に努めます。
4. 外部に事業を委託するにあたっては、お客さま情報の管理・対応を適切に行うよう努めます。
5. お客さまの利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理のための態勢整備に努めます。

金融商品の勧誘方針

本会は、貯金・定期積金その他の金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、お客さまに対して適正な勧誘を行います。

1. お客さまの商品利用目的、知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. お客さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、お客さまの誤解を招くような説明は行いません。
4. 電話や訪問による勧誘は、お客さまのご都合に合わせて行うよう努めます。
5. お客さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
6. 販売・勧誘に関するお客さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

◆ 相談・苦情等への取り組み（金融ADR制度）

1. 苦情処理措置の内容

当会では、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、北海道JAバンク相談所とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当会の相談・苦情等受付窓口〔電話：011-232-6803（午前9時～午後5時〈金融機関の休業日を除く〉）〕

2. 紛争解決措置の内容

当会では、紛争解決措置として、弁護士会を利用できます。

弁護士会の利用に際しては、北海道JAバンク相談所を通じてのご利用となりますので、当会の相談・苦情等受付窓口または北海道JAバンク相談所〔電話：011-232-5031（午前9時～午後5時〈金融機関の休業日を除く〉）〕にお申し出ください。

❖ 金融円滑化の取り組みについて

当会は、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「最も重要な役割のひとつ」として位置付け、公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取り組んでいます。

金融円滑化にかかる基本方針

1. 当会は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。
2. 当会は、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取り組みをご支援できるよう努めてまいります。
また、役職員に対する研修等により、上記取り組みの対応能力の向上に努めてまいります。
3. 当会は、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。
また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。
4. 当会は、お客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談、要望および苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。
5. 中小企業者等金融円滑化法への対応
 - (1) 農業事業者、中小事業者および住宅ローンご利用のお客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めてまいります。
 - (2) 当会は、その際、他の金融機関や日本政策金融公庫、住宅金融支援機構、農業信用基金協会、企業再生支援機構、事業再生ADR等との緊密な連携を図るよう努めてまいります。
また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客さまの同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。
6. 当会は、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることができるよう、必要な体制を整備いたしております。
具体的には、
 - (1) 代表理事理事長以下、役員並びに関係部長を構成員とする「融資協議会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。
 - (2) 理事資金運用本部長を「金融円滑化管理責任者」として、当会全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
 - (3) 営業部、農業融資部、各支所に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各部署における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
7. 当会は、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

個人情報保護の取り組みについて

◆ 個人情報保護の取組方針

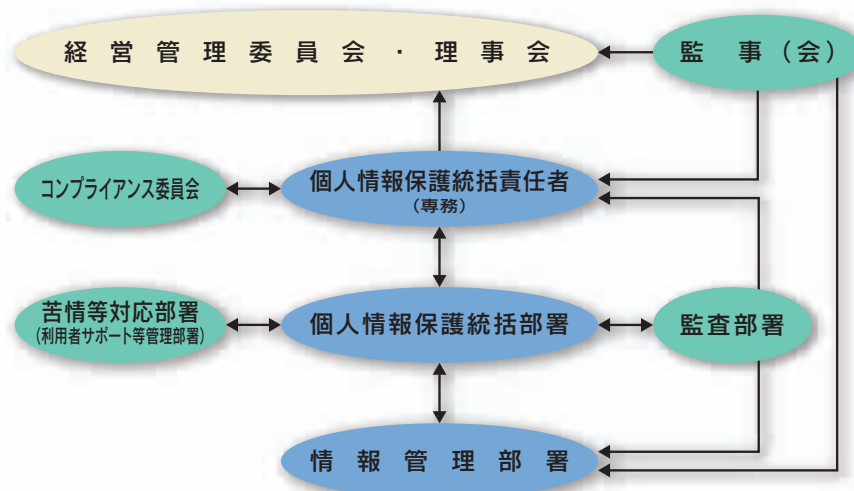
個人情報を正しく取り扱うことが当会の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、平成17年4月「個人情報保護方針」を制定し、さらに個人情報の適切な利用に必要な諸規定・手続きを併せて制定しております。また、内部体制を整備するとともに、研修等を通じ役職員に対する教育を行い、個人情報の安全管理に努めております。

個人情報保護方針

北海道信用農業協同組合連合会（以下「当会」といいます。）は、利用者等の皆さまの個人情報を正しく取り扱うことが当会の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守します。

- 1. 関係法令等の遵守**
当会は、個人情報を適正に取り扱うために、個人情報の保護に関する法律その他、個人情報保護に関する関係諸法令および主務大臣のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。
- 2. 利用目的**
当会は、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内において、ご本人の個人情報を取り扱います。
なお、当会の業務内容および個人情報の利用目的は、当会の本支所に掲示するとともにホームページ等に掲載しております。
- 3. 適正取得**
当会は、個人情報を取得する際には、適正かつ適法な手段で取得いたします。
- 4. 安全管理措置**
当会は、取り扱う個人データを利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努めるとともに、漏えい等を防止するため、安全管理に関する必要・適切な措置を講じ、従業者および委託先を適正に監督します。
- 5. 第三者提供の制限**
当会は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。
- 6. 機微情報の取り扱い**
当会は、ご本人の機微（センシティブ）情報（政治的見解、信教、労働組合への加盟、人種・民族、門地・本籍地、保健医療等に関する情報）については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。
- 7. 開示・訂正等**
当会は、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示、訂正等に応じます。
- 8. 苦情窓口**
当会は、取り扱う個人情報につき、ご本人からの苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。
- 9. 継続的改善**
当会は、取り扱う個人情報について、適正な内部監査を実施などとして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

個人情報保護取組体制図





JA北海道信連
社会的責任と地域貢献活動

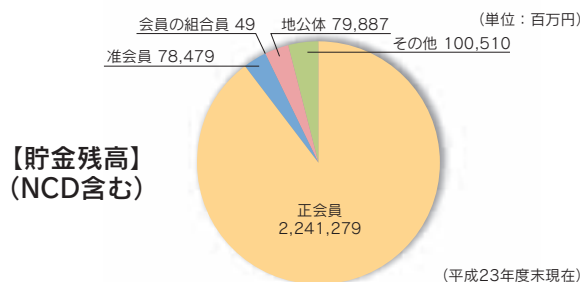
社会的責任と地域貢献活動

地域経済活性化への貢献

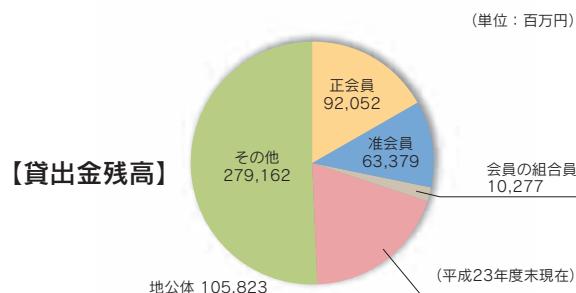
当会は、地元のJA等が会員となって、お互い助け合い発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であるとともに、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。



地域からの資金調達の状況



地域への資金供給の状況



【地方債引受】

平成23年度の北海道債の引受（銀行等引受債）は110.55億円でした。これは当年度内総発行額1,876億円に対し5.89%のシェアを占めており、引受全金融機関別のシェアでは上位第3位という重要な位置付けにあります。

道内農畜産物の販売代金等の資金を会員JAから貯金として吸収し、北海道債の引受をはじめ道内地方公共団体への融資として還元することにより、北海道経済の持続的発展に寄与し、地域社会の活性化に貢献するよう取り組んでおります。

北海道農業への貢献

JAバンク北海道の多様な農業資金

対象者や資金使途に応じ、さまざまな資金を設けています。道内JA統一要綱資金のほか、北海道信連独自資金も設けており、JAバンク北海道が一体となった農業担い手等への金融対策強化に取り組んでおります。

また、平成23年度は、北海道信連独自資金として「信連 農業法人経営応援資金」を創設し、資金メニューの充実を行うなど、JAとともに農業法人に対する支援体制を強化しております。

【道内JA統一要綱資金】

（単位：百万円）

資金名	資金の使いみちなど	残 高
JA フルスペックローン	農機具や格納庫など、比較的小口の設備資金	48,967
JA 農業経営緊急支援資金	飼料費などの生産資材の高騰あるいは災害などにより緊急に必要となる中・長期運転資金	14,317
JA 農業経営サポートローン	農業者戸別所得補償制度に係る交付金等入金までの間に必要となる運転資金	92
JA 農業経営ステップアップローン	農業経営に必要な設備や中・長期運転資金	1,589
JA 営農応援ローン	農業経営に必要な短期運転資金	830

【北海道信連独自資金（農家組合員向け）】

(単位:百万円)

資金名	資金の使いみちなど	残 高
農業経営ステップアップ資金	農地・施設・機械の取得等、農業経営改善に要する資金	6,682
信連 新規就農者資金	新規就農者が、農業経営を行っていく際に必要となる資金（営農資金・住宅資金）	254
信連 農業後継者応援資金 信連 中核農業者応援資金	農業経営の安定化・高度化に資するための既往農業負債の借換並びに借換に必要な費用	334
信連 農業法人経営応援資金	農業法人が、農業経営を行っていく際に必要となる資金（運転資金・機械・設備資金）	H24.2 創設

【北海道信連独自資金（総合JA向け）】

(単位:百万円)

資金名	資金の使いみちなど	残 高
農業経営緊急支援資金	飼料費などの生産資材の高騰あるいは災害などにより、緊急に必要となる運転資金について JA が農業者の皆さまにご融資しようとする場合に、その原資を JA に融通する資金	6,394
共同利用施設等設備資金	組合員が利用する共同利用施設等を JA が建設するための設備資金	16,445

当会では独自資金の他に、制度資金、受託資金も取り扱っております。

【制度資金取り扱い状況】

(単位:百万円)

資金名	残高
農業近代化資金	14,636

【受託資金取り扱い状況】

(単位:百万円)

資金名	資金の使いみちなど	残 高
日本政策金融公庫 （農林水産事業）	生産力の維持増進・食料の安定供給の確保に必要な資金をお取り扱いしております。	233,475
日本政策金融公庫 （国民生活事業）	教育を受けるために必要な資金をお取り扱いしております。	1,250
住宅金融支援機構	災害関連融資等政策的に重要なものを除いて、原則として新規のお取り扱いはしていません。	48,120



社会的責任と地域貢献活動

JAバンク北海道農業融資専門委員会・地区農業融資部会等の取り組み

JAバンク北海道では従来、道内JAバンク担い手金融リーダーを中心として担い手農業者に対する融資伸長策などについて全道企画の討議を行う場として「北海道農業融資研究会」を開催していましたが、これを発展的に解消し、より高度な農業金融企画や戦略的課題を協議するため、平成23年「JAバンク北海道農業融資専門委員会」を創設いたしました。

専門委員は地域事情に精通し専門的知識を有するJA実務者等により構成され、アドバイザーとして農林中金、オブザーバーとしてJA北海道中央会、北海道農業信用基金協会が参加し、施策検討等が行われています。

また、各地区に設置された戦略会議（全体・農業融資部会）では、地区の実情にあわせた協議を行っています。

協議を行ってきた事項

- 負債対策者の経営改善に向けた検討について
- 農業法人支援への取り組みについて
- 農業融資に係る人材育成について

など

※JAバンク担い手金融リーダー

農業金融実務の専門家として設置を進めてきたもので、現在全国で1,906名を数え、道内においても284名が各JAで活躍しております。



北海道農業法人向けセミナーの開催

本セミナーは農業法人への支援に向けた取り組みの一環として、JAグループ北海道の初めての試みであり、道内地域農業を牽引する農業法人を対象に、今後の事業展開等に役立つようなソフト面での機能サービス提供を目的に開催いたしました。

本セミナーの開催を契機に今後も定期開催を行い、農業法人とJAグループとのより一層の関係強化を目指してまいります。

平成23年度セミナー開催内容

「JAグループ北海道農業経営フォーラム
～北海道農業の未来に向けて～」

開催日時・開催場所

平成23年9月2日（金） 札幌パークホテル

セミナー内容

- ① 講演：「日本農業を取り巻く情勢と北海道農業の将来」
講師：農林中金総合研究所 顧問 小林 芳雄 氏
- ② 講演：「法人化したのは何のため？～私の農業経営と地域共生～」
講師：(株)高橋牧場 代表取締役 高橋 守 氏

※セミナー終了後、情報交換を目的とした交流会を開催いたしました。



地域社会とのふれあい

各JAの窓口で年金を受け取られている皆さまが中心となって、年金友の会をつくり活動を行っておりますが、当会は、各JAを通じてこれらの活動を支援し、健康で楽しく暮らせる明るい地域社会づくりに協力しております。



高齢化社会と年金相談

高齢化社会を迎え年金受給者は大幅な増加傾向にあります。

JAバンクは、新規に年金を受け取られる方への受給手続相談、既受給者に対する「貰い忘れ年金」相談など、年金に関する幅広い相談に対応できる相談窓口の充実に取り組んでおります。

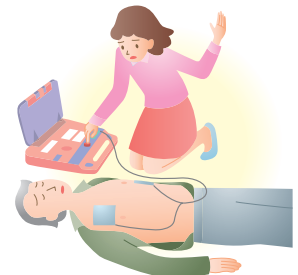
年金に関するご質問等は、最寄りのJA窓口へお尋ねください。

社会福祉充実への貢献

当会では、道内JAとともに地域貢献活動を平成13年度より実施しており、その一環として平成21年度よりAED（自動体外式除細動器）の寄贈を行っております。

寄贈先としては、JR北海道が実施中の各主要駅に対するAED配置計画と連携し、新規配置予定分および従前より配置している機器の更新分も含め“JAバンク”の寄贈AEDにより対応しており、また、併せて道内の社会福祉協議会に対しても寄贈を行っております。

今年度はJR北海道へ6台（手稲駅、桑園駅、新札幌駅、新千歳空港駅、滝川駅、富良野駅）、道内の2社会福祉協議会（東神楽町、池田町）へ各1台の計8台を寄贈し、駅構内での救命活動やJR駅職員・地域住民の救命講習等に活用されています。



松尾組合長（JA道央：写真右から2番目）、長谷川支所長（当会札幌支所：写真右端）よりAEDを贈呈
【贈呈式：平成23年11月28日(月) JR新千歳空港駅 改札口にて】

当会は、今後も「一人は万人のために、万人は一人のために」の精神に基づき、社会福祉への協力と地域社会とのコミュニケーション充実のため、道内JAと連携し、“JAバンク北海道”として積極的に地域貢献活動に取り組んでまいります。

社会的責任と地域貢献活動

北海道JAバンク食農教育応援事業の展開

JAバンク北海道では、JAバンクが行う社会貢献活動として、平成20年度から「北海道JAバンク食農教育応援事業」を展開しています。この事業はJAが行う食農・環境保全・金融経済教育活動をサポートするもので、全道小学校に対する補助教材本の贈呈や小中学生などを対象とした農業体験学習などにかかる費用の助成活動を行っております。

全道小学校に補助教材本を贈呈

平成23年度は補助教材本「農業とわたしたちの暮らし」を、全道1,197校、46千人の小学5年生に、北海道教育委員会・各市町村教育委員会ご協力のもとに贈呈し、授業で活用されています。

また、24年度はこれに加えて新たに特別支援教育版を用意し、全道134の特別支援学校・学級の生徒にも贈呈するなど、JAバンクは教育現場での食農教育を応援しています。



〈北海道教育委員会への教材本贈呈〉



〈JAびばい・JAみねのぶから
美唄市教育委員会へ教材本贈呈〉



〈JA新しのつから小学校へ教材本贈呈〉

JAグループが行う食農・環境保全・金融経済教育事業のサポート

全道の各JAやJAの青年・女性部組織は地元の子供たちに食や農業などの教育活動を行っています。平成23年度は75のJAや組織が農業体験学習や食品工場見学、料理教室など107の活動を行いました。

JAはこうした活動を通じ社会貢献を実施しており、JAバンクは助成事業を通じこれらの活動をサポートしています。



〈JAグループ北海道サンクスマッチ〉



〈JAいしかり田植え体験学習〉

環境保全への取り組み

当会は、平成15年2月26日に施行された「札幌市生活環境の確保に関する条例」に基づき、平成15年度から環境保全行動計画を策定し、二酸化炭素排出量削減をはじめとする、環境負荷低減の活動に取り組んでいます。

さらに平成18年度からは上記に加え、地方5支所（岩見沢・旭川・帯広・北見・釧路）も参加した本会全体としての環境保全行動計画を策定して全会的に環境負荷低減に取り組んでいます。

3ヵ年計画（平成21～23年度）の成果と実績

1. 二酸化炭素排出量の削減

成果 電気・ガソリン・重油および天然ガスの使用量の削減に努めた結果、前期（平成18～20年度）対比で2.1%の削減実績となりました。

（単位：t-CO₂）

実績	平成21～23年度	平成18～20年度	削減量	削減率
CO ₂ 排出量	2,906	2,968	▲62	▲2.1%

2. 紙使用量（コピー用紙購入量）の削減

成果 両面コピーの徹底や電子文書化による紙使用量の削減に努めた結果、前期（平成18～20年度）対比で1.8%の削減実績となりました。

（単位：千枚）

実績	平成21～23年度	平成18～20年度	削減量	削減率
紙使用量	11,893	12,110	▲217	▲1.8%

3. グリーン購入の推進

成果 環境ラベリング製品や再生品の優先購入の徹底に努めました。

東日本大震災への支援

平成23年3月11日に発生した東日本大震災発生以降、本会を含む北農五連を構成団体としたJAグループ北海道として支援対策本部を設置し、次の支援を行っております。

1. 支援物資の無償提供

米・缶詰などの食料や水などの飲料、毛布・タオルなどの生活用品を無償提供。

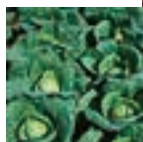
2. 支援募金活動・義援金について

JA組合員、JAグループ役職員、関係機関、関係会社の役職員を対象に被災地への支援と北海道内漁業者・漁業団体への支援募金活動を展開。

さらに被災地への支援として、JAグループ北海道として義援金を送金。

3. 人員の派遣について

JAグループ北海道として、5月23日～27日の日程で職員10名を派遣し、被災地支援活動を実施。



JA北海道信連 商品サービスのご案内

お客さまがもっているさまざまな要望に
応える商品サービスを真心を込めてお届けします。

業務のご案内

◆ 貯金業務

当会では、全道JA、連合会および関係団体の余裕金・決済資金をお預かりしております。また、一般の法人・個人の方々からのご利用の目的に応じさまざまな種類の貯金を用意し、ご利用いただいております。

キャッシュコーナーでは、ご入金・お引き出し・残高照会のほかにお振り込みや定期貯金のお預け入れなどもお取り扱いしております。また、全国JAのキャッシュカードや「Mics全国キャッシュサービス」に加入の提携金融機関のキャッシュカードおよび、ゆうちょ銀行のキャッシュカードもご利用いただけます。

◆ 為替業務

当会は、全国銀行内国為替制度加盟金融機関の一員として、全国の各JAおよび各金融機関と、送金・振込・代金取立等の為替業務を取り扱っております。また、給与振込・各種年金受取サービスも取り扱っております。

◆ 貸出業務

当会では、農業者の必要な資金をJAと共に、積極的にご融資しております。

また、農業および農業関連団体はもとより、地域経済の発展を支える企業および地方公共団体等の皆さまに事業の発展に役立つ短期運転資金・設備資金・長期運転資金等さまざまな用途の資金をご用意し、幅広く融資を行っております。

◆ 受託業務

当会は、農業者、農業経営体および農業関連団体の皆さまが行う、生産基盤の整備、農業経営の維持、生産力の拡大等に必要な長期・低利な資金を安定的にご融資するため、日本政策金融公庫（農林水産事業）の受託金融機関として、各種制度資金を取り扱っております。

また、日本政策金融公庫（国民生活事業）の受託金融機関として「教育資金」も取り扱っております。

なお、住宅金融支援機構資金については、受託金融機関として災害関連融資等、政策的に重要なものに限定して取り扱いしております。

◆ 資金証券業務

当会では、皆さまからお預かりした貯金を貸出金で運用するほか、安全性・流動性に十分留意しながら、農林中央金庫への預け金や国債などの有価証券運用を行っております。

資金証券業務が高度化・複雑化を増している中で、レベルの高い運用体制が求められておりますことから、当会では人材育成を積極的に行い、常に安定した運営を図ることができるよう努めております。

◆ 電算業務

当会では、全国統一の信用事業システムであるJASTEMシステムを通して、組合員はもとより地域の皆さまに、より身近で便利、そして安心なオンライン金融サービスの提供に努めております。

◆ 研修相談業務

当会では、JAからの金融法務・税務に関する相談について個別に対応しております。

また、信頼されるJAバンクづくりのため、JA職員向けに各種研修会を実施し、お客さまの財産・生活設計、税金・年金相談などに応じられるような人材育成支援も行っております。

◆ 金融推進業務

JAバンクはお客さまが求める金融サービスの提供に努め、地域で選ばれる金融機関を目指しております。

当会では、「JA信用事業」の機能拡充・強化に向けた支援とともに、道内JAの本部機能として新商品の企画、さらには新聞などのマスメディアを媒体とするPR活動を行っております。

◆ JA融資支援業務

各地のJAが、担い手等の皆さまのメインバンクとしてお取引引きいただくため、農業の実需に対応した「JAフルスペックローン」やライフスタイルにあわせた「住宅ローン」などの各種ローンをご用意し、融資のご相談にお応えするための支援を行っております。

◆ その他の業務

以上のほか、当会では次の業務を行っております。

● 国債窓販業務

長期利付国債、中期利付国債および個人向け国債を取り扱っております。

● 投資信託窓販業務

公社債投信、株式投信等を取り扱っております。

● 信託代理業務

農中信託銀行株式会社の信託代理業務として、土地信託、有価証券信託等を取り扱っております。

● 外貨預金業務

米ドルでの外貨定期預金（3ヵ月・6ヵ月・1年）を取り扱っております。

● 代理収納決済業務

日本銀行歳入金をはじめ北海道等地方公共団体の公金および電話・電気・放送受信料等各種公共料金の窓口収納および口座振替を取り扱っております。また、JAカードをはじめ各種クレジット代金等の口座振替も取り扱っております。

商品のご案内

◆ 主な貯金

種 類		期 間	預け入れ金額	特 色 ・ 内 容
当 座 貯 金		出し入れ自由	1 円 以 上	お支払いには、安全で便利な小切手、手形をご用意いたします。
普 通 貯 金		出し入れ自由	1 円 以 上	お手軽に出し入れができ、給与や年金の自動受取、公共料金やクレジット代金の自動支払、キャッシュカードなどの便利なサービスがご利用いただけます。
普 通 貯 金 無 利 息 型		出し入れ自由	1 円 以 上	貯金利息はつきませんが、貯金保険制度により、全額保護されます。
総 合 口 座		出し入れ自由	1 円 以 上	普通貯金の機能に加えて、一つの通帳に定期貯金がセットできるのが特色で、定期貯金の残高の90%以内(最高300万円)で自動融資を受けられます。
ス ー パ ー 貯 蓄 貯 金		出し入れ自由	1 円 以 上	普通貯金や総合口座のように自動受取・自動支払の機能はありませんが、普通貯金より有利な金利を設定しており、残高が増えるほど金利が段階的にアップする貯金です。また、キャッシュカードもご利用いただけます。
通 知 貯 金		7 日 以 上	5 万 円 以 上	まとまった資金の短期運用に有利です。
定 期 貯 金	スーパード定期貯金	1 カ 月 以 上 5 年 以 内	1 円 以 上	短期の運用から長期の運用まで目的に応じて自由に選べます。預入時の利率が満期日まで変わらない確定利回りで預入期間3年以上なら半年複利の運用でさらにお得です。
	期日指定定期貯金	最 長 3 年 (据置期間1年)	1 円 以 上	1年複利で高利回り、据置期間経過後はご指定の日にお引き出しになれます。また、元金の一部お引き出しもできます。
	大口定期貯金	1 カ 月 以 上 5 年 以 内	1 千 万 円 以 上	大口資金の高利回り運用に最適です。
	変動金利定期貯金	1 年 以 上 3 年 以 内	1 円 以 上	お預け入れ日から半年ごとに、市場金利の動向に合わせて金利が変動する定期貯金で、金利環境の変化にすばやく対応することができます。期間3年だと半年複利でお得になります。
財 形 貯 金	財 形 一 般 貯 金	3 年 以 上	1 千 円 以 上	給料からの天引きで、お勤めの方々の財産づくりには最適な積立貯金です。
	財 形 年 金 貯 金	積立期間：5年以上 据置期間：6ヵ月以上 5年以内 受取期間：5年以上 20年以内	1 千 円 以 上	給料からの天引きで、ご自分の生活設計に合わせて、年金タイプでお受け取りになる有利な積立貯金です。最大のメリットは550万円まで(財形住宅と合算)退職後においても非課税の特典が受けられるところです。
	財 形 住 宅 貯 金	5 年 以 上	1 千 円 以 上	給料からの天引きで、マイホームのご計画に合わせ、住宅取得資金づくりに最適な積立貯金です。最大のメリットは550万円まで(財形年金と合算)非課税の特典が受けられるところです。
定 期 積 金		6 カ 月 以 上 5 年 以 内	1 千 円 以 上	目標額にあわせて、毎月の預け入れ指定日に積み立てる貯金です。積み立て期間は6ヵ月以上5年以内の間で自由に選べますから、プランにそって無理なく目標が達成できます。
譲 渡 性 貯 金		1 週 間 以 上 2 年 以 内	5 千 万 円 以 上	大口の余裕資金の短期運用に有利です。満期日前の譲渡も可能です。

商品・サービス利用にあたっての留意事項

貯金商品やサービスにつきましては、ご契約上の規定・金利変動ルールなど、それぞれの商品やサービスの特色を店頭でお尋ねいただくなど、よくご確認のうえ、ご利用ください。

◆ 主な貸出金

■ 農家組合員向け融資

種 類	資金の使いみちなど
農 業 経 営 ステップアップ資金	農地・施設・機械の取得等、農業経営改善に要する資金
信連 新規就農者資金	新規就農者が、農業経営を行っていく際に必要となる資金（営農資金・住宅資金）
信 農業後継者応援資金 連 信 中核農業者応援資金	農業経営の安定化・高度化に資するための既往農業負債の借換並びに借換に必要な費用
信 農業法人経営応援資金 連	農業法人が、農業経営を行っていく際に必要となる資金（運転資金・機械・設備資金）

一般企業等法人向けご融資

種 類	資金の使いみちなど	ご融資金額・期間・担保および保証
一 般 企 業 資 金	通常の運転資金・設備資金のほか、 季節的・一時的な資金にご利用いただけます。	ご相談に応じて決定しております。

道内JAでお取り扱いしている農業関連の各種ローン（資金）

種 類	資金の使いみちなど	ご融資金額	ご融資期間
JA フルスベックローン	農機具や格納庫など、比較的小口の設備資金	必 要 と す る 額	10 年以内
J A 農 業 経 営 緊 急 支 援 資 金	飼料費などの生産資材の高騰あるいは災害などにより緊急に必要となる中・長期運転資金	必 要 と す る 額	5年以内(生産資材費等に 係るものは10年以内)
JA 農業経営ステップ ア ッ プ ロ ー ン	農業経営に必要な設備や中・長期運転資金	事業費の範囲内で JA の定める額の範囲内	20 年以内
J A 営 農 応 援 ロ ー ン	農業経営に必要な短期運転資金	個人 15 百万円まで 法人 30 百万円まで	1 年以内

※JAによってはお取り扱いがない場合がございます。

※ローンのご利用にあたっては、保証機関等の審査が必要な場合がございます。

道内JAでお取り扱いしている生活関連の各種ローン

種 類	資金の使いみちなど	ご融資金額	ご融資期間
住 宅 ロ ー ン	住宅の新築・購入・リフォーム、土地の購入住宅資金の借換。	最高 5,000 万円まで	35 年以内
マ イ カ ー ロ ー ン	乗用車・オートバイ・カー用品などの購入資金。	500 万円まで	7 年以内
教 育 ロ ー ン	就学されるご子弟の教育に関するすべての資金。 入学金・授業料・アパートの家賃等。	500 万円まで	(在学期間+7 年 6 ヶ月) 以内
ク ロ ー バ ロ ー ン	結婚費用・旅行費用・医療費・出産費・介護 機器・耐久消費財の購入費など生活資金全般。 ※ただし、資金使途が確認できるものに限ります。	300 万円まで	5 年以内
カ ー ド ロ ー ン	使途自由。極度額の範囲で何度でもご利用 いただけます。	最高 300 万円まで	1 年(自動更新)

※ローンのご利用にあたっては、保証会社等の審査や所定の出資金が必要な場合がございます。※上記ローン以外にも取り扱い商品がございます。

商品・サービスにあたっての留意事項

1. ローン商品につきましては、金利変動ルールなど、それぞれの商品やサービスの特色を店頭でお尋ねいただくなど、よくご確認のうえ、ご利用ください。
2. ローンのご利用にあたりましては、ご契約上の規定、ご返済方法(返済日、返済額など)、ご利用限度額、現在のご利用額などにご留意ください。

主な受託貸付金

当会でお取り扱いしている主な受託貸付資金

受 託 先	資 金 名
日 本 政 策 金 融 公 庫 (農 林 水 産 事 業)	農業経営基盤強化資金、農業基盤整備資金、農業改良資金、担い手育成農地集積資金、経営 体育成強化資金、農林漁業セーフティネット資金、振興山村・過疎地域経営改善資金、農林漁業 施設資金、中山間地域活性化資金、特定農産加工資金、新規用途事業等資金、乳業施設資金
日 本 政 策 金 融 公 庫 (国 民 生 活 事 業)	教育資金
住 宅 金 融 支 援 機 構	災害関連融資等政策的に重要なもの

各種手数料一覧 (一般)

貯金に関する手数料

項 目		手数料	
発行・更新手数料 (1件につき)	IC キャッシュカード	無 料	
	ICキャッシュカード (IAカード-体型)	無 料	
再 発 行 手 数 料 (1 件 に つ き)	通 帳	525円	
	証 書	735円	
	磁気キャッシュカード	1,050円	
	IC キャッシュカード	1,050円	
	ICキャッシュカード (IAカード-体型)	630円	
自己宛小切手の発行 (1 通)		525円	
残 高 証 明 書 発 行 手 数 料 (店頭交付/1 通)	当 会 所	都 度 発 行	525円
	定 様 式	継 続 発 行	315円
	当 会 所 定 外 様 式		1,050円
	監 査 法 人 か ら の 依 頼		3,150円
手 形 ・ 小 切 手 交 付 手 数 料 (店 頭 交 付)	小 切 手 帳 (1 冊 /50 枚)		2,100円
	約束手形帳 (1 冊 /50 枚)		2,100円
	為替手形帳 (1 冊 /25 枚)		2,100円
	マル専手形 (1 枚)		262円

為替に関する手数料

項 目		手 数 料	
	ご 利 用 形 態	お 振 込 先 金 融 機 関	お振込金額
			3万円未満 3万円以上
振 込 手 数 料	窓 口 利 用 (電 信 扱・文 書 扱)	同 一 店 内	210円 420円
		当会他店・系統金融機関あて	210円 420円
		他 金 融 機 関 あ て	630円 840円
	A T M 利 用 J A ネットバンク利用 (インターネットバンキング)	同 一 店 内	105円 210円
		当会他店・系統金融機関あて	105円 210円
		他 金 融 機 関 あ て	315円 525円
	F B 利 用 (ファームバンキング)	同 一 店 内	105円 105円
		当会他店・系統金融機関あて	105円 210円
		他 金 融 機 関 あ て	315円 525円
	定 時 自 動 送 金	同 一 店 内	105円 210円
		当会他店・系統金融機関あて	105円 315円
		他 金 融 機 関 あ て	420円 630円
送金手数料 (送金小切手 1通)		同 一 店 内	105円 105円
		当会他店・系統金融機関あて	210円 315円
		他 金 融 機 関 あ て	420円 630円
		当 会 あ て	420円
代金取立手数料 (1通につき)	同 地 あ て	当 会 ・ 同 一 手 形 交 換 所 区 域 内	210円
		当 会 他 店	420円
	同 地 以 外	当会以外の金融機関	普通扱 630円
			至急扱 840円
その他の手数料	送金・振込の組戻手数料		840円
	振込の訂正手数料	当 会 あ て	420円
		当会以外の金融機関あて	630円
	取立手形組戻手数料		840円
	不渡手形返却料		840円
取立手形店頭呈示料			840円

その他の主な手数料

項 目	手数料
個人情報開示手数料 (1通)	2,100円
J A ネットバンク利用手数料 (月額)	無 料
債券口座管理手数料 (月額)	※105円

※印の手数料は、当面の間無料でお取り扱いしています。

(平成24年6月30日現在)
(手数料には消費税が含まれています)

両替手数料

ご利用形態	お取り扱い枚数	手数料
窓 口 利 用	1 枚～20 枚まで	0円
	21 枚～100 枚まで	105円
	101 枚～1,000 枚まで	315円
	1,001 枚～2,000 枚まで	525円
両 替 機 利 用	1 枚～20 枚まで	0円
	21 枚～100 枚まで	100円
	101 枚～1,000 枚まで	200円
	1,001 枚以上	300円

* 店頭両替手数料のうち2,001枚以上は1,000枚毎に210円が加算されます。
* 店頭両替手数料の適用は、持参または両替希望金種の何れが多いほうの枚数を基準とします。
* 両替機利用手数料の適用は、両替後の紙幣・硬貨の合計枚数を基準とします。

ATM利用手数料

(お取り扱い時間が平日の9:00～17:30)

ご利用のカード	お支払	ご入金
当 会 ・ 全 国 農 協	無 料	無 料
信 漁 連 ・ 漁 協		お取り扱いして おりません
三 菱 東 京 U F J 銀 行		
他 の 金 融 機 関	105 円	
提 携 カ ー ド 会 社	無 料	

* お取り扱い時間は店舗により異なる場合があります。

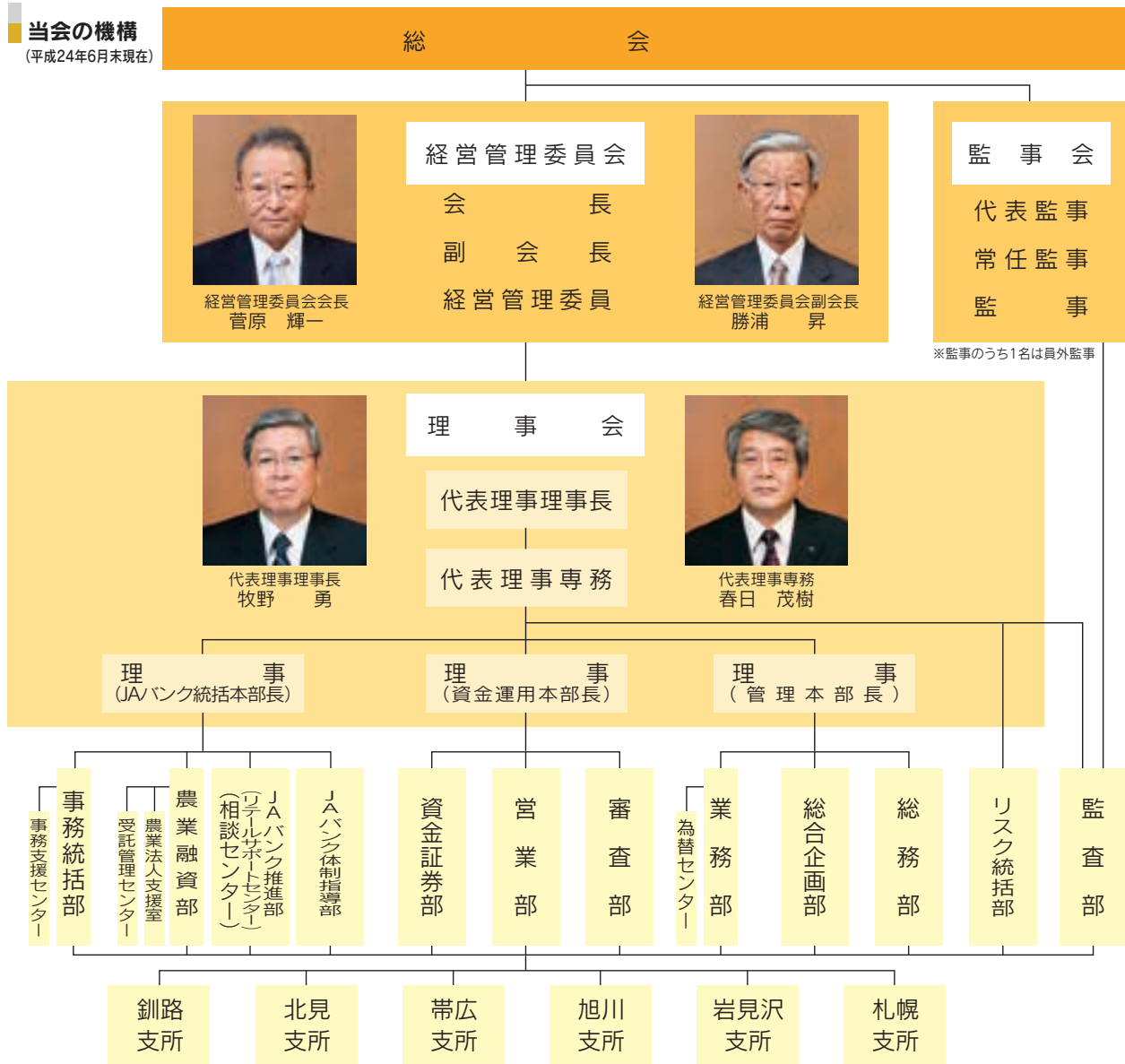


JA北海道信連 組織・ネットワーク

組織と機構

当会の機構

(平成24年6月末現在)



会員数

	平成22年度末	平成23年度末
正会員	141	139
准会員	114	114
合計	255	253

役員

(平成24年6月末現在)

経営管理委員会会長	菅原 輝一	代表理事理事長	牧野 勇
経営管理委員会副会長	勝浦 昇	代表理事専務	春日 茂樹
経営管理委員(非常勤)	板谷 重徳	理 事	伊藤 隆昌
経営管理委員(非常勤)	高取 剛	理 事	安友 薫
経営管理委員(非常勤)	村木 秀雄	理 事	長野 功
経営管理委員(非常勤)	高島 誠	代表監事(非常勤)	杉本 修
経営管理委員(非常勤)	長谷川 裕昭	常任監事	次田 透
経営管理委員(非常勤)	西塚 秀夫	監事(非常勤)	間木野 篤雄
経営管理委員(非常勤)	西川 孝範	監事(非常勤)	佐藤 彰
経営管理委員(非常勤)	辻 勇	監事(員外・非常勤)	池田 和彌
経営管理委員(非常勤)	畠山 良一		

ネットワーク



①本所・札幌支所

札幌市中央区北4条西1丁目
1番地

本所
TEL (011) 232-6010

札幌支所
TEL (011) 232-6060



②岩見沢支所

岩見沢市5条西5丁目
2番地の1

TEL (0126) 22-8202

※窓口業務の取扱は平成24年9月21日
まで



③旭川支所

旭川市宮下通14丁目右1号

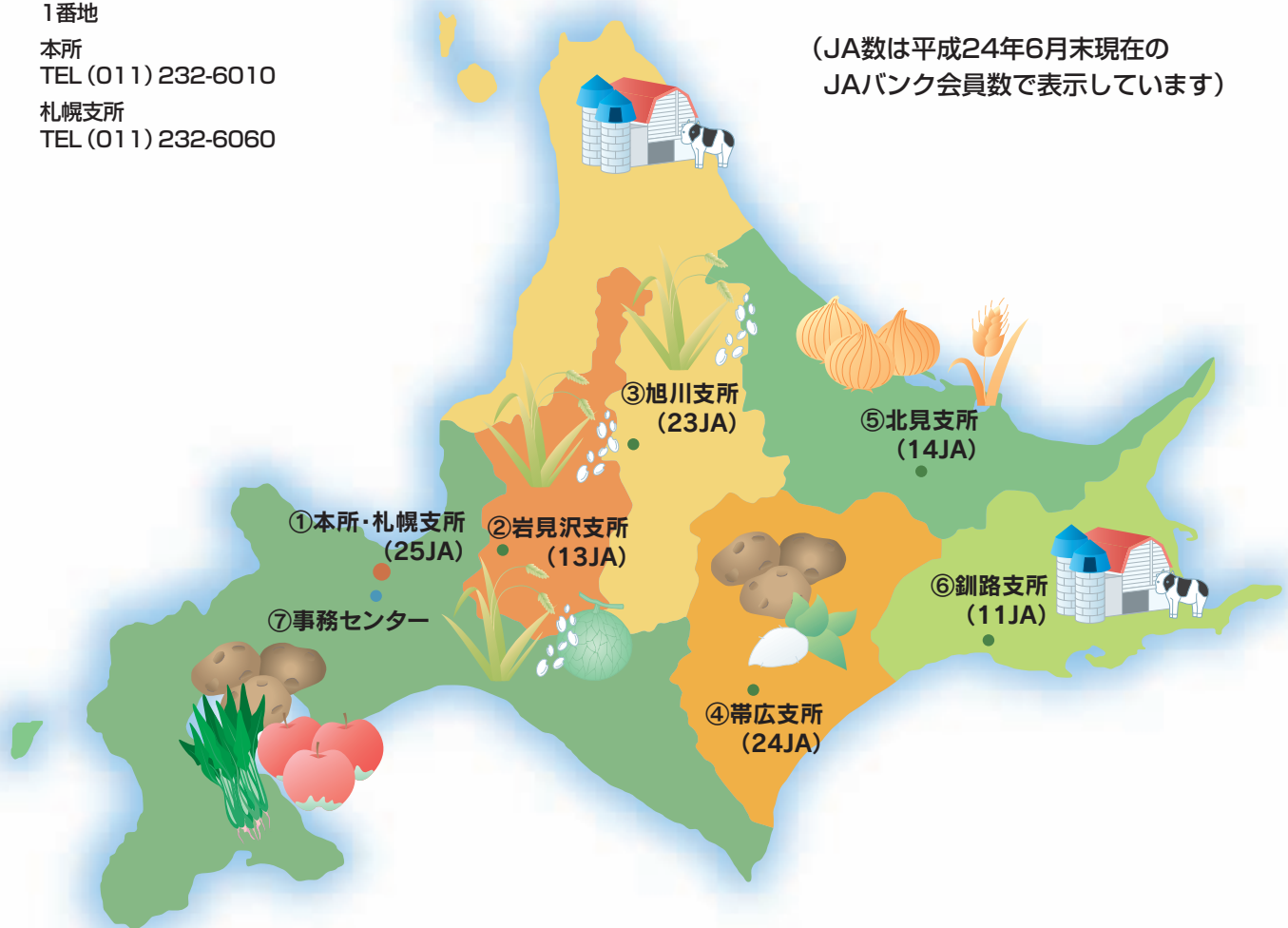
TEL (0166) 24-1381



④帯広支所

帯広市西3条南7丁目
14番地

TEL (0155) 23-2662



⑤北見支所

北見市とん田東町617番地
TEL (0157) 23-4726



⑥釧路支所

釧路市黒金町12丁目
10番地の1
TEL (0154) 22-4813



⑦事務センター

札幌市豊平区福住1条4丁目
13番13号
TEL (011) 836-3382

職員数

	平成22年度末	平成23年度末
男子職員	245	243
女子職員	91	86
常勤嘱託	11	15
計	347	344

沿革

●昭和23年

農業協同組合法に基づき北海道信用農業協同組合連合会を設立

●昭和27年

資金量50億円達成

●昭和29年

農林漁業金融公庫資金取扱開始

●昭和30年

資金量100億円達成

1955



●昭和35年

稚内支所開設

1960

●昭和38年

資金量500億円達成

住宅金融公庫資金取扱開始



●昭和41年

系統内国為替取扱開始

●昭和42年

資金量1,000億円達成

本所事務所、共済ビルへ移転

●昭和47年

農業者年金基金資金取扱開始

●昭和48年

貯金・為替業務のオンライン化

農水産業協同組合貯金保険制度発足

農協信用事業相互援助制度発足

●昭和49年

1974



●昭和53年

資金量5,000億円達成

定期性貯金オンライン化

国民金融公庫進学資金取扱開始

●昭和54年

全国銀行内国為替制度加盟

●昭和57年

北海道信連事務センター完成

●昭和59年

農協信用事業オンラインシステム稼働

北海道信連サービス(株)設立

●昭和60年

全国農協貯金ネットサービスシステム稼働

1985

●昭和61年

資金量1兆円達成

系統自動決済サービスシステム完成

国債等代理窓販業務開始

●昭和62年

貸出金オンラインシステム稼働

●昭和63年

北海道キャッシュサービス取扱開始

●平成元年

受託資金オンラインシステム稼働

信連日計システム稼働

●平成2年

1990

都銀、地銀とのCDオンライン提携

国債窓販システム稼働

●平成3年

(株)ジェイエエネット北海道設立

第二地銀、信金、信組、労金とのCDオンライン提携

●平成4年

農協信用事業収益管理システム稼働

●平成5年

研修センター完成

貸出取引先管理システム導入

●平成6年

国債等窓販業務取扱開始

●平成7年

手形管理システム導入

1995

貸出稟議システム導入

●平成8年

農協信用事業新オンラインシステム稼働

●平成9年

信託代理業務取扱開始

●平成10年

東京連絡事務所閉鎖・倶知安支所を札幌支所に統合

FBサービス取扱開始

●平成11年

留萌支所および稚内支所を旭川支所に統合

外貨預金取扱開始

投資信託窓販業務取扱開始

後配出資による資本調達

●平成12年

中標津支所を釧路支所に統合

2000

郵便貯金とのCD・ATMオンライン提携

●平成13年

北農ビルおよびJAパーキング竣工

インターネットバンキングサービス取扱開始

●平成14年

JAバンクシステム発足

経営管理委員会制度導入

●平成15年

函館支所および苫小牧支所を札幌支所に統合

環境負荷低減活動に着手

永久劣後ローンによる資本調達（第一次）

●平成16年

決済用貯金導入

永久劣後ローンによる資本調達（第二次）

●平成17年

ペイオフ全面解禁

2005

印鑑照会システム稼働

●平成18年

JAバンク新システム（JASTEMシステム）開通



資金量2兆円達成

新会内ネットワークシステム稼働

農業融資研究会立ち上げ

普通出資・後配出資による資本調達

格付自己査定システム導入

JASTEM次期システム移行完了

農業法人セミナー・交流会の開催

●平成19年

●平成20年

●平成21年

●平成22年

●平成23年

JA北海道信連
—資料編Ⅰ 経営状況等—

単体財務諸表

貸借対照表

(単位：百万円)

資 産 の 部	平成22年度 (平成23年3月31日)	平成23年度 (平成24年3月31日)
現金	2,652	2,821
預 け 金	1,249,519	1,254,498
系 統 預 け 金	1,240,235	1,246,187
系 統 外 預 け 金	9,284	8,310
コ ー ル ロ ー ン	－	－
買 現 先 勘 定	－	－
金 銭 の 信 託	7,135	6,332
有 価 証 券	672,323	740,458
国 債	307,612	367,646
地 方 債	166,224	167,829
社 債	154,349	160,346
外 国 証 券	36,890	29,787
株 式	2,579	2,781
そ の 他 証 券	4,667	12,066
貸 出 金	545,520	550,698
手 形 貸 付	20,617	19,814
証 書 貸 付	455,751	444,422
当 座 貸 越	69,135	86,446
割 引 手 形	15	13
そ の 他 資 産	3,586	3,404
未 収 利 息 そ の 他	2,647	2,571
そ の 他 資 産	938	832
有 形 固 定 資 産	10,792	9,792
建 物	2,890	2,442
土 地	7,802	7,277
その他の有形固定資産	99	72
無 形 固 定 資 産	397	360
ソ フ ト ウ ェ ア	383	345
その他の無形固定資産	13	15
外 部 出 資	93,431	93,425
系 統 出 資	90,214	90,209
系 統 外 出 資	3,206	3,206
子 会 社 等 出 資	10	10
繰 延 税 金 資 産	40	－
債 務 保 証 見 返	38,913	38,448
貸 倒 引 当 金	△ 2,899	△ 1,638
外部出資等損失引当金	△ 136	△ 130
資 産 の 部 合 計	2,621,276	2,698,470

負債・純資産の部	平成22年度 (平成23年3月31日)	平成23年度 (平成24年3月31日)
貯 金	2,330,639	2,391,357
当 座 貯 金	42,361	31,548
普 通 貯 金	34,036	34,865
貯 蓄 貯 金	251	248
通 知 貯 金	82,523	74,848
別 段 貯 金	39,231	38,161
定 期 貯 金	2,132,205	2,211,659
定 期 積 金	29	25
譲 渡 性 貯 金	103,830	108,850
借 用 金	25,800	25,800
代 理 業 務 勘 定	140	233
そ の 他 負 債	6,615	5,418
未 払 利 息 そ の 他	2,762	3,087
そ の 他 の 負 債	3,852	2,330
諸 引 当 金	10,593	10,483
相 互 援 助 積 立 金	5,589	5,589
賞 与 引 当 金	339	325
退 職 給 付 引 当 金	4,026	3,940
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	58	67
特 例 業 務 負 担 金 引 当 金	579	559
繰 延 税 金 負 債	－	1,823
再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	2,176	1,826
債 務 保 証	38,913	38,448
負 債 の 部 合 計	2,518,708	2,584,241
出 資 金	92,260	93,312
(うち後配出資金)	(48,445)	(48,650)
資 本 準 備 金	－	－
利 益 剰 余 金	△ 12,940	△ 3,708
利 益 準 備 金	－	－
そ の 他 利 益 剰 余 金	△ 12,940	△ 3,708
(うち当期未処分剰余金)	(△ 12,940)	(△ 3,708)
会 員 資 本 合 計	79,319	89,603
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	18,406	19,941
土 地 再 評 価 差 額 金	4,841	4,683
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	23,248	24,625
純 資 産 の 部 合 計	102,567	114,229
負債及び純資産の部合計	2,621,276	2,698,470

資料編

◆ 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	
	平成22年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	平成23年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
経 常 収 益	33,066	33,495
資 金 運 用 収 益	26,466	25,326
（うち 貸 出 金 利 息）	(9,078)	(8,228)
（うち 預 け 金 利 息）	(10,249)	(9,829)
（うち 有価証券利息配当金）	(7,135)	(7,266)
役 務 取 引 等 収 益	3,609	3,462
そ の 他 事 業 収 益	1,974	3,201
そ の 他 経 常 収 益	1,016	1,505
経 常 費 用	23,539	23,559
資 金 調 達 費 用	15,200	14,614
（うち 貯 金 利 息）	(14,250)	(13,683)
役 務 取 引 等 費 用	1,749	1,722
そ の 他 事 業 費 用	727	1,137
経 常 費	5,623	5,529
そ の 他 経 常 費 用	238	556
経 常 利 益（△は経常損失）	9,527	9,935
特 別 利 益	862	0
特 別 損 失	1,089	910
税引前当期利益（△は税引前当期損失）	9,299	9,024
法人税、住民税および事業税	6	7
法 人 税 等 調 整 額	△ 3	136
法 人 税 等 合 計	3	143
当期剰余金（△は当期損失金）	9,296	8,881
当 期 首 繰 越 剰 余 金	△ 22,237	△ 12,940
再 評 価 差 額 金 取 崩 額	—	350
当期末処分剰余金（△は当期末処理損失金）	△ 12,940	△ 3,708

注) 1. 「(うち預け金利息)」には、受取奨励金・受取特別配当金が含まれています。
2. 「(うち貯金利息)」には、会員に対する支払奨励金が含まれています。

◆ 損失金処理計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	
	平成22年度	平成23年度
当 期 未 処 理 損 失 金	12,940	3,708
次 期 繰 越 損 失 金	12,940	3,708

注記表 (平成22年度)

1 重要な会計方針に関する事項

- (1) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。
 (2) 有価証券（外部出資勘定の株式を含む。）の評価基準および評価方法は、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っております。

- ・ 売買目的有価証券……時価法（売却原価は移動平均法により算定）
- ・ 満期保有目的の債券…定額法による償却原価法（売却原価は移動平均法により算定）
- ・ 子会社・子法人等株式および関連法人等株式
…原価法（売却原価は移動平均法により算定）
- ・ その他有価証券
時価のあるもの…決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
時価を把握することが極めて困難と認められるもの…原価法（売却原価は移動平均法により算定）

なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については、償却原価法による取得価額の修正を行っております。

- (3) 金銭の信託（合同運用を除く。）において信託財産を構成している有価証券の評価基準および評価方法は、上記（2）の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位ごとに当年度末の信託財産構成物である資産および負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しております。
 (4) テリパティブ取引の評価は時価法により行っております。
 (5) 有形固定資産の減価償却は、それぞれ次の方法により行い資産から直接減額して計上しております。

建 物 定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）については、定額法）を採用しております。なお、主な耐用年数は7年～50年であります。

建物以外 定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は2年～20年であります。

- (6) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しています。そのうち自社利用ソフトウェアについては、当会における利用可能期間（原則5年）に基づいて償却しております。
 (7) 外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
 (8) 引当金の計上方法

①貸倒引当金

貸倒引当金は、「経理規程」に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権およびそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下なお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以

下、「破綻懸念先」という。）に係る債権のうち、債権の元本の回収および利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当会の貸出シェアで按分した金額と債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を計上し、キャッシュ・フローを合理的に見積もることのできない債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

なお、担保の処分可能見込額および保証による回収見込額について、東日本大震災の影響により、担保物件および保証人の状況等の実態把握が困難な場合については、それまでに把握している情報を用いて算定しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した統括部署が査定結果を検証しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先および実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額および保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は2,205百万円であります。

②相互援助積立金

相互援助積立金は、「北海道JAバンク支援制度要領」に基づき、農協信用事業の安定と信用向上に資することを目的として、所要額を計上しております。

③賞与引当金

賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計上しております。

④退職給付引当金

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における退職給付債務に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務および数理計算上の差異の費用処理方法は、発生日における一括処理としております。

⑤役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金支給に備えるため、「役員退職慰労金支給規程」に基づき、将来の支給見込額のうち当年度末までに発生していると認められる額を基礎として計上しております。

⑥特例業務負担金引当金

特例業務負担金引当金は、農林漁業団体職員共済組合より通知される特例業務負担金の将来負担見込額に基づき計上しております。従来、特例業務負担金については、将来見込額を貸借対照表に注記する方法によっておりましたが、財務内容をより健全化するため、当年度より特例業務負担金引当金として負債に計上する方法に変更しております。これにより、従来の方によった場合と比較して、税引前当期利益は579百万円減少しております。

⑦外部出資等損失引当金

外部出資等損失引当金は、外部出資に対する損失に備え

資料編

るため、外部出資先の財務状況等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

- (9) 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

- (10) 消費税および地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっています。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は当年度の費用に計上しております。

- (11) 当年度から「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号平成20年3月31日）および「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日）を適用しております。

当会は、賃借物件の一部について不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復にかかる債務を有していますが、当該債務に関連する賃借資産の使用期間が明確でなく、将来移転する予定もないことから、資産除去債務を合理的に見積ることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

2 貸借対照表に関する事項

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額は、6,663百万円、圧縮記帳額は574百万円であります。
- (2) 貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産として電子計算機等があり、未経過リース料年度末残高相当額は、次のとおりであります。

	1年以内	1年超	合計
所有権移転外ファイナンス・リース	28百万円	61百万円	90百万円
オペレーティング・リース	2百万円	3百万円	5百万円

- (3) 担保に供している資産は次のとおりであります。
- | | | |
|-------------|-------|------|
| 担保に供している資産 | 差入保証金 | 2百万円 |
| 担保資産に対応する債務 | 貯金 | 0百万円 |
- 上記のほか、為替決済取引および当座借越取引の担保として定期預金117,000百万円を差し入れています。
- (4) 子会社等に対する金銭債権はありません。
- (5) 子会社等に対する金銭債務の総額は298百万円であります。
- (6) 理事、経営管理委員および監事との間の取引による金銭債権はありません。
- (7) 理事、経営管理委員および監事との間の取引による金銭債務はありません。
- (8) 貸出金のうち、破綻先債権額は54百万円、延滞債権額は3,220百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権および債務者の経営再建又は支援を図ることを目的

として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

- (9) 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額はありません。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権および延滞債権に該当しないものであります。

- (10) 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は168百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権および3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

- (11) 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額および貸出条件緩和債権額の合計額は3,442百万円であります。

なお、(8) から (11) に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

- (12) 割引手形は、業種別監査委員会報告第24号に基づき、金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は15百万円であります。

- (13) 当座貸越契約および貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、322,295百万円であります。

- (14) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金43,158百万円が含まれております。

- (15) 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金25,800百万円が含まれております。

- (16) 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成11年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条4号に定める地価税に基づいて、再評価後の水準を公の適正地価である公示価格水準とし、その公示価格を基礎としている路線価・固定資産税評価額を基礎に合理的な調整を行って算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 3,366百万円

注記表 (平成22年度)

3 損益計算書に関する事項

(1) 子会社等との取引による収益総額	10百万円
うち事業取引高	10百万円
うち事業取引以外の取引高	－百万円
(2) 子会社等との取引による費用総額	247百万円
うち事業取引高	247百万円
うち事業取引以外の取引高	－百万円
(3) その他経常費用に含まれる貸出金償却は、すでに個別貸倒引当金を引き当てていた債権について、償却額と引当金れい入額を相殺した残額を表示しています。相殺した金額は1,885百万円であります。	
(4) 物件費は、すでに特定債務者支援引当金を引き当てていた北海道農業協同組合中央会の「北海道JA経営基盤強化総合対策事業」および「JA釧路市対策事業」の負担金について、支出額と引当金れい入額を相殺した残額を表示しています。相殺した金額は365百万円であります。	

4 金融商品に関する事項

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取り組み方針

当会は、北海道を事業区域として、地元のJA等が会員となって運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関であります。

JAは組合員や地域から預かった貯金を原資に、組合員や地域へ貸付けを行い、余裕金を当会が預かる仕組みとなっております。

当会はこれを原資として、資金を必要とするJAや農業に関連する企業・団体および、道内の地場企業や団体、地方公共団体などに貸付を行っております。

また、当会の余裕金は農林中金に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っております。

②金融商品の内容およびそのリスク

当会が保有する金融資産は、主として道内の取引先（および個人）に対する貸出金および有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。

また、有価証券は、主に債券、株式、投資信託であり、満期保有目的、純投資目的（その他目的）で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスクおよび金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。なお、その他有価証券には、リスクが高いものとして、流動性に乏しい非上場の円貨建外国証券が36,890百万円含まれております。

借入金、自己資本増強の一環として、会員であるJAから借り入れた永久劣後特約付借入金であります。劣後特約付借入金は、債務返済の履行が他の債務よりも後順位である旨の特約が付された無担保・無保証の借入金であり、自己資本比率の算出において補完的項目として自己資本への計上が認められているものですが、その劣後特約が付されていない借入金よりも高い金利設定となっております。

デリバティブ取引は、その他保有目的で保有する債券の相場変動を相殺する目的で債券オプション取引を行っております。これらは、金利の変動リスク（債券相場の価格変

動リスク）に晒されております。尚、期末時点における持ち高はありません。

③金融商品に係るリスク管理体制

a 信用リスクの管理

当会は、リスクマネジメント基本方針および信用リスクに関する管理諸規程に従い、信用リスク管理の基本方針等の策定、各種限度枠およびスプレッドガイドラインの設定、与信ポートフォリオの分析をリスク統括部が行っており、分析内容は定期的に経営陣による理事会およびリスク管理委員会、ALM委員会に対し、報告を行っております。

貸出金の信用リスク管理については、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、営業部、農業融資部および各支所の他審査部により行われ、また、定期的に経営陣による貸出金運用委員会を開催し、報告を行っております。さらに、与信管理の状況については、リスク統括部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクおよびデリバティブ取引のカウンターパーティリスクに関しては資金証券部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うとともに、リスク統括部においても発行体の信用リスクおよび時価情報の管理を行っております。

これらの与信管理については、定期的に経営陣による余裕金運用委員会を開催し、報告を行っております。

b 市場リスクの管理

当会は、リスクマネジメント基本方針および市場リスクに関する管理諸規程に従い、市場リスク管理の基本方針等の策定、市場ポートフォリオの状況分析、市場リスク量の計測、市場リスクの分析をリスク統括部が行っており、分析内容は定期的に経営陣による理事会およびリスク管理委員会、ALM委員会を開催し、報告を行っております。

(a) 金利リスクの管理

投資方針の決定はALM委員会および余裕金運用委員会、取引の執行は資金証券部が行い、リスク統括部がポートフォリオの状況、リスク管理委員会等における決定事項の執行状況、限度枠等の遵守状況をモニタリング（警告その他の具体的抑止行動を含む。）しております。

(b) 為替リスクの管理

為替の変動リスクに関しては、個別の案件ごとに管理を行っております。

(c) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む投資商品の保有については、リスク管理委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、余裕金運用規程に従い行われております。

運用にあたっては、運用限度額を設定し、事前審査のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

総務部で保有している外部出資の多くは、業務上事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしております。

(d) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行と事務管

資料編

理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立した中で、行っております。

(e) 市場リスクに係る定量的情報

(トレーディング目的以外の金融商品)

当会で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品であります。

当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券に分類される債券、「貯金」、「借入金」であります。

当会では、これらの金融資産および金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当年度末現在、指標となる金利が0.10%上昇したものと想定した場合には、経済価値が2,560百万円減少するものと把握しております。当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

c 資金調達に係る流動性リスクの管理

当会は、リスクマネジメント基本方針および流動性リスクに関する管理諸規程に従い、流動性リスク管理の基本的な考え方の策定、資金繰りリスクの統括をリスク統括部が行っております。

日次および月次ベースでの資金繰り実績の把握・計画の策定と実績管理は資金証券部が実施しており、月次ベースについては、資金証券部よりリスク統括部へ報告しております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なる場合もあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

①金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりであります。

なお、時価の把握が困難なものについては、次表には含めず③に記載しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
預け金	1,249,519	1,246,989	△2,529
金銭の信託			
その他目的	7,135	7,135	—
有価証券			
満期保有目的の債券	122,122	124,436	2,314
その他有価証券	550,201	550,201	—
貸出金	545,645		
貸倒引当金	2,570		
貸倒引当金控除後	543,075	548,818	5,742
債務保証見返	38,913	38,803	△109
資産計	2,510,966	2,516,384	5,418
貯金	2,434,469	2,430,940	△3,528
負債計	2,434,469	2,430,940	△3,528

(注) 1. 貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しております。
2. 貸出金には、貸借対照表上のその他有価証券に計上している従業員貸付金125百万円を含めております。
3. 貯金には、貸借対照表上の譲渡性貯金103,830百万円を含めております。

②金融商品の時価の算定方法

【資産】

a 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。満期のある預け金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

b 金銭の信託

信託財産を構成している貸出金や有価証券の時価は、下記cおよびdと同様の方法により評価しております。

c 有価証券

株式は取引所の価格により、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。また、投資信託については、公表されている基準価格によっております。

d 貸出金・債務保証見返

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しております。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しております。

注記表 (平成22年度)

また、債務保証見返および延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。

【負債】

a 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

③時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれておりません。

貸借対照表計上額

外部出資 93,431百万円

合 計 93,431

(注) 1. 外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。なお、上記貸借対照表計上額に対して、外部出資等損失引当金を136百万円計上しております。

④金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位: 百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預け金	1,249,519	-	-	-	-	-
有価証券						
満期保有目的の債券	14,134	174	21,419	7,188	26,068	51,801
その他有価証券のうち満期があるもの	21,105	57,246	61,940	62,617	29,914	309,533
貸出金	153,550	59,812	67,167	46,327	49,842	167,840
合 計	1,438,309	117,234	150,526	116,133	105,826	529,175

(注) 1. 貸出金のうち、当座貸越（融資型を除く）69,098百万円については「1年以内」に含めております。
また、期限のない劣後特約付貸出金41,198百万円については「5年超」に含めております。
2. 貸出金のうち、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等979百万円は償還の予定が見込まれないため、含めておりません。

⑤有利子負債の決算日後の返済予定額は次のとおりです。

(単位: 百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	2,285,576	32,960	1,498	1,873	1,081	7,620
譲渡性貯金	103,590	240	-	-	-	-
合 計	2,389,166	33,200	1,498	1,873	1,081	7,620

(注) 1. 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めております。
2. 貯金のうち、貸借対照表上の定期積金29百万円については含めておりません。

5 有価証券に関する事項

(1) 有価証券の時価および評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

①売買目的有価証券

該当ありません。

②満期保有目的の債券で時価のあるもの

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上

額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位: 百万円)

	種 類	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	35,212	35,905	693
	地 方 債	46,476	47,756	1,280
	政府保証債	5,781	6,039	257
	金 融 債	18,013	18,270	256
	外 国 証 券	1,000	1,002	2
	小 計	106,483	108,973	2,490
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	5,863	5,837	△25
	地 方 債	8,775	8,675	△100
	外 国 証 券	1,000	949	△50
	小 計	15,638	15,462	△176
合 計		122,122	124,436	2,314

③その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位: 百万円)

	種 類	取得原価又は償却原価	貸借対照表 計上額	評価差額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	株 式 債 券	1,105	1,675	569
	国 債	261,223	266,536	5,313
	地 方 債	93,365	94,873	1,508
	政府保証債	16,719	17,065	345
	金 融 債	78,557	79,708	1,151
	社 債	16,579	16,857	277
	外国証券	5,642	17,925	12,282
	そ の 他	3,902	4,667	764
	小 計	477,097	499,308	22,211
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	株 式 債 券	998	904	△94
	地 方 債	16,317	16,099	△218
	金 融 債	7,000	6,971	△28
	社 債	10,060	9,951	△108
	外国証券	17,778	16,965	△812
	小 計	52,154	50,892	△1,262
合 計		529,252	550,201	20,949

(注) 1. 上記評価差額合計から繰延税金負債2,433百万円を差し引いた金額18,515百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。
2. 有価証券のうち、その他有価証券として保有する変動利付国債は、市場価格に基づく価額により評価を行っていましたが、「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」（企業会計基準委員会実務対応報告第25号平成20年10月28日）の公表を受けて、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、当年度末において市場価格を時価とみなせない状態にあると考えられる銘柄については、経営者による合理的な見積りに基づき合理的に算定された価額による評価を行っております。
この結果、市場価格に基づく価額による評価と比較して、「有価証券」が2,743百万円増加、「繰延税金資産」が850百万円減少、「その他有価証券評価差額金」が1,893百万円増加しております。
なお、変動利付国債の合理的な見積りによる価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率を用いて割り引くことにより算出しており、国債の利回りおよび同利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。

資料編

- (2) 当年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。
- (3) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	売却額	売却益	売却損
債券	8	0	－
株式	81,518	1,347	35
その他	4,904	181	122
合計	86,430	1,529	157

- (4) 金銭の信託の保有目的区分別の内訳は次のとおりであります。

- ①運用目的の金銭の信託
該当ありません。
- ②満期保有目的の金銭の信託
該当ありません。
- ③その他の金銭の信託

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	取得原価	差 額	うち貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えるもの	うち貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えないもの
その他の 金銭の信託	7,135	7,293	△158	－	△158

(注) 1. 上記評価差額合計に繰延税金資産 49 百万円を加えた金額△ 109 百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

2. 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳であります。

6 退職給付に関する事項

(1) 退職給付

①採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しております。

②退職給付債務およびその内訳

a 退職給付債務	△4,026百万円
b 年金資産	－百万円
c 前払年金費用	－百万円
d 未認識過去勤務債務	－百万円
e 未認識数理計算上の差異	－百万円
f 会計基準変更時差異の未処理額	－百万円
退職給付引当金	△4,026百万円

③退職給付費用の内訳

a 勤務費用	159百万円
b 利息費用	77百万円
c 期待運用収益	－百万円
d 過去勤務債務の費用処理額	－百万円
e 数理計算上の差異の費用処理額	△8百万円
f 会計基準変更時差異の費用処理額	－百万円
g 臨時に支払った割増退職金	－百万円
h 嘱託再雇用者に支払った早期離職手当	3百万円
退職給付費用	231百万円

④退職給付債務等の計算基礎

- a 採用した割引率は2.0%としております。
- b 退職給付見込額については、発生給付評価方法に基づき、勤務年数による期間按分方式を採用しております。
- c 過去勤務債務は発生年度における一括処理としております。
- d 数理計算上の差異は発生年度における一括処理としております。

- (2) 物件費には、厚生年金保険制度および農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しております。

なお、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、35百万円となっております。

7 税効果会計に関する事項

- (1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産	
貸倒引当金超過額	699百万円
賞与引当金超過額	105百万円
退職給付引当金超過額	1,215百万円
相互援助積立金超過額	1,732百万円
有価証券有税償却額	8,657百万円
減価償却超過額	113百万円
貸出金未収利息否認額	31百万円
税務上の繰越欠損額	9,582百万円
その他有価証券等評価差額金	443百万円
その他	285百万円
繰延税金資産小計	22,866百万円
評価性引当額	△19,998百万円
繰延税金資産合計 (A)	2,868百万円
繰延税金負債	
その他有価証券等評価差額金	△2,827百万円
繰延税金負債合計 (B)	△2,827百万円
繰延税金資産の純額 (A) + (B)	40百万円

- (2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	31.0%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.6%
住民税均等割等	0.0%
評価性引当額の増減	△30.7%
その他	0.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	0.0%

注記表 (平成23年度)

1 重要な会計方針に関する事項

- (1) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。
 (2) 有価証券（外部出資勘定の株式を含む。）の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っております。

- ・売買目的有価証券…時価法（売却原価は移動平均法により算定）
- ・満期保有目的の債券…定額法による償却原価法（売却原価は移動平均法により算定）
- ・子会社・子法人等株式及び関連法人等株式…原価法（売却原価は移動平均法により算定）
- ・その他有価証券

時価のあるもの…決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価を把握することが極めて困難と認められるもの…原価法（売却原価は移動平均法により算定）

なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については、償却原価法による取得価額の修正を行っております。

- (3) 金銭の信託（合同運用を除く。）において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、上記（2）の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位ごとに当年度末の信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しております。
- (4) テリパティブ取引の評価は時価法により行っております。
- (5) 有形固定資産の減価償却は、それぞれ次の方法により行い資産から直接減額して計上しております。

建 物 定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）については、定額法）を採用しております。なお、主な耐用年数は7年～50年であります。

建物以外 定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は2年～20年であります。

- (6) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しています。そのうち自社利用ソフトウェアについては、当会における利用可能期間（原則5年）に基づいて償却しております。
- (7) 外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- (8) 引当金の計上方法

①貸倒引当金

貸倒引当金は、「経理規程」に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下なお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破

綻懸念先」という。）に係る債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当会の貸出シェアで按分した金額と債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を計上し、キャッシュ・フローを合理的に見積もることのできない債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した統括部署が査定結果を検証しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は2,121百万円であります。

②相互援助積立金

相互援助積立金は、「北海道JAバンク支援制度要領」に基づき、農協信用事業の安定と信用向上に資することを目的として、所要額を計上しております。

③賞与引当金

賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計上しております。

④退職給付引当金

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における退職給付債務に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は、発生年度における一括処理としております。

⑤役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金支給に備えるため、「役員退職慰労金支給規程」に基づき、将来の支給見込額のうち当年度末までに発生していると認められる額を基礎として計上しております。

⑥特例業務負担金引当金

特例業務負担金引当金は、農林漁業団体職員共済組合より通知される特例業務負担金の将来負担見込額に基づき計上しております。

⑦外部出資等損失引当金

外部出資等損失引当金は、外部出資に対する損失に備えるため、外部出資先の財務状況等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

- (9) 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

- (10) 消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。

資料編

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は当年度の費用に計上しております。

(追加情報)

当年度の期首以降に行なわれる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日)を適用しております。

なお、「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)に基づき、当年度の「貸倒引当金戻入益」及び「償却債権取立益」は、「その他経常収益」に計上しております。

2 表示方法の変更に関する事項

- (1) 役員退職慰労金は、従来「その他経常費用」で計上しておりました。役員退職慰労引当金繰入額は「経費」の「人件費」で計上しており、その整合性から役員退職慰労金を当年度より「経費」の「人件費」で計上しております。

3 貸借対照表に関する事項

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額は、5,589百万円、圧縮記帳額は405百万円であります。
- (2) 貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産として電子計算機等があり、未経過リース料年度末残高相当額は、次のとおりであります。

	1年以内	1年超	合計
所有権移転外ファイナンス・リース	22百万円	31百万円	54百万円
オペレーティング・リース	3百万円	1百万円	5百万円

- (3) 担保に供している資産は次のとおりであります。
- | | | |
|-------------|-------|------|
| 担保に供している資産 | 差入保証金 | 2百万円 |
| 担保資産に対応する債務 | 貯金 | 0百万円 |
- 上記のほか、為替決済取引及び当座借越取引の担保として定期預金117,000百万円を差し入れております。
- (4) 子会社等に対する金銭債権はありません。
- (5) 子会社等に対する金銭債務の総額は297百万円であります。
- (6) 理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債権はありません。
- (7) 理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債務はありません。
- (8) 貸出金のうち、破綻先債権額は45百万円、延滞債権額は2,264百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的と

して利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

- (9) 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額はありません。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

- (10) 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額はありません。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

- (11) 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は2,309百万円であります。

なお、(8) から(11)に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

- (12) 割引手形は、業種別監査委員会報告第24号に基づき、金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は13百万円であります。

- (13) 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、347,160百万円であります。

- (14) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金42,198百万円が含まれております。

- (15) 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金25,800百万円が含まれております。

- (16) 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成11年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条4号に定める地価税に基づいて、再評価後の水準を公の適正地価である公示価格水準とし、その公示価格を基礎としている路線価・固定資産税評価額を基礎に合理的な調整を行って算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 3,100百万円

注記表 (平成23年度)

4 損益計算書に関する事項

(1) 子会社等との取引による収益総額	9百万円
うち事業取引高	9百万円
うち事業取引以外の取引高	－百万円
(2) 子会社等との取引による費用総額	227百万円
うち事業取引高	227百万円
うち事業取引以外の取引高	－百万円
(3) その他経常費用に含まれる貸出金償却は、すでに個別貸倒引当金を引き当てていた債権について、償却額と引当金れい入額を相殺した残額を表示しています。相殺した金額は23百万円であります。	
(4) 当年度においては、以下の資産について、減損損失を計上しております。	

主な用途	種 類	減損損失
業務用資産	土地建物動産等	733百万円
合 計	土地建物動産等	733百万円

業務用資産については、キャッシュ・フローの相互補完性および機能特性等を勘案のうえ一定の単位でグルーピングをしており、遊休資産については、各資産毎の単位でグルーピングをしております。

また、業務用資産については、一部の資産グループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しています。

当年度の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であります。正味売却価額は鑑定評価額等に基づき算定しております。

5 金融商品に関する事項

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当会は、北海道を事業区域として、地元のJA等が会員となって運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関であります。

JAは組合員や地域から預かった貯金を原資に、組合員や地域へ貸付けを行い、余裕金を当会が預かる仕組みとなっております。

当会はこれを原資として、資金を必要とするJAや農業に関連する企業・団体及び、道内の地場企業や団体、地方公共団体などに貸付を行っております。

また、当会の余裕金は農林中金に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っております。

②金融商品の内容及びそのリスク

当会が保有する金融資産は、主として道内の取引先（及び個人）に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。

また、有価証券は、主に債券、株式、投資信託であり、満期保有目的、純投資目的（その他目的）で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。なお、その他有価証券には、リスクが高いものとして、流動性に

乏しい非上場の円貨建外国証券が29,787百万円含まれております。

借入金、自己資本増強の一環として、会員であるJAから借り入れた永久劣後特約付借入金であります。劣後特約付借入金は、債務返済の履行が他の債務よりも後順位である旨の特約が付された無担保・無保証の借入金であり、自己資本比率の算出において補完的項目として自己資本への計上が認められているものですが、その劣後特約が付されていない借入金よりも高い金利設定となっております。

デリバティブ取引は、その他保有目的で保有する債券の相場変動を相殺する目的で債券オプション取引を行っております。これらは、金利の変動リスク（債券相場の価格変動リスク）に晒されております。

③金融商品に係るリスク管理体制

a 信用リスクの管理

当会は、リスクマネジメント基本方針及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、信用リスク管理の基本方針等の策定、各種限度枠及びスプレッドガイドラインの設定、与信ポートフォリオの分析をリスク統括部が行っており、分析内容は定期的に経営陣による理事会及びリスク管理委員会、ALM委員会に対し、報告を行っております。

貸出金の信用リスク管理については、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、営業部、農業融資部及び各支所その他審査部により行われ、また、定期的に経営陣による融資協議会を開催し、報告を行っております。さらに、与信管理の状況については、リスク統括部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティリスクに関しては資金証券部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うとともに、リスク統括部においても発行体の信用リスク及び時価情報の管理を行っております。

これらの与信管理については、定期的に経営陣による余裕金運用会議を開催し、報告を行っております。

b 市場リスクの管理

当会は、リスクマネジメント基本方針及び市場リスクに関する管理諸規程に従い、市場リスク管理の基本方針等の策定、市場ポートフォリオの状況分析、市場リスク量の計測、市場リスクの分析をリスク統括部が行っており、分析内容は定期的に経営陣による理事会及びリスク管理委員会、ALM委員会を開催し、報告を行っております。

(a) 金利リスクの管理

投資方針の決定はALM委員会及び余裕金運用会議、取引の執行は資金証券部が行い、リスク統括部がポートフォリオの状況、リスク管理委員会等における決定事項の執行状況、限度枠等の遵守状況をモニタリング（警告その他の具体的抑止行動を含む。）しております。

(b) 為替リスクの管理

為替の変動リスクに関しては、個別の案件ごとに管理を行っております。

資料編

(c) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む投資商品の保有については、リスク管理委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、余裕金運用規程に従い行われております。

運用にあたっては、運用限度額を設定し、事前審査のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

総務部で保有している外部出資の多くは、業務上事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしております。

(d) テリパティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行と事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立した中で、行っております。

(e) 市場リスクに係る定量的情報

(トレーディング目的以外の金融商品)

当会で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品であります。

当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券に分類される債券、「貯金」、「借入金」であります。

当会では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当年度末現在、指標となる金利が0.10%上昇したものと想定した場合には、経済価値が2,148百万円減少するものと把握しております。当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

c 資金調達に係る流動性リスクの管理

当会は、リスクマネジメント基本方針及び流動性リスクに関する管理諸規程に従い、流動性リスク管理の基本的な考え方の策定、資金繰りリスクの統括をリスク統括部が行っております。

日次及び月次ベースでの資金繰り実績の把握・計画の策定と実績管理は資金証券部が実施しており、月次ベースについては、資金証券部よりリスク統括部へ報告しております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なる場合もあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

①金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの

差額は、次のとおりであります。

なお、時価の把握が困難なものについては、次表には含めず③に記載しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
預け金	1,254,498	1,251,762	△2,735
金銭の信託			
その他目的	6,332	6,332	—
有価証券			
満期保有目的の債券	116,739	120,398	3,658
その他有価証券	623,719	623,719	—
貸出金	550,808		
貸倒引当金	1,571		
貸倒引当金控除後	549,236	555,856	6,619
資産計	2,550,526	2,558,069	7,542
貯金	2,500,207	2,499,488	△718
負債計	2,500,207	2,499,488	△718
デリバティブ取引	—	—	—
ヘッジ会計が適用されていないもの	(0)	(0)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	—	—	—
デリバティブ取引計	(0)	(0)	—

(注) 1. 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。
2. 貸出金には、貸借対照表上のその他有価証券に計上している従業員貸付金110百万円を含めております。
3. 貯金には、貸借対照表上の譲渡性貯金108,850百万円を含めております。
4. デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計正味の債務となる項目については、() で表示しております。

②金融商品の時価の算定方法

【資産】

a 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。満期のある預け金については、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

b 金銭の信託

信託財産を構成している貸出金や有価証券の時価は、下記cおよびdと同様の方法により評価しております。

c 有価証券

株式は取引所の価格により、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。また、投資信託については、公表されている基準価格によっております。

d 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しております。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引き、貸倒引当金を

注記表 (平成23年度)

控除して時価に代わる金額として算定しております。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。

【負債】

a 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

③時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれておりません。

貸借対照表計上額

外部出資 93,425百万円

合 計 93,425

(注) 1. 外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。なお、上記貸借対照表計上額に対して、外部出資等損失引当金を130百万円計上しております。

④金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預け金	1,254,498	-	-	-	-	-
有価証券 満期保有目的 の債券	174	21,419	7,188	26,068	12,747	48,072
その他有価証券 のうち満期 があるもの	35,064	59,295	59,612	26,037	71,306	345,053
貸出金	171,849	62,672	52,837	54,876	40,581	166,914
合 計	1,461,587	143,387	119,638	106,982	124,635	560,040

(注) 1. 貸出金のうち、当座貸越（融資型を除く）55,489百万円については「1年以内」に含めております。
また、期限のない劣後特約付貸出金41,198百万円については「5年超」に含めております。
2. 貸出金のうち、3ヶ月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等965百万円は償還の予定が見込まれないため、含めておりません。

⑤有利子負債の決算日後の返済予定額は次のとおりです。

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	2,154,913	6,343	395	71	229,633	-
譲渡性貯金	108,850	-	-	-	-	-
合 計	2,263,763	6,343	395	71	229,633	-

(注) 1. 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めております。

6 有価証券に関する事項

(1) 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

①売買目的有価証券

該当ありません。

②満期保有目的の債券で時価のあるもの

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	種 類	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照 表計上額を超えるもの	国 債	40,945	42,242	1,297
	地 方 債	56,792	58,667	1,875
	政府保証債	5,765	6,076	310
	金 融 債	10,012	10,192	180
	外 国 証 券	1,000	1,002	2
	小 計	114,515	118,180	3,664
時価が貸借対照 表計上額を超えないもの	地 方 債	2,224	2,217	△6
	小 計	2,224	2,217	△6
合 計		116,739	120,398	3,658

③その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	種 類	取得原価又は 償却原価	貸借対照表 計上額	評価差額
貸借対照表計上 額が取得原価又は 償却原価を超えるもの	株 式 債 券	1,233	2,082	848
	国 債	294,830	303,808	8,977
	地 方 債	103,254	105,332	2,077
	政府保証債	8,988	9,251	263
	金 融 債	96,546	97,685	1,139
	社 債	33,780	34,411	630
	外国証券	7,603	16,376	8,772
	そ の 他	10,095	12,066	1,971
	小 計	556,333	581,014	24,681
	株 式 債 券	709	699	△9
貸借対照表計上 額が取得原価又は 償却原価を超えないもの	国 債	23,014	22,892	△121
	地 方 債	3,507	3,480	△26
	金 融 債	1,000	998	△1
	社 債	2,232	2,221	△11
	外国証券	13,023	12,410	△612
	合 計	43,486	42,704	△782
	小 計	599,819	623,719	23,899

(注) 1. 上記評価差額合計から繰延税金負債3,954百万円を差し引いた金額19,944百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

2. 有価証券のうち、その他有価証券として保有する変動利付国債は、市場価格に基づく価額により評価を行っていましたが、「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」（企業会計基準委員会実務対応報告第25号平成20年10月28日）の公表を受けて、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、当年度末において市場価格を時価とみなせない状態にあると考えられる銘柄については、経営者による合理的な見積りに基づき合理的に算定された価額による評価を行っております。

この結果、市場価格に基づく価額による評価と比較して、「有価証券」が987百万円増加、「繰延税金資産」が276百万円減少、「その他有価証券評価差額金」が710百万円増加しております。なお、変動利付国債の合理的な見積りによる価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率を用いて割り引くことにより算出しており、国債の利回りおよび同利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。

3. 有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当年度における減損処理額は、743百万円（うち株式 285百万円、外国証券 458百万円）であります。

なお、減損処理にあたっては、当年度末における時価が取得原価または償却原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30%以上50%未満下落した場合は、回復の可能性を考慮して減損処理を行ってあります。

資料編

- (2) 当年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。
 (3) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	売却額	売却益	売却損
株 式	4	－	0
債 券	31,308	2,714	－
そ の 他	2,344	－	161
合 計	33,657	2,714	162

- (4) 金銭の信託の保有目的区分別の内訳は次のとおりであります。

①運用目的の金銭の信託

該当ありません。

②満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

③その他の金銭の信託

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	取得原価	差 額	うち貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えるもの	うち貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えないもの
そ の 他 の 金 銭 の 信 託	6,332	6,336	△3	80	△83

- (注) 1. 上記評価差額合計に繰延税金資産0百万円を加えた金額△2百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。
 2. 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳であります。

7 退職給付に関する事項

(1) 退職給付

①採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しております。

②退職給付債務及びその内訳

a 退職給付債務	△3,940百万円
b 年金資産	－百万円
c 前払年金費用	－百万円
d 未認識過去勤務債務	－百万円
e 未認識数理計算上の差異	－百万円
f 会計基準変更時差異の未処理額	－百万円
退職給付引当金	△3,940百万円

③退職給付費用の内訳

a 勤務費用	161百万円
b 利息費用	80百万円
c 期待運用収益	－百万円
d 過去勤務債務の費用処理額	－百万円
e 数理計算上の差異の費用処理額	△4百万円
f 会計基準変更時差異の費用処理額	－百万円
g 臨時に支払った割増退職金	6百万円
h 嘱託再雇用者に支払った早期離職手当	3百万円
退職給付費用	246百万円

④退職給付債務等の計算基礎

- a 採用した割引率は2.0%としております。
 b 退職給付見込額については、発生給付評価方法に基づき、勤務年数による期間按分方式を採用しております。
 c 過去勤務債務は発生年度における一括処理としております。
 d 数理計算上の差異は発生年度における一括処理としております。

- (2) 人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充

てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しております。

なお、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、35百万円となっておりますが、損益計算書上は特例業務負担金引当金戻入額35百万円と相殺して表示しております。

8 税効果会計に関する事項

- (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産	
貸倒引当金超過額	455百万円
賞与引当金超過額	94百万円
退職給付引当金超過額	1,106百万円
相互援助積立金超過額	1,565百万円
有価証券有税償却額	4,918百万円
固定資産償却（減損）	212百万円
減価償却超過額	94百万円
貸出金未収利息否認額	26百万円
税務上の繰越欠損額	9,034百万円
その他有価証券等評価差額金	244百万円
その他	248百万円
繰延税金資産小計	18,001百万円
評価性引当額	△15,627百万円
繰延税金資産合計（A）	2,374百万円
繰延税金負債	
その他有価証券等評価差額金	△4,198百万円
繰延税金負債合計（B）	△4,198百万円
繰延税金負債の純額（A）＋（B）	△1,823百万円

- (2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	31.0%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2%
住民税均等割等	0.0%
評価性引当額の増減	△29.9%
税率変更による期末繰延税金資産（負債）の減額修正	1.6%
その他	△1.3%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	1.6%

- (3) 法人税等の税率の変更により修正された繰延税金資産および繰延税金負債の金額

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律117号）が、平成23年12月2日に公布されました。平成24年4月1日以降に開始する年度から法人税率が引き下げられ、また、平成27年3月31日までの期間（指定期間）に開始する年度については、復興特別法人税が課されることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、前年度の31%から、指定期間内に開始する年度については29%、平成27年4月1日以降に開始する年度については28%に変更されました。その結果、繰延税金負債が276百万円、再評価に係る繰延税金負債が192百万円それぞれ減少し、土地再評価差額金が192百万円、その他有価証券評価差額金が423百万円それぞれ増加し、法人税等調整額が146百万円増加しています。

9 資産除去債務に関する事項

当会は、賃借物件の一部について不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復にかかる債務を有していますが、当該債務に関連する賃借資産の使用期間が明確でなく、将来移転する予定もないことから、資産除去債務を合理的に見積ることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上していません。

連結財務諸表

◆ 連結貸借対照表

(単位：百万円)

資 産 の 部	平成22年度 (平成23年3月31日)	平成23年度 (平成24年3月31日)	負債および純資産の部	平成22年度 (平成23年3月31日)	平成23年度 (平成24年3月31日)
(資 産 の 部)			(負 債 の 部)		
現 金	2,653	2,822	貯 金	2,330,341	2,391,060
預 け 金	1,249,519	1,254,498	譲 渡 性 貯 金	103,830	108,850
コールローン及び買入手形	—	—	借 用 金	25,800	25,800
買 現 先 勘 定	—	—	代 理 業 務 勘 定	140	233
金 銭 の 信 託	7,135	6,332	そ の 他 負 債	6,652	5,446
有 価 証 券	672,323	740,458	諸 引 当 金	10,656	10,548
貸 出 金	545,520	550,698	繰 延 税 金 負 債	—	1,797
そ の 他 資 産	3,621	3,443	再評価に係る繰延税金負債	2,176	1,826
有 形 固 定 資 産	10,792	9,792	債 務 保 証	38,913	38,448
建 物	2,890	2,442	負 債 の 部 合 計	2,518,510	2,584,011
土 地	7,802	7,277	(純 資 産 の 部)		
その他の有形固定資産	99	72	出 資 金	92,260	93,312
無 形 固 定 資 産	397	360	資 本 剰 余 金	—	—
ソ フ ト ウ ェ ア	383	345	利 益 剰 余 金	△ 12,689	△ 3,449
その他の無形固定資産	13	15	会 員 資 本 合 計	79,570	89,863
外 部 出 資	93,421	93,415	その他有価証券評価差額金	18,406	19,941
繰 延 税 金 資 産	68	—	土 地 再 評 価 差 額 金	4,841	4,683
債 務 保 証 見 返	38,913	38,448	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	23,248	24,625
貸 倒 引 当 金	△ 2,899	△ 1,638	少 数 株 主 持 分	—	—
外部出資等損失引当金	△ 136	△ 130	純 資 産 の 部 合 計	102,818	114,488
資 産 の 部 合 計	2,621,329	2,698,500	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	2,621,329	2,698,500

資料編

◆ 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	
	平成22年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	平成23年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
経 常 収 益	33,200	33,664
資 金 運 用 収 益	26,466	25,326
（うち 貸 出 金 利 息）	(9,078)	(8,228)
（うち 預 け 金 利 息）	(1,648)	(1,006)
（うち 有価証券利息配当金）	(7,135)	(7,266)
役 務 取 引 等 収 益	3,752	3,638
そ の 他 事 業 収 益	1,974	3,201
そ の 他 経 常 収 益	1,007	1,498
経 常 費 用	23,649	23,709
資 金 調 達 費 用	15,199	14,613
（うち 貯 金 利 息）	(14,250)	(13,684)
役 務 取 引 等 費 用	1,902	1,886
そ の 他 事 業 費 用	829	1,240
経 常 費	5,477	5,410
そ の 他 経 常 費 用	238	556
（うち 貸倒引当金繰入額）	(-)	(-)
経 常 利 益 (△は経常損失)	9,551	9,955
特 別 利 益	862	0
特 別 損 失	1,089	910
税 金 等 調 整 前 当 期 利 益	9,324	9,044
法人税、住民税および事業税	22	16
法 人 税 等 調 整 額	△0	138
法 人 税 等 合 計	22	153
少数株主損益調整前当期利益	9,302	8,889
少 数 株 主 利 益	-	-
当 期 剰 余 金 (△は当期損失金)	9,302	8,889

◆ 連結剰余金計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	
	平成22年度	平成23年度
(資 本 剰 余 金 の 部)		
資 本 剰 余 金 期 首 残 高	-	-
資 本 剰 余 金 増 加 高	-	-
資 本 剰 余 金 減 少 高	-	-
資 本 剰 余 金 期 末 残 高	-	-
(利 益 剰 余 金 の 部)		
利 益 剰 余 金 期 首 残 高	△21,777	△12,689
利 益 剰 余 金 増 加 額	9,302	9,240
（ 当 期 剰 余 金 ）	(9,302)	(8,889)
（ 再 評 価 差 額 金 取 崩 額 ）	(-)	(350)
利 益 剰 余 金 減 少 高	214	-
利 益 剰 余 金 期 末 残 高	△12,689	△3,449

連結キャッシュ・フロー計算書

◆ 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	
	平成22年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	平成23年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
1. 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期利益	9,324	9,044
減価償却費	423	304
減損損失	—	733
貸倒引当金の増加額	△ 2,723	△ 1,261
外部出資等損失引当金の増加額	101	△ 5
退職給付引当金の増加額	146	△ 81
その他の引当金・積立金の増加額	220	△ 26
資金運用収益	△ 26,466	△ 25,326
資金調達費用	15,199	14,613
有価証券関係損益 (△)	△ 277	△ 494
金銭の信託の運用損益 (△)	△ 428	170
固定資産処分損益 (△)	24	113
貸出金の純増 (△) 減	28,968	△ 5,177
預け金の純増 (△) 減	△ 110,000	△ 41,579
貯金の純増減 (△)	66,717	65,738
コールローン等の純増 (△) 減	—	—
資金運用による収入	27,637	25,379
資金調達による支出	△ 25,328	△ 14,451
その他	△ 2,505	△ 75
小 計	△ 18,965	27,619
法人税等の支払額	△ 28	△ 14
事業活動によるキャッシュ・フロー	△ 18,993	27,604

資料編

(単位：百万円)

科 目	金 額	
	平成22年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	平成23年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
2. 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△ 93,689	△ 134,663
有価証券の売却による収入	86,429	33,657
有価証券の償還による収入	39,360	35,268
金銭の信託の増加による支出	△ 2,516	△ 194
金銭の信託の減少による収入	5,204	951
固定資産の取得による支出	△ 134	△ 163
固定資産の売却による収入	3	50
外部出資の増加による支出	△ 49	—
外部出資の減少による収入	99	6
投資活動によるキャッシュ・フロー	34,708	△ 65,088
3. 財務活動によるキャッシュ・フロー		
出資の増額による収入	15,111	1,299
出資の減少による支出	△ 3	△ 246
少数株主への配当金支払額	△ 108	—
子会社の精算に伴う支出	△ 225	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	14,774	1,052
4. 現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—
5. 現金及び現金同等物の増加額	30,488	△ 36,431
6. 現金及び現金同等物の期首残高	156,259	186,747
7. 現金及び現金同等物の期末残高	186,747	150,316

連結注記表 (平成22年度)

1 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

- (1) 連結の範囲に関する事項
全ての子会社を連結しております。
子会社は、「第1事業概況書」の「2. 子会社等の状況」に記載の通りです。
- (2) 持分法の適用に関する事項
持分法を適用する非連結子会社および関連会社はありません。
- (3) 連結される子会社および子法人等の事業年度に関する事項
当会および連結される全ての子会社の決算日は、毎年3月末日であります。
連結される子会社は、それぞれの決算日の財務諸表により、必要な調整を行い連結しております。
- (4) のれんの償却方法および償却期間
のれんは、ありません。
なお、今後新たに発生した場合は、同様にその年度において一括償却する方針であります。
- (5) 剰余金処分項目等の取り扱いに関する事項
連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した損失処理に基づいて、作成しております。
- (6) 連結キャッシュ・フロー計算書における現金および現金同等物の範囲
 - ① 連結キャッシュ・フロー計算書における資金（現金および現金同等物）の範囲は、連結貸借対照表上の「現金」並びに「預け金」中の当座預け金、普通預け金および通知預け金であります。
 - ② 現金および現金同等物の年度末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は次のとおりであります。

平成22年3月31日

現金および預け金勘定 1,111,684百万円

別段預け金、定期預け金 △955,425百万円

現金および現金同等物 156,259百万円

平成23年3月31日

現金および預け金勘定 1,252,172百万円

別段預け金、定期預け金 △1,065,425百万円

現金および現金同等物 186,747百万円

2 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。
- (2) 有価証券（外部出資勘定の株式を含む。）の評価基準および評価方法は、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っております。
 - ・ 売買目的有価証券……時価法（売却原価は移動平均法により算定）
 - ・ 満期保有目的の債券……定額法による償却原価法（売却原価は移動平均法により算定）
 - ・ 子会社・子法人等株式および関連法人等株式……原価法（売却原価は移動平均法により算定）
 - ・ その他有価証券
 - 時価のあるもの……決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - 時価を把握することが極めて困難と認められるもの……原価法（売却原価は移動平均法により算定）

なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については、償却原価法による取得価額の修正を行っております。
- (3) 金銭の信託（合同運用を除く。）において信託財産を構成している有価証券の評価基準および評価方法は、上記（2）の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位ごとに当年度末の信託財産構成物である資産および負債の評価額の合計額をもって連結貸借対照表に計上しております。
- (4) デリバティブ取引の評価は時価法により行っております。

- (5) 有形固定資産の減価償却は、それぞれ次の方法により行い資産から直接減額して計上しております。

建物 定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）については、定額法）を採用しております。なお、主な耐用年数は7年～50年であります。

建物以外 定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は2年～20年であります。

- (6) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しています。そのうち自社利用ソフトウェアについては、当会における利用可能期間（原則5年）に基づいて償却しております。

- (7) 外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

- (8) 引当金の計上方法

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、「経理規程」に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権およびそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下なお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権のうち、債権の元本の回収および利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当会の貸出シェアで按分した金額と債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を計上し、キャッシュ・フローを合理的に見積もることのできない債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

なお、担保の処分可能見込額および保証による回収見込額について、東日本大震災の影響により、担保物件および保証人の状況等の実態把握が困難な場合については、それまでに把握している情報を用いて算定しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した統括部署が査定結果を検証しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先および実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額および保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は2,205百万円であります。

② 相互援助積立金

相互援助積立金は、「北海道JAバンク支援制度要領」に基づき、農協信用事業の安定と信用向上に資することを目的として、所要額を計上しております。

③ 賞与引当金

賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計上しております。

④ 退職給付引当金

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における退職給付債務に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務および数理計算上の差異の費用処理方法は、発生年度における一括処理としております。なお、子会社については、簡便法を適用し、当事業年度末における職員の自己都合退職による場合の要支給額を基礎として計上しております。

⑤ 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金支給に備える

資料編

ため、「役員退職慰労金支給規程」等に基づき、将来の支給見込額のうち当年度末までに発生していると認められる額を基礎として計上しております。

⑥特例業務負担金引当金

特例業務負担金引当金は、農林漁業団体職員共済組合より通知される特例業務負担金の将来負担見込額に基づき計上しております。従来、特例業務負担金については、将来見込額を貸借対照表に注記する方法によっておりましたが、財務内容をより健全化するため、当年度より特例業務負担金引当金として負債に計上する方法に変更しております。これにより、従来の方法によった場合と比較して、税引前当期利益は579百万円減少しております。

⑦外部出資等損失引当金

外部出資等損失引当金は、外部出資に対する損失に備えるため、外部出資先の財務状況等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

- (9) 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

- (10) 消費税および地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっています。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は当年度の費用に計上しております。

- (11) 当年度から「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号平成20年3月31日）および「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日）を適用しております。

当会は、賃借物件の一部について不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復にかかる債務を有していますが、当該債務に関連する賃借資産の使用期間が明確でなく、将来移転する予定もないことから、資産除去債務を合理的に見積ることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

- (12) 「農業協同組合法施行規則」（平成17年農林水産省令第27号）別紙様式が「農業協同組合法施行規則等の一部を改正する省令」（農林水産省令第10号平成23年3月24日）により改正され、平成23年3月24日から施行されたことに伴い、連結損益計算書において少数株主損益調整前当期利益を表示しております。

3 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額は、6,663百万円、圧縮記帳額は574百万円であります。
- (2) 連結貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産として電子計算機等があり、未経過リース料年度末残高相当額は、次のとおりであります。

	1年以内	1年超	合計
所有権移転外ファイナンス・リース	30百万円	64百万円	94百万円
オペレーティング・リース	2百万円	3百万円	5百万円

- (3) 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	差入保証金	2百万円
担保資産に対応する債務	貯金	0百万円

上記のほか、為替決済取引および当座借越取引の担保として定期預金117,000百万円を差し入れています。

- (4) 理事、経営管理委員および監事との間の取引による金銭債権はありません。
- (5) 理事、経営管理委員および監事との間の取引による金銭債務はありません。
- (6) 貸出金のうち、破綻先債権額は54百万円、延滞債権額は3,220百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権および債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

- (7) 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額はあります。
- なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権および延滞債権に該当しないものであります。

- (8) 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は168百万円であります。
- なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権および3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

- (9) 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額および貸出条件緩和債権額の合計額は3,442百万円であります。
- なお、(6) から (9) に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

- (10) 割引手形は、業種別監査委員会報告第24号に基づき、金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は15百万円であります。

- (11) 当座貸越契約および貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、322,295百万円であります。

- (12) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金43,158百万円が含まれております。
- (13) 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金25,800百万円が含まれております。

- (14) 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成11年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条4号に定める地価税に基づいて、再評価後の水準を公の適正地価である公示価格水準とし、その公示価格を基礎としている路線価・固定資産税評価額を基礎に合理的な調整を行って算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 3,366百万円

4 連結損益計算書に関する注記

- (1) その他経常費用に含まれる貸出金償却は、すでに個別貸倒引当金を引き当てていた債権について、償却額と引当金れい入額を相殺した残額を表示しています。相殺した金額は1,885百万円であります。

- (2) 物件費は、すでに特定債務者支援引当金を引き当てていた北海道農業協同組合中央会の「北海道JA経営基盤強化総合対策事業」および「JA釧路市対策事業」の負担金について、支出額と引当金れい入額を相殺した残額を表示しています。相殺した金額は365百万円であります。

連結注記表 (平成22年度)

5 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取り組み方針

当会は、北海道を事業区域として、地元のJA等が会員となつて運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関であります。

JAは組合員や地域から預かった貯金を原資に、組合員や地域へ貸付けを行い、余裕金を当会が預かる仕組みとなっております。

当会はこれを原資として、資金を必要とするJAや農業に関連する企業・団体および、道内の地場企業や団体、地方公共団体などに貸付を行っております。

また、当会の余裕金は農林中金に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っております。

②金融商品の内容およびそのリスク

当会が保有する金融資産は、主として道内の取引先（および個人）に対する貸出金および有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。

また、有価証券は、主に債券、株式、投資信託であり、満期保有目的、純投資目的（その他目的）で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスクおよび金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。なお、その他有価証券には、リスクが高いものとして、流動性に乏しい非上場の円貨建外国証券が36,890百万円含まれております。

借入金、自己資本増強の一環として、会員であるJAから借り入れた永久劣後特約付借入金であります。劣後特約付借入金は、債務返済の履行が他の債務よりも後順位である旨の特約が付された無担保・無保証の借入金であり、自己資本比率の算出において補完的項目として自己資本への計上が認められているものですが、その劣後特約が付されていない借入金よりも高い金利設定となっております。

デリバティブ取引は、その他保有目的で保有する債券の相場変動を相殺する目的で債券オプション取引を行っております。これらは、金利の変動リスク（債券相場の価格変動リスク）に晒されております。尚、期末時点における持ち高はありません。

③金融商品に係るリスク管理体制

a 信用リスクの管理

当会は、リスクマネジメント基本方針および信用リスクに関する管理諸規程に従い、信用リスク管理の基本方針等の策定、各種限度枠およびスプレッドガイドラインの設定、与信ポートフォリオの分析をリスク統括部が行っており、分析内容は定期的に経営陣による理事会およびリスク管理委員会、ALM委員会に対し、報告を行っております。

貸出金の信用リスク管理については、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの信用管理は、営業部、農業融資部および各支所の他審査部により行われ、また、定期的に経営陣による貸出金運用委員会を開催し、報告を行っております。さらに、信用管理の状況については、リスク統括部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクおよびデリバティブ取引のカウンターパーティリスクに関しては資金証券部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うとともに、リスク統括部においても発行体の信用リスクおよび時価情報の管理を行っております。

これらの信用管理については、定期的に経営陣による余裕金運用委員会を開催し、報告を行っております。

b 市場リスクの管理

当会は、リスクマネジメント基本方針および市場リスクに関する管理諸規程に従い、市場リスク管理の基本方

針等の策定、市場ポートフォリオの状況分析、市場リスク量の計測、市場リスクの分析をリスク統括部が行っており、分析内容は定期的に経営陣による理事会およびリスク管理委員会、ALM委員会を開催し、報告を行っております。

(a) 金利リスクの管理

投資方針の決定はALM委員会および余裕金運用委員会、取引の執行は資金証券部が行い、リスク統括部がポートフォリオの状況、リスク管理委員会等における決定事項の執行状況、限度枠等の遵守状況をモニタリング（警告その他の具体的抑止行動を含む。）しております。

(b) 為替リスクの管理

為替の変動リスクに関しては、個別の案件ごとに管理を行っております。

(c) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む投資商品の保有については、リスク管理委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、余裕金運用規程に従い行われております。

運用にあたっては、運用限度額を設定し、事前審査のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

総務部で保有している外部出資の多くは、業務上事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしております。

(d) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行と事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立した中で、行っております。

(e) 市場リスクに係る定量的情報

（トレーディング目的以外の金融商品）

当会で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品であります。

当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券に分類される債券、「貯金」、「借入金」であります。

当会では、これらの金融資産および金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当年度末現在、指標となる金利が0.10%上昇したものと想定した場合には、経済価値が2,560百万円減少するものと把握しております。当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

c 資金調達に係る流動性リスクの管理

当会は、リスクマネジメント基本方針および流動性リスクに関する管理諸規程に従い、流動性リスク管理の基本的な考え方の策定、資金繰りリスクの統括をリスク統括部が行っております。

日々および月次ベースでの資金繰り実績の把握・計画の策定と実績管理は資金証券部が実施しており、月次ベースについては、資金証券部よりリスク統括部へ報告しております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なる場合もあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

①金融商品の連結貸借対照表計上額および時価等

当年度末における連結貸借対照表計上額、時価およびこ

資料編

これらの差額は、次のとおりであります。

なお、時価の把握が困難なものについては、次表には含めず③に記載しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
預け金	1,249,519	1,246,989	△2,529
金銭の信託			
その他目的	7,135	7,135	－
有価証券			
満期保有目的の債券	122,122	124,436	2,314
その他有価証券	550,201	550,201	－
貸出金	545,645		
貸倒引当金	2,570		
貸倒引当金控除後	543,075	548,818	5,742
債務保証見返	38,913	38,803	△109
資産計	2,510,966	2,516,384	5,418
貯金	2,434,171	2,430,643	△3,528
負債計	2,434,171	2,430,643	△3,528

- (注) 1. 貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しております。
 2. 貸出金には、連結貸借対照表上のその他資産に計上している従業員貸付金 125 百万円を含めております。
 3. 貯金には、連結貸借対照表上の譲渡性貯金 103,830 百万円を含めております。

②金融商品の時価の算定方法

【資産】

a 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。満期のある預け金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

b 金銭の信託

信託財産を構成している貸出金や有価証券の時価は、下記cおよびdと同様の方法により評価しております。

c 有価証券

株式は取引所の価格により、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。また、投資信託については、公表されている基準価格によっております。

d 貸出金・債務保証見返

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しております。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しております。

また、債務保証見返および延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。

【負債】

a 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

③時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には

含まれておりません。

連結貸借対照表計上額

外部出資 93,421百万円

合 計 93,421

(注) 1. 外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。なお、上記連結貸借対照表計上額に対して、外部出資等損失引当金を136百万円計上しております。

④金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預け金	1,249,519	－	－	－	－	－
有価証券						
満期保有目的の債券	14,134	174	21,419	7,188	26,068	51,801
その他有価証券のうち満期があるもの	21,105	57,246	61,940	62,617	29,914	309,533
貸出金	153,550	59,812	67,167	46,327	49,842	167,840
合 計	1,438,309	117,234	150,526	116,133	105,826	529,175

- (注) 1. 貸出金のうち、当座貸越（融資型を除く）69,098 百万円については「1 年以内」に含めております。
 また、期限のない劣後特約貸出金 41,198 百万円については「5 年超」に含めております。
 2. 貸出金のうち、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等 979 百万円は償還の予定が見込まれないため、含めておりません。

⑤有利子負債の決算日後の返済予定額は次のとおりです。

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	2,285,277	32,960	1,498	1,873	1,081	7,620
譲渡性貯金	103,590	240	－	－	－	－
合 計	2,388,867	33,200	1,498	1,873	1,081	7,620

- (注) 1. 貯金のうち、要求払貯金については「1 年以内」に含めております。
 2. 貯金のうち、連結貸借対照表上の定期積金 29 百万円については含めておりません。

連結注記表 (平成22年度)

6 有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価および評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

①売買目的有価証券

該当ありません。

②満期保有目的の債券で時価のあるもの

満期保有目的の債券において、種類ごとの連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	種 類	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	35,212	35,905	693
	地 方 債	46,476	47,756	1,280
	政府保証債	5,781	6,039	257
	金 融 債	18,013	18,270	256
	外 国 証 券	1,000	1,002	2
	小 計	106,483	108,973	2,490
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	5,863	5,837	△25
	地 方 債	8,775	8,675	△100
	外 国 証 券	1,000	949	△50
	小 計	15,638	15,462	△176
合 計		122,122	124,436	2,314

③その他の有価証券

その他の有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、連結貸借対照表計上額およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	種 類	取得原価又は償却原価	連結貸借対照表計上額	評価差額
連結貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	株 式 債 券	1,105	1,675	569
	国 債	261,223	266,536	5,313
	地 方 債	93,365	94,873	1,508
	政府保証債	16,719	17,065	345
	金 融 債	78,557	79,708	1,151
	社 債	16,579	16,857	277
	外国証券	5,642	17,925	12,282
	そ の 他	3,902	4,667	764
	小 計	477,097	499,308	22,211
連結貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	株 式 債 券	998	904	△94
	地 方 債	16,317	16,099	△218
	金 融 債	7,000	6,971	△28
	社 債	10,060	9,951	△108
	外国証券	17,778	16,965	△812
	小 計	52,154	50,892	△1,262
合 計		529,252	550,201	20,949

(注) 1. 上記評価差額合計から繰延税金負債2,433百万円を差し引いた金額18,515百万円が、「その他の有価証券評価差額金」に含まれております。

2. 有価証券のうち、その他の有価証券として保有する変動利付国債は、市場価格に基づく価額により評価を行ってまいりましたが、「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第25号平成20年10月28日)の公表を受けて、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、当年度末において市場価格を時価とみなせない状態にあると考えられる銘柄については、経営者による合理的な見積りに基づき合理的に算定された価額による評価を行っております。

この結果、市場価格に基づく価額による評価と比較して、「有価証券」が2,743百万円増加、「繰延税金資産」が850百万円減少、「その他の有価証券評価差額金」が1,893百万円増加しております。

なお、変動利付国債の合理的な見積りによる価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率を用いて割り引くことにより算出しており、国債の利回りおよび同利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。

(2) 当年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

(3) 当年度中に売却したその他の有価証券は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	売却額	売却益	売却損
株 式 債 券	8	0	—
そ の 他	81,518	1,347	35
合 計	4,904	181	122
合 計	86,430	1,529	157

(4) 金銭の信託の保有目的区分別の内訳は次のとおりであります。

①運用目的の金銭の信託

該当ありません。

②満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

③その他の金銭の信託

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	取得原価	差 額	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	7,135	7,293	△158	—	△158

(注) 1. 上記評価差額合計に繰延税金資産49百万円を加えた金額△109百万円が、「その他の有価証券評価差額金」に含まれております。

2. 「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳であります。

資料編

7 退職給付に関する注記

(1) 退職給付

①採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しております。

②退職給付債務およびその内訳

a 退職給付債務	△4,070百万円
b 年金資産	－百万円
c 前払年金費用	－百万円
d 未認識過去勤務債務	－百万円
e 未認識数理計算上の差異	－百万円
f 会計基準変更時差異の未処理額	－百万円
退職給付引当金	△4,070百万円

③退職給付費用の内訳

a 勤務費用	159百万円
b 利息費用	77百万円
c 期待運用収益	－百万円
d 過去勤務債務の費用処理額	－百万円
e 数理計算上の差異の費用処理額	△8百万円
f 会計基準変更時差異の費用処理額	－百万円
g 臨時に支払った割増退職金	－百万円
h 嘱託再雇用者に支払った早期離職手当	3百万円
退職給付費用	231百万円

④退職給付債務等の計算基礎

- 採用した割引率は2.0%としております。
- 退職給付見込額については、発生給付評価方法に基づき、勤務年数による期間按分方式を採用しております。
- 過去勤務債務は発生年度における一括処理としております。
- 数理計算上の差異は発生年度における一括処理としております。

(2) 物件費には、厚生年金保険制度および農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しております。

なお、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、35百万円となっております。

8 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産	
貸倒引当金超過額	699百万円
賞与引当金超過額	109百万円
退職給付引当金超過額	1,233百万円
相互援助積立金超過額	1,732百万円
有価証券有税償却額	8,657百万円
減価償却超過額	113百万円
貸出金未収利息否認額	31百万円
税務上の繰越欠損額	9,582百万円
その他の有価証券等評価差額金	443百万円
その他	291百万円
繰延税金資産小計	22,894百万円
評価性引当額	△19,998百万円
繰延税金資産合計 (A)	2,895百万円
繰延税金負債	
その他の有価証券等評価差額金	△2,827百万円
繰延税金負債合計 (B)	△2,827百万円
繰延税金資産の純額 (A) + (B)	68百万円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	31.0%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.6%
住民税均等割等	0.0%
評価性引当額の増減	△30.6%
その他	0.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	0.2%

連結注記表 (平成23年度)

1 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- (1) 連結の範囲に関する事項
全ての子会社を連結しております。
子会社は、「第1事業概況書」の「2. 子会社等の状況」に記載の通りです。
- (2) 持分法の適用に関する事項
持分法を適用する非連結子会社及び関連会社はありません。
- (3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度に関する事項
当会及び連結される全ての子会社の決算日は、毎年3月末日であります。
連結される子会社は、それぞれの決算日の財務諸表により、必要な調整を行い連結しております。
- (4) のれんの償却方法及び償却期間
のれんは、ありません。
なお、今後新たに発生した場合は、同様にその年度において一括償却する方針であります。
- (5) 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項
連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した損失処理に基づいて、作成しております。
- (6) 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲
- ①連結キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）の範囲は、連結貸借対照表上の「現金」並びに「預け金」中の当座預け金、普通預け金及び通知預け金であります。
- ②現金及び現金同等物の連結会計年度末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は次のとおりであります。
- | 平成23年3月31日 | |
|-------------|---------------|
| 現金及び預け金勘定 | 1,252,172百万円 |
| 別段預け金、定期預け金 | △1,065,425百万円 |
| 現金及び現金同等物 | 186,747百万円 |
-
- | 平成24年3月31日 | |
|-------------|---------------|
| 現金及び預け金勘定 | 1,257,320百万円 |
| 別段預け金、定期預け金 | △1,107,004百万円 |
| 現金及び現金同等物 | 150,316百万円 |

2 重要な会計方針に関する事項

- (1) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。
- (2) 有価証券（外部出資勘定の株式を含む。）の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っております。
- ・売買目的有価証券……時価法（売却原価は移動平均法により算定）
 - ・満期保有目的の債券……定額法による償却原価法（売却原価は移動平均法により算定）
 - ・子会社・子法人等株式及び
関連法人等株式……原価法（売却原価は移動平均法により算定）
 - ・その他の有価証券
時価のあるもの……連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
時価を把握することが極めて困難と認められるもの……原価法（売却原価は移動平均法により算定）
- なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については、償却原価法による取得価額の修正を行っております。
- (3) 金銭の信託（合同運用を除く。）において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、上記（2）の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位ごとに当連結会計年度末の信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもって連結貸借対照表に計上しております。
- (4) デリバティブ取引の評価は時価法により行っております。

- (5) 有形固定資産の減価償却は、それぞれ次の方法により行い資産から直接減額して計上しております。

建物 定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）については、定額法）を採用しております。なお、主な耐用年数は7年～50年であります。

建物以外 定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は2年～20年であります。

- (6) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しています。
そのうち自社利用ソフトウェアについては、当会における利用可能期間（原則5年）に基づいて償却しております。

- (7) 外貨建資産・負債は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

- (8) 引当金の計上方法

①貸倒引当金

貸倒引当金は、「経理規程」に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下なお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当会の貸出シェアで按分した金額と債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を計上し、キャッシュ・フローを合理的に見積もることのできない債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した統括部署が査定結果を検証しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は2,121百万円であります。

②相互援助積立金

相互援助積立金は、「北海道JAバンク支援制度要領」に基づき、農協信用事業の安定と信用向上に資することを目的として、所要額を計上しております。

③賞与引当金

賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

④退職給付引当金

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当連結会計年度年度末における退職給付債務に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は、発生連結会計年度における一括処理としております。

なお、子会社については、簡便法を適用し、当事業年度末における職員の自己都合退職による場合の要支給額を基礎として計上しております。

⑤役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金支給に備えるため、「役員退職慰労金支給規程」等に基づき、将来の支給見込額のうち当連結会計年度末までに発生していると認められる額を基礎として計上しております。

資料編

⑥特例業務負担金引当金

特例業務負担金引当金は、農林漁業団体職員共済組合より通知される特例業務負担金の将来負担見込額に基づき計上しております。

⑦外部出資等損失引当金

外部出資等損失引当金は、外部出資に対する損失に備えるため、外部出資先の財務状況等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

- (9) 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

- (10) 消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっています。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は当連結会計年度の費用に計上しております。

(追加情報)

当連結会計年度の期首以降に行なわれる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日）を適用しております。

なお、「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号）に基づき、当連結会計年度の「貸倒引当戻入益」及び「償却債権取立益」は、「その他経常収益」に計上しております。

3 表示方法の変更に関する注記

- (1) 役員退職慰労金は、従来「その他経常費用」で計上しておりました。役員退職慰労引当金繰入額は「経費」の「人件費」で計上しており、その整合性から役員退職慰労金を当連結会計年度より「経費」の「人件費」で計上しております。

4 連結貸借対照表に関する事項

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額は、5,589百万円、圧縮記帳額は405百万円であります。
- (2) 連結貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産として電子計算機等があり、未経過リース料年度末残高相当額は、次のとおりであります。

	1年以内	1年超	合計
所有権移転外ファイナンス・リース	24百万円	35百万円	60百万円
オペレーティング・リース	3百万円	1百万円	5百万円

- (3) 担保に供している資産は次のとおりであります。
- | | | |
|-------------|-------|------|
| 担保に供している資産 | 差入保証金 | 2百万円 |
| 担保資産に対応する債務 | 貯金 | 0百万円 |
- 上記のほか、為替決済取引及び当座借越取引の担保として定期預金117,000百万円を差し入れています。
- (4) 理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債権はありません。
- (5) 理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債務はありません。
- (6) 貸出金のうち、破綻先債権額は45百万円、延滞債権額は2,264百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

- (7) 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額はありません。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

- (8) 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額はありません。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

- (9) 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は2,309百万円であります。

なお、(6) から (9) に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

- (10) 割引手形は、業種別監査委員会報告第24号に基づき、金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は13百万円であります。

- (11) 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、347,160百万円であります。

- (12) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約貸出金42,198百万円が含まれております。

- (13) 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約借入金25,800百万円が含まれております。

- (14) 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成11年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条4号に定める地価税に基づいて、再評価後の水準を公の適正地価である公示価格水準とし、その公示価格を基礎としている路線価・固定資産税評価額を基礎に合理的な調整を行って算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 3,100百万円

5 連結損益計算書に関する事項

- (1) その他経常費用に含まれる貸出金償却は、すでに個別貸倒引当金を引き当てていた債権について、償却額と引当金れい入額を相殺した残額を表示しています。相殺した金額は23百万円であります。
- (2) 当連結会計年度においては、以下の資産について、減損損失を計上しております。

主な用途	種類	減損損失
業務用資産	土地建物動産等	733百万円
合 計	土地建物動産等	733百万円

業務用資産については、キャッシュ・フローの相互補完性および機能特性等を勘案のうえ一定の単位でグルーピングをしており、遊休資産については、各資産毎の単位でグルーピングをしております。

また、業務用資産については、一部の資産グループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しています。

当連結会計年度の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であります。正味売却価額は鑑定評価額等に基づき算定しております。

連結注記表 (平成23年度)

6 金融商品に関する事項

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当会は、北海道を事業区域として、地元のJA等が会員となつて運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関であります。

JAは組合員や地域から預かった貯金を原資に、組合員や地域へ貸付けを行い、余裕金を当会が預かる仕組みとなっております。

当会はこれを原資として、資金を必要とするJAや農業に関連する企業・団体及び、道内の地場企業や団体、地方公共団体などに貸付を行っております。

また、当会の余裕金は農林中金に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っております。

②金融商品の内容及びそのリスク

当会が保有する金融資産は、主として道内の取引先（及び個人）に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。

また、有価証券は、主に債券、株式、投資信託であり、満期保有目的、純投資目的（その他目的）で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。なお、その他有価証券には、リスクが高いものとして、流動性に乏しい非上場の円貨建外国証券が29,787百万円含まれております。

借入金、自己資本増強の一環として、会員であるJAから借り入れた永久劣後特約付借入金であります。劣後特約付借入金は、債務返済の履行が他の債務よりも後順位である旨の特約が付された無担保・無保証の借入金であり、自己資本比率の算出において補完的項目として自己資本への計上が認められているものですが、その劣後特約が付されていない借入金よりも高い金利設定となっております。

デリバティブ取引は、その他保有目的で保有する債券の相場変動を相殺する目的で債券オプション取引を行っております。これらは、金利の変動リスク（債券相場の価格変動リスク）に晒されております。

③金融商品に係るリスク管理体制

a 信用リスクの管理

当会は、リスクマネジメント基本方針及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、信用リスク管理の基本方針等の策定、各種限度枠及びスプレッドガイドラインの設定、与信ポートフォリオの分析をリスク統括部が行っており、分析内容は定期的に経営陣による理事会及びリスク管理委員会、ALM委員会に対し、報告を行っております。

貸出金の信用リスク管理については、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応など、与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、営業部、農業融資部及び各支所の他審査部により行われ、また、定期的に経営陣による融資協議会を開催し、報告を行っております。さらに、与信管理の状況については、リスク統括部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティリスクに関しては資金証券部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うとともに、リスク統括部においても発行体の信用リスク及び時価情報の管理を行っております。

これらの与信管理については、定期的に経営陣による余裕金運用会議を開催し、報告を行っております。

b 市場リスクの管理

当会は、リスクマネジメント基本方針及び市場リスクに関する管理諸規程に従い、市場リスク管理の基本方針等の策定、市場ポートフォリオの状況分析、市場リスク量の計

測、市場リスクの分析をリスク統括部が行っており、分析内容は定期的に経営陣による理事会及びリスク管理委員会、ALM委員会を開催し、報告を行っております。

(a) 金利リスクの管理

投資方針の決定はALM委員会及び余裕金運用会議、取引の執行は資金証券部が行い、リスク統括部がポートフォリオの状況、リスク管理委員会等における決定事項の執行状況、限度枠等の遵守状況をモニタリング（警告その他の具体的抑止行動を含む。）しております。

(b) 為替リスクの管理

為替の変動リスクに関しては、個別の案件ごとに管理を行っております。

(c) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む投資商品の保有については、リスク管理委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、余裕金運用規程に従い行われております。

運用にあたっては、運用限度額を設定し、事前審査のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

総務部に保有している外部出資の多くは、業務上事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしております。

(d) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行と事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立した中で、行っております。

(e) 市場リスクに係る定量的情報

（トレーディング目的以外の金融商品）

当会で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品であります。

当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券に分類される債券、「貯金」、「借入金」であります。

当会では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあつての定量的分析に利用しております。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当年度末現在、指標となる金利が0.10%上昇したものと想定した場合には、経済価値が2,148百万円減少するものと把握しております。当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

c 資金調達に係る流動性リスクの管理

当会は、リスクマネジメント基本方針及び流動性リスクに関する管理諸規程に従い、流動性リスク管理の基本的な考え方の策定、資金繰りリスクの統括をリスク統括部が行っております。

日次及び月次ベースでの資金繰り実績の把握・計画の策定と実績管理は資金証券部が実施しており、月次ベースについては、資金証券部よりリスク統括部へ報告しております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なる場合もあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

①金融商品の連結貸借対照表計上額および時価等

当連結会計年度末における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価の把握が困難なものについては、次表には含めず③に記載しております。

資料編

(単位：百万円)

	連結貸借対 照表計上額	時 価	差 額
預け金	1,254,498	1,251,762	△2,735
金銭の信託			
その他目的	6,332	6,332	－
有価証券			
満期保有目的の債券	116,739	120,398	3,658
その他有価証券	623,719	623,719	－
貸出金	550,808		
貸倒引当金	1,571		
貸倒引当金控除後	549,236	555,856	6,619
資産計	2,550,526	2,558,069	7,542
貯金	2,499,910	2,499,191	△718
負債計	2,499,910	2,499,191	△718
デリバティブ取引	－	－	－
ヘッジ会計が適用されていないもの	(0)	(0)	－
ヘッジ会計が適用されているもの	－	－	－
デリバティブ取引計	(0)	(0)	－

(注) 1. 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。
2. 貸出金には、連結貸借対照表上のその他資産に計上している従業員貸付金110百万円を含めております。
3. 貯金には、連結貸借対照表上の譲渡性貯金108,850百万円を含めております。
4. デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で表示しております。

②金融商品の時価の算定方法

【資産】

a 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。満期のある預け金については、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

b 金銭の信託

信託財産を構成している貸出金や有価証券の時価は、下記cおよびdと同様の方法により評価しております。

c 有価証券

株式は取引所の価格により、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。また、投資信託については、公表されている基準価格によっております。

d 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しております。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しております。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。

【負債】

a 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

③時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれておりません。

連結貸借対照表計上額

外部出資 93,425百万円

合 計 93,425

(注) 1. 外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。なお、上記連結貸借対照表計上額に対して、外部出資等損失引当金を130百万円計上しております。

④金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預け金	1,254,498	－	－	－	－	－
有価証券						
満期保有目的の債券	174	21,419	7,188	26,068	12,747	48,072
その他有価証券のうち満期があるもの	35,064	59,295	59,612	26,037	71,306	345,053
貸出金	171,849	62,672	52,837	54,876	40,581	166,914
合 計	1,461,587	143,387	119,638	106,982	124,635	560,040

(注) 1. 貸出金のうち、当座貸越(融資型を除く)55,489百万円については「1年以内」に含めております。
また、期限のない劣後特約付貸出金41,198百万円については「5年超」に含めております。
2. 貸出金のうち、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等965百万円は償還の予定が見込まれないため、含めておりません。

⑤有利子負債の連結決算日後の返済予定額は次のとおりです。

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	2,154,616	6,343	395	71	229,633	－
譲渡性貯金	108,850	－	－	－	－	－
合 計	2,263,466	6,343	395	71	229,633	－

(注) 1. 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めております。

7 有価証券に関する事項

(1) 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

①売買目的有価証券

該当ありません。

②満期保有目的の債券で時価のあるもの

満期保有目的の債券において、種類ごとの連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	種 類	連結貸借対 照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	40,945	42,242	1,297
	地 方 債	56,792	58,667	1,875
	政府保証債	5,765	6,076	310
	金 融 債	10,012	10,192	180
	外 国 証 券	1,000	1,002	2
	小 計	114,515	118,180	3,664
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	地 方 債	2,224	2,217	△6
	小 計	2,224	2,217	△6
合 計		116,739	120,398	3,658

連結注記表 (平成23年度)

③その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、連結貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	種 類	取得原価又は償却原価	貸借対照表計上額	評価差額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	株 式 債 券 国 債 地 方 債 政府保証債 金 融 債 社 債 外国証券 そ の 他	1,233 294,830 103,254 8,988 96,546 33,780 7,603 10,095	2,082 303,808 105,332 9,251 97,685 34,411 16,376 12,066	848 8,977 2,077 263 1,139 630 8,772 1,971
	小 計	556,333	581,014	24,681
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	株 式 債 券 国 債 地 方 債 金 融 債 社 債 外国証券	709 23,014 3,507 1,000 2,232 13,023	699 22,892 3,480 998 2,221 12,410	△9 △121 △26 △1 △11 △612
合 計	小 計	43,486	42,704	△782
		599,819	623,719	23,899

(注) 1. 上記評価差額合計から繰延税金負債 3,954 百万円を差し引いた金額 19,944 百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。
2. 有価証券のうち、その他有価証券として保有する変動利付国債は、市場価格に基づく価額により評価を行っていましたが、「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第 25 号平成 20 年 10 月 28 日)の公表を受けて、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、当年度末において市場価格の時価とみなせない状態にあると考えられる銘柄については、経営者による合理的な見積もりに基づく合理的に算定された価額による評価を行っております。
この結果、市場価格に基づく価額による評価と比較して、「有価証券」が 987 百万円増加、「繰延税金資産」が 276 百万円減少、「その他有価証券評価差額金」が 710 百万円増加しております。
なお、変動利付国債の合理的な見積もりによる価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率を用いて割り引くことにより算出しており、国債の利回りおよび同利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。
3. 有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とするともに、評価差額を当年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。
当年度における減損処理額は、743 百万円(うち株式 285 百万円、外国証券 458 百万円)であります。
なお、減損処理にあたっては、当年度末における時価が取得原価または償却原価に比べ 50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30%以上 50%未満下落した場合は、回復の可能性を考慮して減損処理を行っております。

(2) 当年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

(3) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	売却額	売却益	売却損
株 式 債 券	4	—	0
所 有 債 券	31,308	2,714	—
そ の 他	2,344	—	161
合 計	33,657	2,714	162

(4) 金銭の信託の保有目的区分別の内訳は次のとおりであります。

①運用目的の金銭の信託

該当ありません。

②満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

③その他の金銭の信託

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	取得原価	差 額	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	6,332	6,336	△3	80	△83

(注) 1. 上記評価差額合計に繰延税金資産 0 百万円を加えた金額△2 百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

2. 「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳であります。

8 退職給付に関する事項

(1) 退職給付

①採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しております。

②退職給付債務及びその内訳

a 退職給付債務	△3,988百万円
b 年金資産	—百万円
c 前払年金費用	—百万円
d 未認識過去勤務債務	—百万円
e 未認識数理計算上の差異	—百万円
f 会計基準変更時差異の未処理額	—百万円
退職給付引当金	△3,988百万円

③退職給付費用の内訳

a 勤務費用	165百万円
b 利息費用	80百万円
c 期待運用収益	—百万円
d 過去勤務債務の費用処理額	—百万円
e 数理計算上の差異の費用処理額	△4百万円
f 会計基準変更時差異の費用処理額	—百万円
g 臨時に支払った割増退職金	6百万円
h 嘱託再雇用者に支払った早期離職手当	3百万円
退職給付費用	251百万円

④退職給付債務等の計算基礎

- 採用した割引率は2.0%としております。
- 退職給付見込額については、発生給付評価方法に基づき、勤務年数による期間按分方式を採用しております。
- 過去勤務債務は発生年度における一括処理としております。
- 数理計算上の差異は発生年度における一括処理としております。

(2) 人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しております。

なお、当連結会計年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、35百万円となっておりますが、連結損益計算書上は特例業務負担金引当金戻入額35百万円と相殺して表示しております。

資料編

9 税効果会計に関する事項

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産	
貸倒引当金超過額	455百万円
賞与引当金超過額	98百万円
退職給付引当金超過額	1,124百万円
相互援助積立金超過額	1,565百万円
有価証券有税償却額	4,918百万円
固定資産償却（減損）	212百万円
減価償却超過額	94百万円
貸出金未収利息否認額	26百万円
税務上の繰越欠損額	9,034百万円
その他有価証券等評価差額金	244百万円
その他	252百万円
繰延税金資産小計	18,027百万円
評価性引当額	△15,627百万円
繰延税金資産合計（A）	2,400百万円
繰延税金負債	
その他有価証券等評価差額金	△4,198百万円
繰延税金負債合計（B）	△4,198百万円
繰延税金負債の純額（A）＋（B）	△1,797百万円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	31.0%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2%
住民税均等割等	0.0%
評価性引当額の増減	△29.8%
税率変更による期末繰延税金資産（負債）の減額修正	1.6%
その他	△1.4%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	1.7%

(3) 法人税等の税率の変更により修正された繰延税金資産および繰延税金負債の金額

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が、平成23年12月2日に公布されました。平成24年4月1日以降に開始する連結会計年度から法人税率が引き下げられ、また、平成27年3月31日までの期間（指定期間）に開始する連結会計年度については、復興特別法人税が課されることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、前連結会計年度の31%から、指定期間内に開始する連結会計年度については29%、平成27年4月1日以降に開始する連結会計年度については28%に変更されました。その結果、繰延税金負債が276百万円、再評価に係る繰延税金負債が192百万円それぞれ減少し、土地再評価差額金が192百万円、その他有価証券評価差額金が423百万円それぞれ増加し、法人税等調整額が146百万円増加しています。

10 資産除去債務に関する事項

当会は、賃借物件の一部について不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復にかかる債務を有していますが、当該債務に関連する賃借資産の使用期間が明確でなく、将来移転する予定もないことから、資産除去債務を合理的に見積ることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

確 認 書

私は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において関係諸法令に準拠して適正に表示されていることを確認しました。

当該確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の態勢が整備され、有効に機能していることを確認しました。

- ・業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する態勢が整備されております。
- ・業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理態勢の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
- ・重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

平成24年 6 月 20 日
北海道信用農業協同組合連合会

代表理事理事長

牧 野 勇

（注）財務諸表とは、貸借対照表、損益計算書、損失金処理計算書、注記表、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結剰余金計算書、連結キャッシュ・フロー計算書および連結注記表を指しています。

財務指標等

◆ 主要経営指標

◆ 最近5年間の主要な経営指標

(単位：百万円)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
経 常 収 益	32,064	32,158	33,682	33,066	33,495
経常利益（△は経常損失）	△29,436	△40,849	6,981	9,527	9,935
当期末処分剰余金（△は当期末処理損失金）	△25,000	△40,571	△ 22,237	△12,940	△3,708
（当期剰余金（△は当期損失金））	（△29,057）	（△40,618）	（7,583）	（9,296）	（8,881）
出 資 金	35,716	69,241	77,152	92,260	93,312
（ 出 資 口 数 ）	（3,571,612口）	（6,924,113口）	（7,715,238口）	（9,226,014口）	（9,331,233口）
貯 金 等 残 高	2,155,461	2,225,640	2,368,083	2,434,469	2,500,207
貸 出 金 残 高	499,824	598,251	574,488	545,520	550,698
有 価 証 券 残 高	515,828	508,906	699,382	672,323	740,458
剰 余 金 配 当 金 額	—	—	—	—	—
普 通 出 資 配 当 額	—	—	—	—	—
後 配 出 資 配 当 額	—	—	—	—	—
事 業 分 量 配 当 額	—	—	—	—	—
職 員 数	358人	356人	353人	347人	344人
単 体 自 己 資 本 比 率	10.33%	10.56%	12.26%	15.58%	16.42%
純 資 産 額	39,876	42,342	75,982	102,567	114,229
総 資 産 額	2,285,155	2,363,808	2,540,967	2,621,276	2,698,470

注) 1. 貯金等残高は譲渡性貯金を含んでいます。
2. 総資産額は貸倒引当金および外部出資等損失引当金を資産から控除して算出しています。

◆ 利益総括表

(単位：百万円)

	平成22年度	平成23年度	増 減
資 金 運 用 収 支	11,320	10,752	△ 567
役 務 取 引 等 収 支	1,859	1,740	△ 118
そ の 他 事 業 収 支	1,247	2,064	817
事 業 粗 利 益	14,426	14,557	131
（ 事 業 粗 利 益 率 ）	(0.59%)	(0.58%)	(△ 0.01%)
業 務 純 益	8,638	9,027	389

注) 1. 資金運用収支＝資金運用収益－（資金調達費用－金銭の信託運用見合費用）
2. 役務取引等収支＝役務取引等収益－役務取引等費用
3. その他信用事業収支＝その他事業収益－その他事業費用
4. 事業粗利益＝資金運用収支＋役務取引等収支＋その他事業収支
5. 事業粗利益率＝事業粗利益／資金運用勘定平均残高×100

◆ 利益率

(単位：%)

	平成22年度	平成23年度	増 減
総 資 産 経 常 利 益 率	0.37	0.37	0.00
純 資 産 経 常 利 益 率	13.18	11.13	△ 2.05
総 資 産 当 期 純 利 益 率	0.36	0.33	△ 0.03
純 資 産 当 期 純 利 益 率	12.86	9.95	△ 2.91

注) 1. 総資産経常利益率＝経常利益／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100
2. 純資産経常利益率＝経常利益／純資産勘定平均残高×100
3. 総資産当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100
4. 純資産当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／純資産勘定平均残高×100

資料編

◆資金運用・調達の状況

(単位：百万円)

区 分	平成22年度			平成23年度		
	平均残高	利 息	利回り	平均残高	利 息	利回り
資 金 運 用 勘 定	2,440,665	26,466	1.08%	2,526,248	25,326	1.00%
うち 預 け 金	1,216,348	10,249	0.84%	1,313,131	9,829	0.75%
うち 有 価 証 券	651,233	7,135	1.10%	669,882	7,266	1.08%
うち 貸 出 金	572,946	9,078	1.58%	543,113	8,228	1.51%
資 金 調 達 勘 定	2,459,188	14,861	0.60%	2,528,742	14,301	0.57%
うち 貯 金	2,439,829	14,639	0.60%	2,508,485	14,094	0.56%
うち 借 用 金	25,800	222	0.86%	25,800	214	0.83%
総 資 金 利 ざ や	—			—		
	0.25%			0.22%		

注) 1. 貯金には譲渡性貯金が含まれています。
 2. 資金運用勘定の「うち預け金」の利息には、受取奨励金および受取特別配当金が含まれています。
 3. 資金調達勘定の「うち貯金」の利息には、支払奨励金が含まれています。
 4. 資金調達勘定計の平均残高および利息は金銭の信託運用見合額および金銭の信託運用見合費用を控除しています。
 5. 総資金利ざやは、総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価率で算出しております。

◆貯貸率・貯証率

(単位：%)

		平成22年度	平成23年度	増 減
貯 貸 率	期 末	22.41	22.03	△ 0.38
	期 中 平 均	23.48	21.65	△ 1.83
貯 証 率	期 末	27.62	29.62	2.00
	期 中 平 均	26.69	26.70	0.01

注) 1. 貯貸率(期末)＝貸出金残高／貯金残高×100
 2. 貯貸率(期中平均)＝貸出金平均残高／貯金平均残高×100
 3. 貯証率(期末)＝有価証券残高／貯金残高×100
 4. 貯証率(期中平均)＝有価証券平均残高／貯金平均残高×100

◆受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

	平成22年度増減額	平成23年度増減額
受 取 利 息	△ 1,382	△ 1,140
うち 貸 出 金	△ 840	△ 850
有 価 証 券	1,113	130
コ ー ル オ ー ン	—	—
買 現 先 利 息	—	—
預 け 金	△ 1,654	△ 419
そ の 他	0	0
支 払 利 息	△ 2,666	△ 586
うち 貯 金	△ 2,447	△ 566
譲 渡 性 貯 金	△ 140	21
借 用 金	△ 27	△ 7
そ の 他	△ 51	△ 33
差 し 引 き	1,284	△ 554

注) 1. 増減額は前年度対比です。
 2. 受取利息の預け金には、受取奨励金および受取特別配当金が含まれています。
 3. 支払利息の貯金には、支払奨励金が含まれています。

◆ 貯金に関する指標

◆ 科目別貯金平均残高

(単位：百万円、%)

	平成22年度	平成23年度	増 減
流 動 性 貯 金	154,536 (6.33)	133,999 (5.34)	△ 20,536
定 期 性 貯 金	2,102,529 (86.18)	2,168,749 (86.46)	66,220
そ の 他 の 貯 金	71,144 (2.92)	63,119 (2.52)	△ 8,025
計	2,328,209 (95.43)	2,365,868 (94.31)	37,658
譲 渡 性 貯 金	111,619 (4.57)	142,617 (5.69)	30,997
合 計	2,439,829 (100.00)	2,508,485 (100.00)	68,656

注) 1. 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金
 2. 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金
 3. () 内は構成比です。

◆ 定期貯金残高

(単位：百万円、%)

	平成22年度末	平成23年度末	増 減
定 期 貯 金	2,132,205 (100.00)	2,211,659 (100.00)	79,453
うち 固 定 金 利 定 期	2,132,204 (100.00)	2,211,657 (100.00)	79,453
うち 変 動 金 利 定 期	1 (0.00)	1 (0.00)	－

注) 1. 固定自由金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金
 2. 変動自由金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金
 3. () 内は構成比です。

◆ 貸出金等に関する指標

◆ 科目別・貸出先別貸出金平均残高

(単位：百万円、%)

				平成22年度	平成23年度	増 減
手 形 貸 付				3,842 (0.67)	2,375 (0.44)	△ 1,466
証 書 貸 付				468,254 (81.73)	443,742 (81.70)	△ 24,511
当 座 貸 越				100,813 (17.60)	96,959 (17.85)	△ 3,853
割 引 手 形				36 (0.01)	35 (0.01)	△ 1
合 計				572,946 (100.00)	543,113 (100.00)	△ 29,833
貸 出 先 別	会 員	総 合 農 協		40,217 (7.02)	48,530 (8.94)	8,312
		そ の 他 農 協 連 合 会		72,054 (12.58)	63,181 (11.63)	△ 8,873
		会 員 の 組 合 員		13,334 (2.33)	10,774 (1.98)	△ 2,559
		准 会 員		85,491 (14.92)	67,315 (12.39)	△ 18,176
		計		211,097 (36.84)	189,801 (34.95)	△ 21,296
	員 外	地 方 公 共 団 体		86,226 (15.05)	94,420 (17.39)	8,194
		金 融 機 関		72,692 (12.69)	74,271 (13.68)	1,579
		そ の 他		202,930 (35.42)	184,619 (33.99)	△ 18,310
		計		361,848 (63.16)	353,311 (65.05)	△ 8,537

注) () 内は構成比です。

◆ 貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：百万円、%)

	平成22年度末	平成23年度末	増 減
固 定 金 利 貸 出	269,168 (49.34)	248,981 (45.21)	△ 20,187
変 動 金 利 貸 出	276,352 (50.66)	301,717 (54.79)	25,365
合 計	545,520 (100.00)	550,698 (100.00)	5,177

注) () 内は構成比です。

資料編

◆貸出金の担保別内訳残高

(単位：百万円)

	平成22年度末	平成23年度末	増 減
貯 金 等	2,152	2,843	691
有 価 証 券	—	—	—
動 産	—	—	—
不 動 産	12,502	12,916	413
そ の 他 担 保 物	2,862	2,644	△ 218
小 計	17,517	18,404	886
農 業 信 用 基 金 協 会 保 証	35,274	23,615	△ 11,658
そ の 他 保 証	33,825	34,680	854
小 計	69,100	58,295	△ 10,804
信 用	458,901	473,998	15,096
合 計	545,520	550,698	5,177

◆債務保証の担保別内訳残高

(単位：百万円)

	平成22年度末	平成23年度末	増 減
貯 金 等	—	—	—
有 価 証 券	—	—	—
動 産	—	—	—
不 動 産	—	—	—
そ の 他 担 保 物	—	—	—
小 計	—	—	—
信 用	38,913	38,448	△ 465
合 計	38,913	38,448	△ 465

◆業種別の貸出金残高

(単位：百万円、%)

	平成22年度末	平成23年度末	増 減
製 造 業	51,482 (9.44)	53,181 (9.66)	1,698
農 業	13,197 (2.42)	11,524 (2.09)	△ 1,673
建 設 業	3,356 (0.62)	3,072 (0.56)	△ 284
電気・ガス・熱供給・水道業	9,522 (1.75)	9,746 (1.77)	224
情 報 通 信 業	1,550 (0.28)	1,152 (0.21)	△ 397
運 輸 業 ・ 郵 便 業	2,516 (0.46)	2,273 (0.41)	△ 243
卸 売 業	35,494 (6.51)	34,755 (6.31)	△ 738
小 売 業	22,607 (4.14)	20,883 (3.79)	△ 1,723
金 融 業 ・ 保 険 業	146,487 (26.85)	144,532 (26.25)	△ 1,954
不 動 産 業	38,655 (7.09)	37,089 (6.73)	△ 1,566
物 品 賃 貸 業	65,593 (12.02)	62,330 (11.32)	△ 3,263
宿 泊 業	1,528 (0.28)	1,410 (0.26)	△ 117
医 療 ・ 福 祉	100 (0.02)	100 (0.02)	—
そ の 他 の サ ー ビ ス	61,873 (11.34)	62,768 (11.40)	895
地 方 公 共 団 体	91,490 (16.77)	105,823 (19.22)	14,333
個人 (住宅・消費・納税資金等)	62 (0.01)	52 (0.01)	△ 10
合 計	545,520 (100.00)	550,698 (100.00)	5,177

注) 1 () 内は構成比です。

注) 2 総務省が定める「日本標準産業分類」および日本銀行が定める「業種別貸出金調査表の業種分類」に準じて記載しております。

◆貸出金の使途別内訳残高

(単位：百万円)

	平成22年度末	平成23年度末	増 減
設 備 資 金	108,431 (19.88)	100,492 (18.25)	△ 7,939
運 転 資 金	437,089 (80.12)	450,206 (81.75)	13,116
合 計	545,520 (100.00)	550,698 (100.00)	5,177

注) () 内は構成比です。

◆主要な農業関係の貸出金残高

(単位：百万円)

営 農 類 型 別	平成22年度末	平成23年度末	増 減
農 業	8,690	7,561	△ 1,129
穀 作	311	400	89
野 菜 ・ 園 芸	151	106	△ 45
果 樹 ・ 樹 園 農 業	4	45	41
工 芸 作 物	104	85	△ 19
養 豚 ・ 肉 牛 ・ 酪 農	7,547	6,818	△ 729
養 鶏 ・ 養 卵	—	—	—
養 蚕	—	—	—
そ の 他 農 業	570	104	△ 466
農 業 関 連 団 体 等	149,498	150,678	1,180
合 計	158,189	158,239	50

注) 1 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。
 なお、業種別貸出金残高における「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。
 2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。
 3. 「農業関連団体等」には、JAや経済連とその子会社等が含まれています。
 4. 「営農類型別」の「農業」の合計と「貸出金の業種別残高」の「農業」の残高は、集計方法が異なるため一致しておりません。

(単位：百万円)

資 金 種 類 別 (貸 出 金)	平成22年度末	平成23年度末	増 減
プ ロ パ ー 資 金	143,416	146,834	3,418
農 業 制 度 資 金	14,772	11,405	△ 3,367
農 業 近 代 化 資 金	14,772	11,405	△ 3,367
合 計	158,189	158,239	50

注) 1 プロパー資金とは、当会原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
 2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことで当会が低利で融資するもの、
 ③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。

(単位：百万円)

資 金 種 類 別 (受 託 貸 付 金)	平成22年度末	平成23年度末	増 減
日 本 政 策 金 融 公 庫 資 金	242,054	233,474	△ 8,580
農 業 者 年 金 基 金	1,369	886	△ 483
合 計	243,424	234,361	△ 9,063

資料編

◆リスク管理債権の状況

(単位：百万円)

	残 高	保 全 額			
		担 保 等	保 証	引 当 等	合 計
平成22年度末					
破 綻 先 債 権 額	54	3	－	51	54
延 滞 債 権 額	3,220	922	75	2,189	3,186
3ヵ月以上延滞債権額	－	－	－	－	－
貸出条件緩和債権額	168	168	－	－	168
合 計	3,442	1,093	75	2,240	3,408
平成23年度末					
破 綻 先 債 権 額	45	27	－	17	45
延 滞 債 権 額	2,264	880	67	1,287	2,235
3ヵ月以上延滞債権額	－	－	－	－	－
貸出条件緩和債権額	－	－	－	－	－
合 計	2,309	908	67	1,304	2,280

注) 1. 破綻先債権……元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金をいいます。

2. 延滞債権……未収利息不計上貸出金であって、注1に掲げるものおよび債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外の貸出金をいいます。

3. 3ヵ月以上延滞債権……元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金（注1・2に掲げるものを除く。）をいいます。

4. 貸出条件緩和債権……債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（注1・2・3に掲げるものを除く。）をいいます。

5. 保全額……下記「金融再生法に基づく開示債権」も同様

(1) 担保等・保証……リスク管理債権のうち、担保付貸出金について当該担保の処分可能見込額、保証付貸出金について当該保証による回収可能見込額等の合計額を表示しています。

(2) 引当等……リスク管理債権のうち、個別債務者への貸出金の状況に応じ、回収不能に備え個別貸倒引当金（間接償却）に繰り入れた場合はその引当金残高を計上し、個別貸倒引当金による引当の対象とならない貸出金については、一般貸倒引当金のうち、貸倒実績率によって計算された額を計上しています。

◆金融再生法開示債権区分に基づく保全状況

(単位：百万円)

	残 高	保 全 額			
		担 保 等	保 証	引 当 等	合 計
平成22年度末					
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	476	132	1	271	404
危険債権	2,980	861	76	2,043	2,980
要管理債権	168	168	－	－	168
小計	3,624	1,161	77	2,314	3,552
正常債権	581,530				
合計	585,155				
平成23年度末					
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	423	154	0	199	355
危険債権	2,061	846	69	1,145	2,061
要管理債権	－	－	－	－	－
小計	2,485	1,001	69	1,345	2,416
正常債権	587,386				
合計	589,872				

注) 上記の債権区分は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（平成10年法律第132号）第6条に基づき、債務者の財政状態および経営成績等を基礎として、次の通り区分したものです。なお、当会は同法の対象とはなっていませんが、参考として同法の定める基準に従い債権額を掲載しております。

1. 破産更生債権およびこれらに準ずる債権……破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権をいいます。

2. 危険債権……債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った元本および利息の受取ができない可能性が高い債権をいいます。

3. 要管理債権……3月以上延滞債権で上記（1）および（2）に該当しないものおよび貸出条件緩和債権をいいます。

4. 正常債権……債務者の財政状態および経営成績に特に問題がないものとして、上記（1）から（3）に掲げる以外のものに区分される債権をいいます。

◆貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位：百万円)

	平成22年度					平成23年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	404	568	—	404	568	568	291	—	568	291
個別貸倒引当金	5,219	2,323	1,885	3,325	2,331	2,331	1,339	235	2,087	1,347
合 計	5,623	2,891	1,885	3,729	2,899	2,899	1,630	235	2,656	1,638

◆貸出金償却の額

(単位：百万円)

	平成22年度	平成23年度
貸 出 金 償 却 額	0	0

◆ 有価証券に関する指標

◆種類別有価証券平均残高

(単位：百万円)

	平成22年度	平成23年度	増 減
国 債	310,386	316,787	6,401
地 方 債	155,474	168,446	12,972
社 債	148,420	150,146	1,726
外 国 証 券	26,453	24,494	△ 1,958
株 式	1,275	2,119	844
そ の 他 の 証 券	9,223	7,887	△ 1,335
合 計	651,233	669,882	18,649

注) 1. 当会が保有する有価証券は満期保有目的有価証券、その他有価証券であり、売買目的有価証券に該当するものではありません。(以下同様)
 2. 貸付有価証券は有価証券の種類ごとに区分して記載しております。(以下同様)

◆商品有価証券種類別平均残高…該当ありません。

◆有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
平成22年度末								
国 債	6,006	38,547	—	112,587	114,286	36,185	—	307,612
地 方 債	10,208	44,923	49,484	39,811	21,168	626	—	166,224
社 債	16,752	52,285	59,963	8,604	908	15,834	—	154,349
外 国 証 券	—	5,219	11,442	16,462	2,997	769	—	36,890
株 式	—	—	—	—	—	—	2,579	2,579
その他の証券	—	996	285	359	—	—	3,024	4,667
合 計	32,967	141,973	121,175	177,825	139,361	53,416	5,604	672,323
平成23年度末								
国 債	—	20,666	33,037	126,177	141,149	46,616	—	367,646
地 方 債	16,953	39,841	61,030	18,030	29,994	1,979	—	167,829
社 債	14,893	77,099	35,284	6,977	808	25,282	—	160,346
外 国 証 券	1,905	8,207	8,589	8,457	2,009	616	—	29,787
株 式	—	—	—	—	—	—	2,781	2,781
その他の証券	290	914	379	127	—	—	10,354	12,066
合 計	34,042	146,729	138,322	159,770	173,962	74,494	13,136	740,458

注) 保有区分が「その他有価証券」について、残高は期末の時価を適用しています。

資料編

◆ 有価証券等の時価情報等

◆ 有価証券

(単位：百万円)

保有目的区分	平成22年度			平成23年度		
	取得価額	時 価	評価損益	取得価額	時 価	評価損益
売 買 目 的	—	—	—	—	—	—
満 期 保 有 目 的	122,122	124,436	2,314	116,739	120,398	3,658
そ の 他	529,252	550,201	20,949	599,819	623,719	23,899

注) 1. 本表記載の有価証券の取得価額は、取得価額または償却原価によっています。
 2. 本表記載の有価証券の時価は、期末日における市場価格等に基づく時価により計上したものです。
 3. 売買目的有価証券については、時価を貸借対照表価額とし、評価損益については当期の損益に含まれますが、平成22年度末、平成23年度末ともに該当はありません。
 4. 満期保有目的有価証券については、取得価額を貸借対照表価額として計上しています。
 5. その他有価証券については、時価を貸借対照表価額としています。
 6. 実際の売買事例が極めて少ない変動利付国債のうち、市場価格を時価とみなせない状況にあると判断される銘柄については、「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」（企業会計基準委員会実務対応報告第25号平成20年10月28日）に基づき、経営者の合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額を時価としております。この結果、市場価格を時価とした場合と比較して、平成22年度末の有価証券は2,743百万円増加、繰延税金資産は850百万円減少、その他有価証券評価差額金は1,893百万円増加しております。
 また平成23年度末において、有価証券は987百万円増加、繰延税金資産は276百万円減少、その他有価証券評価差額金は710百万円増加しております。

◆ 金銭の信託

(単位：百万円)

保有目的区分	平成22年度			平成23年度		
	取得価額	時 価	評価損益	取得価額	時 価	評価損益
運 用 目 的	—	—	—	—	—	—
満 期 保 有 目 的	—	—	—	—	—	—
そ の 他	7,293	7,135	△158	6,336	6,332	△3

注) 1. 本表記載の金銭の信託の時価は、期末日における市場価格等に基づく時価により金銭の信託の受託者が合理的に算出した価格によっています。
 2. 運用目的の金銭の信託については、時価を貸借対照表価額とし、評価損益は当期の損益に含めています。
 3. 満期保有目的の金銭の信託については、取得価額を貸借対照表価額として計上しますが、平成22年度末、平成23年度末ともに該当はありません。
 4. その他目的の金銭の信託については時価を貸借対照表価額としています。

◆ デリバティブ取引等

◆ 債券関連取引

(単位：百万円)

区 分			平成22年度			平成23年度		
			契約額等	時 価	評価損益	契約額等	時 価	評価損益
取引所	債 券 先 物	売 建	－	－	－	－	－	－
		買 建	－	－	－	－	－	－
	債券先物オプション	売 建	－	－	－	－	－	－
		買 建	－	－	－	－	－	－
店 頭	債券店頭オプション	売 建	－	－	－	2,000	0	2
		買 建	－	－	－	－	－	－
合 計			－	－	－	2,000	0	2

◆ 株式関連取引…該当ありません。 ◆ 金利関連取引…該当ありません。 ◆ 通貨関連取引…該当ありません。

◆ 受託貸付金

◆ 受託貸付金残高

(単位：百万円)

受 託 先	平成22年度末	平成23年度
(株)日本政策金融公庫（農林水産事業）	242,054	233,474
(株)日本政策金融公庫（国民生活事業）	1,471	1,250
独立行政法人住宅金融支援機構	57,255	48,120
独立行政法人福祉医療機構	320	273
独立行政法人農業者年金基金	1,369	886
合 計	302,472	284,005

当会グループの概況

◆ 組織・事業の概況

1. グループの概要

当会および子会社の事業概要は以下の通りです。

北海道信用農業協同組合連合会（親会社）

当会は農業協同組合法に基づき、農業者・JAをはじめ企業や地方公共団体等の事業に必要な資金の貸付や、全道JA、関係団体等から貯金や定期積金の受入を行っています。

また、このほかに振込・代金取立等を行う為替業務や、農協信用事業の機能・サービスの拡充・強化の支援を行う金融推進業務、日本政策金融公庫資金をはじめとした制度資金を取り扱う受託業務等を行っています。

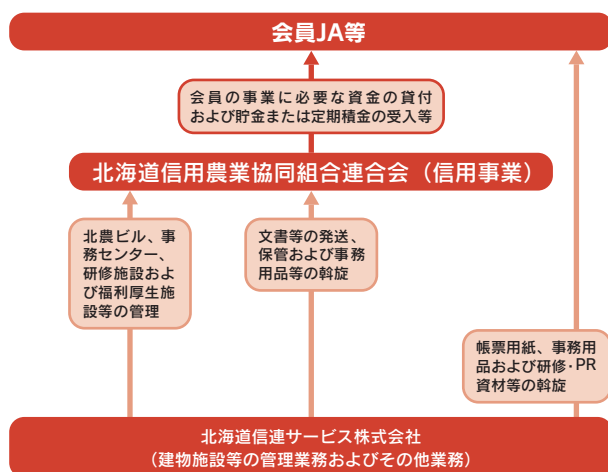
これらの業務の具体的な内容等は前述のとおりです。

北海道信連サービス株式会社（子会社）

当社は当会が所有する北農ビル、事務センター、研修施設、職員住宅等福利厚生施設など建物施設等の管理をしています。

また、その他に当会の事業に付随し発生する文書等の発送、保管業務や、当会及び会員農協の信用窓口等で使用する帳票用紙、事務用品および研修・PR資材等の共同調製等の業務を営んでいます。

当会及び子会社の事業系統図



子会社の状況

名 称	北海道信連サービス株式会社
主たる事務所の所在地	札幌市豊平区福住1条4丁目13番13号
事業の内容	建物施設の管理およびこれに付帯する事業
設 立 年 月 日	昭和59年8月29日
資 本 金	10百万円
当会の議決権比率	100.0%
当会および他の子会社等の議決権比率	100.0%

2. 連結事業概況（平成23年度）

(1) 連結財務の状況

当会グループの連結財務の状況は、会員等から受け入れた貯金を主とする負債総額は2兆5,840億円、貸出金、預け金、有価証券を主とする総資産額については2兆6,985億円、出資金および利益剰余金等の純資産額については1,144億円となりました。

一方、連結自己資本比率は、内部留保による繰越欠損金の減少及び会員からの資本調達を行ったことなどから、16.44%（前年度対比0.86%の増加）となりました。

(2) 連結子会社の事業概況

北海道信連サービス株式会社の平成23年度売上高は590百万円、経常利益19百万円、当期利益が10百万円となりました。

資料編

◆ 連結主要経営指標

◆ 連結ベースの主要な経営指標

(単位: 百万円)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
経常収益	33,219	33,325	34,900	33,200	33,664
経常利益 (△は経常損失)	△29,382	△40,817	7,026	9,551	9,955
当期剰余金 (△は当期損失金)	△29,036	△40,607	7,604	9,302	8,889
連結純資産額	40,416	42,893	76,561	102,818	114,488
連結総資産額	2,285,587	2,363,939	2,541,081	2,621,329	2,698,500
連結自己資本比率	10.38%	10.61%	12.30%	15.58%	16.44%

注) 1. 総資産額は貸倒引当金および外部出資等損失引当金を資産から控除して算出しています。

◆ 連結ベースのリスク管理債権の状況

(単位: 百万円)

	残 高	保 全 額			
		担 保 等	保 証	引 当 等	合 計
平成22年度末					
破 綻 先 債 権 額	54	3	－	51	54
延 滞 債 権 額	3,220	922	75	2,189	3,186
3ヵ月以上延滞債権額	－	－	－	－	－
貸出条件緩和債権額	168	168	－	－	168
合 計	3,442	1,093	75	2,240	3,408
平成23年度末					
破 綻 先 債 権 額	45	27	－	17	45
延 滞 債 権 額	2,264	880	67	1,287	2,235
3ヵ月以上延滞債権額	－	－	－	－	－
貸出条件緩和債権額	－	－	－	－	－
合 計	2,309	908	67	1,304	2,280

注) 各項目の定義等は75ページ「リスク管理債権の状況」(単体)と同様です。

[illegible]

JA北海道信連

一資料編Ⅱ 自己資本の充実の状況等一

自己資本の充実の状況等 (単体)

1. 自己資本の状況

(1) 自己資本比率の状況

当会では、多様化するリスクに対応するとともに、会員やお客さまのニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。業務の効率化等に取り組み、内部留保の増加に努め、さらに会員からの資本調達を行った結果、平成23年度末における自己資本比率は、16.42%となりました。

なお、自己資本比率の算出にあたっては、「自己資本比率算出基準」及び「自己資本比率算出事務手続」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出しています。また、これに基づき、当会における信用リスクやオペレーショナル・リスクに対応した十分な自己資本の維持に努めています。

(2) 自己資本調達手段の概要

当会の自己資本は会員からの普通出資のほか後配出資金、永久劣後特約付借入金により調達しています。

- 普通出資による資本調達額 446億円（前年度438億円）
- 後配出資による資本調達額 486億円（前年度484億円）
- 永久劣後特約付借入金 258億円（前年度258億円）

(3) 当会の自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当会は、まず規制対応および事業継続を確保する目的から、法令で定められた要件に基づき規制上の自己資本比率を算出し、規制資本を把握、管理することにより自己資本充実度の

評価を行っています。

具体的には、規制資本管理規程を定め、信用リスク・アセット額については標準的手法および信用リスク削減手法、オペレーショナル・リスク相当額については基礎的手法を採用して、自己資本比率を算出し、モニタリングを実施しています。自己資本比率が一定の水準を下回るもしくは下回る可能性が高い等の場合は、自己資本増強等の実行可能な対応策を検討し、対応する態勢を構築しています。

また、金融機関が抱えるリスクが複雑・多様化する中で、健全性と安定性を継続的に確保していくためには、諸リスクの十分な把握と適切な管理・運営を行う包括的なリスク管理態勢を構築することが不可欠であります。当会におけるリスクマネジメントとは、「発生すると予想されるリスク量を適切に計測し、このリスクをあらかじめ定めた許容範囲内でコントロールすること」であり、リスクの許容量を踏まえた上で、「中長期的に安定した収支を確保すること」を目的としています。このような考え方を踏まえ、具体的な取り組みとして、財務上の諸リスクを中心に影響度が大きく計量可能なリスクに加え、定性的な管理が中心となるオペレーショナル・リスクについては基礎的手法にて計数化して、統合的なリスクの把握と管理を行っています。この統合的なリスク管理において、総体的に捉えたリスクを自己資本をベースとする経営体力と比較・対照することによって、自己資本の充実度の評価を行っています。

(1) 自己資本の構成

(単位：百万円)

項 目	平成22年度	平成23年度
出 資 金	92,260	93,312
うち後配出資金	48,445	48,650
回 転 出 資 金	—	—
再 評 価 積 立 金	—	—
資 本 準 備 金	—	—
利 益 準 備 金	—	—
経 営 基 盤 安 定 化 積 立 金	—	—
資 本 積 立 金	—	—
特 別 積 立 金	—	—
次期繰越剰余金（又は次期繰越損失金）	△ 12,940	△ 3,708
処 分 未 済 持 分	—	—
そ の 他 有 価 証 券 の 評 価 差 損	—	—
営 業 権 相 当 額	—	—
企業結合により計上される無形固定資産相当額	—	—
証券化取引により増加した自己資本に相当する額	—	—
基 本 的 項 目 (A)	79,319	89,603
土 地 の 再 評 価 額 と 再 評 価 の 直 前 の 帳 簿 価 額 の 差 額 の 45% 相 当 額	3,135	2,930
一 般 貸 倒 引 当 金	568	291
相 互 援 助 積 立 金	5,589	5,589
負 債 性 資 本 調 達 手 段 等	25,800	25,800
負 債 性 資 本 調 達 手 段	25,800	25,800
期 限 付 劣 後 債 務	—	—
補 完 的 項 目 不 算 入 額 (Δ)	△ 1,672	△ 1,234
補 完 的 項 目 (B)	33,421	33,377
自 己 資 本 総 額 (A)+(B) = (C)	112,740	122,980
他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額	—	—
負債性資本調達手段およびこれに準ずるもの	—	—
期限付劣後債務およびこれに準ずるもの	—	—
非同時決済取引に係る控除額および信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額	—	—
基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー（ファンドのうち裏付資産を含む。）および信用補完機能を持つI/Oストリップ（告示223条を準用する場合を含む。）	903	878
控 除 項 目 不 算 入 額	—	—
控 除 項 目 計 (D)	903	878
自 己 資 本 額 (C-D) = (E)	111,836	122,102
資 産（オン・バランス）項 目	649,323	660,052
オフ・バランス取引等項 目	46,860	59,596
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	21,515	23,772
リ ス ク ・ ア セ ッ ト 等 計 (F)	717,698	743,421
T i e r 1 比 率 (A)/(F)	11.05%	12.05%
自 己 資 本 比 率 (E)/(F)	15.58%	16.42%

注) 1. 農協法第11条の2の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準に係る算式に基づき算出しております。

なお、当会は国内基準を採用しています。

2. 当会は、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法を、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。

基礎的手法とは、1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近3年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。

なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益およびその他経常収益を控除し、役員取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用および金銭の信託運用見合費用を加算して算出しています。

3. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準等の特例を定める告示（平成20年金融庁・農水省告示第22号）」に基づき基本的項目から、その他有価証券評価差損を控除していないため、「その他有価証券評価差損」は「-」（ハイフン）で記載しています。

自己資本の充実の状況等 (単体)

(2) 自己資本の充実度に関する事項

a. 信用リスクに対する所要自己資本の額およびポートフォリオごとの額

(単位：百万円)

信用リスク・アセット (標準的手法)	平成22年度			平成23年度		
	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
我が国の中央政府および中央銀行向け	307,712	—	—	362,214	—	—
我が国の地方公共団体向け	256,657	—	—	271,894	—	—
地方公共団体金融機関向け	12,412	—	—	5,682	—	—
我が国の政府関係機関向け	27,286	1,733	69	35,450	2,651	106
地方三公社向け	21,799	—	—	22,891	—	—
金融機関および第一種金融商品取引業者向け	1,621,253	353,724	14,148	1,693,303	367,009	14,680
法人等向け	289,005	201,566	8,062	286,746	206,816	8,272
中小企業等向けおよび個人向け	16,449	12,150	486	16,203	12,062	482
抵当権付住宅ローン	107	37	1	51	17	0
不動産取得等事業向け	2,169	2,133	85	1,006	1,006	40
三月以上延滞等	815	550	22	965	517	20
信用保証協会等による保証付	35,382	3,298	131	26,751	2,488	99
出資等	99,631	99,631	3,985	105,622	105,622	4,224
複数の資産を裏付とする資産 (所謂ファンド)のうち、個々の 資産の把握が困難な資産	70	0	0	294	1	0
証券化	30,831	8,562	342	30,209	9,768	390
上記以外	19,882	12,793	511	18,760	11,683	467
合 計	2,741,468	696,183	27,847	2,878,048	719,648	28,785

注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
 2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
 3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーおよび「金融機関および第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 4. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
 5. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）が含まれます。

b. オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額

(単位：百万円)

	平成22年度		平成23年度	
	オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除した額 a	所要自己資本額 b=a×4%	オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除した額 a	所要自己資本額 b=a×4%
オペレーショナル・リスクに 対する所要自己資本額	21,515	860	23,772	950

注) 1. オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたり、当会では基礎的手法を採用しています。
 〈オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）〉

$$\frac{(\text{粗利益 (正の値の場合に限る)} \times 15\%) \text{ の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

c. 単体自己資本比率の分母の額に4%を乗じた額

(単位：百万円)

	平成22年度		平成23年度	
	リスク・アセット (分母) 合計 a	所要自己資本額 b=a×4%	リスク・アセット (分母) 合計 a	所要自己資本額 b=a×4%
所要自己資本額	717,698	28,707	743,421	29,736

2. 信用リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針および手続の概要

信用リスクとは、与信先の財務状況の悪化等の理由により、破綻または延滞・金利減免等の状況が生じ、保有する債権から期待する経済的効果を得られないリスクのことです。

当会は信用リスクを金融の繁閑によらない安定的な収益源として位置付け、「発生すると予想されるリスク量を適切に計測し、このリスクをあらかじめ定められた許容範囲内でコントロールする」ため、運用資産に内包する信用リスクを定量化し、資産の「安全性」確保と信用リスクに見合った「収益性」確保を目的として内部規程を定めて適切に管理しています。

信用リスクのモニタリング情報については、毎月役員報告するとともに、四半期ごとに理事会・経営管理委員会にも報告する態勢をとっています。

経営戦略に基づく信用リスク管理の基本的な方針等は、リスク管理委員会で審議のうえ理事会にて決定しています。また、内部格付等信用リスク管理の具体的な制度や重要な案件の個別与信判断等については、理事長以下役員および関連部長によって構成される貸出金運用委員会にて審議を行っております。

与信審査については、フロント・営業企画セクションから独立した審査所管理部を設置し、個別内部格付の審査、個別与信審査、自己査定における第2次査定の実施を通じて、デフォルト等に伴う損失を最小限に抑え適正なリターンの確保を図っています。

貸倒引当金の計上については、「資産・負債の評価および償却、引当の計上基準」に基づき行っています。なお計上基準については注記表に記載しております。

(2) 標準的な手法に関する事項

当会では自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセット額の算出におけるリスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付等は次のとおりです。

- ① リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付は、以下の適格格付機関による依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター (R&I)
株式会社日本格付研究所 (JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス (S&P)
フィッチレーティングスリミテッド (Fitch)

- ② リスク・ウェイトの判定に当たり使用するエクスポージャーごとの適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
中央政府および中央銀行		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー (長期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー (短期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

注) 「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(1) 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高および主な種類別の内訳

(単位：百万円)

	平成22年度				平成23年度			
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高				信用リスクに関するエクスポージャーの残高			
		うち 貸出金等	うち債券	うち店頭 デリバティブ		うち 貸出金等	うち債券	うち店頭 デリバティブ
信用リスク期末残高計	2,710,636	704,227	640,365	—	2,847,838	770,339	700,871	2

注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、派生商品取引によるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内で、お客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。
3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引をいいます。
4. 信用リスク平均残高については、「期中増減額」等の計数把握が困難なエクスポージャーがあることから、算出しておりません。

(2) 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高および主な種類別の内訳

a. 地域別

(単位：百万円)

	平成22年度				平成23年度			
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高				信用リスクに関するエクスポージャーの残高			
		うち 貸出金等	うち債券	うち店頭 デリバティブ		うち 貸出金等	うち債券	うち店頭 デリバティブ
国 内	2,689,430	704,227	619,158	—	2,829,894	770,339	682,927	2
国 外	21,206	—	21,206	—	17,944	—	17,944	—
合 計	2,710,636	704,227	640,365	—	2,847,838	770,339	700,871	2

注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、派生商品取引によるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内で、お客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。
3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引をいいます。

自己資本の充実の状況等 (単体)

b. 業種別

(単位：百万円)

		平成22年度				平成23年度			
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高				信用リスクに関するエクスポージャーの残高			
			うち 貸出金等	うち債券	うち店頭 デリバティブ		うち 貸出金等	うち債券	うち店頭 デリバティブ
法人	農 業	9,458	9,458	-	-	8,386	8,386	-	-
	林 業	-	-	-	-	-	-	-	-
	水 産 業	-	-	-	-	-	-	-	-
	製 造 業	52,253	51,716	-	-	54,039	53,503	-	-
	鉱 業	-	-	-	-	-	-	-	-
	建 設 ・ 不 動 産 業	41,971	41,855	-	-	39,751	39,636	-	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	13,518	9,545	2,714	-	17,575	9,769	6,617	-
	運 輸 ・ 通 信 業	14,985	4,074	10,911	-	16,397	3,436	12,960	-
	金 融 ・ 保 険 業	1,622,718	224,673	148,068	-	1,686,300	284,050	147,467	2
	卸売・小売・飲食・サービス業	251,731	251,657	-	-	246,641	246,571	-	-
	日本国政府・地方公共団体	559,395	91,494	467,901	-	631,095	105,876	525,219	-
	そ の 他	10,768	-	10,768	-	8,606	-	8,606	-
個 人		19,752	19,752	-	-	19,109	19,109	-	-
そ の 他		114,081	-	-	-	119,935	-	-	-
合 計		2,710,636	704,227	640,365	-	2,847,838	770,339	700,871	2

注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、派生商品取引によるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額を含みます。
 2. 「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内で、お客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことで、
 3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引をいいます。
 4. 「その他」には、ファンドのうちの個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。

c. 残存期間別

(単位：百万円)

		平成22年度				平成23年度			
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高				信用リスクに関するエクスポージャーの残高			
			うち 貸出金等	うち債券	うち店頭 デリバティブ		うち 貸出金等	うち債券	うち店頭 デリバティブ
1 年以下		1,532,130	252,416	29,760	-	1,606,658	320,097	31,802	2
1 年超 3 年以下		225,485	88,270	137,214	-	221,315	86,020	135,294	-
3 年超 5 年以下		212,558	103,498	109,060	-	225,288	92,951	132,337	-
5 年超 7 年以下		227,677	55,843	171,833	-	233,039	74,416	158,622	-
7 年超 10 年以下		240,738	100,875	139,863	-	244,897	74,065	170,831	-
10 年超		150,960	98,328	52,632	-	170,568	98,586	71,982	-
期限の定めのないもの		121,086	4,995	-	-	146,070	24,202	-	-
合 計		2,710,636	704,227	640,365	-	2,847,838	770,339	700,871	2

注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、派生商品取引によるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額を含みます。
 2. 「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内で、お客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことで、
 3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引をいいます。

(3) 三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

a. 地域別

(単位：百万円)

		平成22年度	平成23年度
国	内	815	965
国	外	—	—
合	計	815	965

注) 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

b. 業種別

(単位：百万円)

			平成22年度	平成23年度
法人	農	業	—	—
	林	業	—	—
	水	産 業	—	—
	製	造 業	—	—
	鉱	業	—	—
	建 設	・ 不 動 産 業	580	560
	電 気	・ ガス・熱供給・水道業	—	—
	運 輸	・ 通 信 業	—	—
	金 融	・ 保 険 業	140	314
	卸 売	・ 小 売・飲食・サービス業	95	90
	そ の 他		—	—
	個 人		—	—
合 計			815	965

注) 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

(4) 貸倒引当金の期末残高および期中増減額

a. 種類別

(単位：百万円)

	平成22年度					平成23年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	404	568	—	404	568	568	291	—	568	291
個別貸倒引当金	5,219	2,323	1,885	3,325	2,331	2,331	1,339	235	2,087	1,347

b. 地域別

(単位：百万円)

	平成22年度					平成23年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
国 内	5,219	2,323	1,885	3,325	2,331	2,331	1,339	235	2,087	1,347
国 外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	5,219	2,323	1,885	3,325	2,331	2,331	1,339	235	2,087	1,347

注) 一般貸倒引当金については地域別の算定を行っていないため、個別貸倒引当金のみ記載しています。

自己資本の充実の状況等 (単体)

c. 業種別

(単位：百万円)

		平成22年度					平成23年度				
		期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
				目的使用	その他				目的使用	その他	
法人	農業	30	48	—	30	48	48	16	18	29	16
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	203	205	—	203	205	205	205	—	205	205
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	3,635	582	1,644	1,991	582	582	325	213	368	325
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	538	951	—	538	951	951	366	—	951	366
	卸売・小売・飲食・サービス業	772	524	220	544	532	532	410	3	520	418
	その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人		39	11	20	18	11	11	15	0	11	15
合計		5,219	2,323	1,885	3,325	2,331	2,331	1,339	235	2,087	1,347

注) 一般貸倒引当金については業種別の算定を行っていないため、個別貸倒引当金のみ記載しています。

(5) 業種別の貸出金償却の額

(単位：百万円)

		平成22年度	平成23年度
法人	農業	—	0
	林業	—	—
	水産業	—	—
	製造業	—	—
	鉱業	—	—
	建設・不動産業	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—
	運輸・通信業	—	—
	金融・保険業	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	—	—
	その他	—	—
個人		0	—
合計		0	0

(6) 信用リスク削減効果勘案後の残高および自己資本控除額

(単位：百万円)

		平成22年度			平成23年度		
		格付有り	格付無し	計	格付有り	格付無し	計
信用リスク削減効果勘案後残高	0%	－	657,715	657,715	－	723,323	723,323
	10%	－	50,318	50,318	－	51,407	51,407
	20%	12,762	1,550,052	1,562,815	9,204	1,617,223	1,626,427
	35%	－	107	107	－	51	51
	50%	128,248	431	128,680	123,693	655	124,348
	75%	－	16,270	16,270	－	16,127	16,127
	100%	18,493	275,855	294,348	21,925	283,921	305,846
	150%	－	381	381	－	306	306
	その他	－	－	－	－	－	－
自 己 資 本 控 除		－	－	－	－	－	－
合 計		159,504	2,551,132	2,710,636	154,823	2,693,015	2,847,838

注) 1. 「格付有り」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付無し」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
 2. 自己資本控除には、非同時決済に係る控除額、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額があります。

3. 信用リスク削減手法に関する事項

(1) 信用リスク削減手法

～自己資本比率算出における取り扱い～

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代え、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当会では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出基準」にて定めています。当会では、信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自会貯金の相殺」を適用しています。

①適格金融資産担保

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当会では適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

②保証

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、本邦地方公共団体、地方公共団体金融機構、本邦政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、および金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付がAーまたはA3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

③貸出金と自会貯金の相殺

貸出金と自会貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自会貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自会貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自会貯金が継続されないリスクが、監視および管理されていること、④貸出金と自会貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自会貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

(2) 内部管理における信用リスク削減手法

①担保に関する評価、管理の方針および手続の概要

担保に関する評価および管理方針は、内部規程にて定め、当該規程に従って定期的に担保確認および評価の見直しを行っています。

②主要な担保・保証の種類

主要な担保の種類は、不動産、営業債権担保です。

また、主要な保証の種類は、地方公共団体の損失補償・債務保証、農業信用基金協会による保証です。

③信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関する情報

当会は北海道JAグループの一員として、JA・連合会等会員の資金需要に対し、法令で定める限度の範囲内において適正に対応しております。

また、農業の発展に寄与する事業法人等に対しては、格付別の1先当たり与信限度額設定や格付別・業種別与信状況の定期的なモニタリング等を通じて、過度な与信集中を排除するよう努めております。

自己資本の充実の状況等 (単体)

(1) 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

	平成22年度			平成23年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機関向け	—	12,412	—	—	5,682	—
我が国の政府関係機関向け	—	9,948	—	—	8,931	—
地方三公社向け	—	21,799	—	—	22,891	—
金融機関および第一種金融商品取引業者向け	0	—	—	105	—	—
法人等向け	467	10,882	—	452	8,861	—
中小企業等向けおよび個人向け	45	—	—	—	—	—
抵当権付住宅ローン	—	—	—	—	—	—
不動産取得等事業向け	—	—	—	—	—	—
三月以上延滞等	—	—	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—	—	—
上記以外	—	—	—	—	—	—
合計	512	55,042	—	557	46,367	—

- 注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
 2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーおよび「金融機関および第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
 4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）が含まれます。
 5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

4. 派生商品取引および長期決済期間取引のリスクに関する事項

派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針および手続の概要

「派生商品取引」とは、その価格（現在価値）が他の証券・商品（原資産）の価格に依存して決定される金融商品（先物、オプション、スワップ等）にかかる取引です。これら取引については、内部規程において建玉の水準を個々に定め、その範囲内において適正に行うとともに、その遵守状況についてはリスク統括部署においてモニタリングし、適正に管理を行っております。

また、「長期決済期間取引」とは、有価証券等の受渡し又は決済を行う取引であって、約定日から受渡日（決済日）までの期間が5営業日又は市場慣行による期間を超えることが約定され、反対取引に先立って取引相手に対して有価証券等の引渡し又は資金の支払いを行う取引です。当会においては、これら取引を行っていないため、リスク管理の方針および手続等は定めておりません。

(1) 派生商品取引および長期決済期間取引の状況

	平成22年度	平成23年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー方式	カレント・エクスポージャー方式

《平成22年度》

(単位：百万円)

	グロス再構築 コストの額	信用リスク削減 効果勘案前の 与信相当額	担 保			信用リスク削減 効果勘案後の 与信相当額
			現金・ 自会貯金	債 券	その他	
(1) 外国為替関連取引	—	—	—	—	—	—
(2) 金利関連取引	—	—	—	—	—	—
(3) 金関連取引	—	—	—	—	—	—
(4) 株式関連取引	—	0	—	—	—	0
(5) 貴金属（金を除く）関連取引	—	—	—	—	—	—
(6) その他コモディティ関連取引	—	—	—	—	—	—
(7) クレジット・デリバティブ	—	—	—	—	—	—
派生商品合計	—	0	—	—	—	0
長期決済期間取引						
一括清算ネットティング契約による 与信相当額削減効果（▲）		—	—	—	—	—
合 計	—	0	—	—	—	0

《平成23年度》

(単位：百万円)

	グロス再構築 コストの額	信用リスク削減 効果勘案前の 与信相当額	担 保			信用リスク削減 効果勘案後の 与信相当額
			現金・ 自会貯金	債 券	その他	
(1) 外国為替関連取引	—	4	—	—	—	4
(2) 金利関連取引	2	2	—	—	—	2
(3) 金関連取引	—	—	—	—	—	—
(4) 株式関連取引	—	2	—	—	—	2
(5) 貴金属（金を除く）関連取引	—	—	—	—	—	—
(6) その他コモディティ関連取引	—	—	—	—	—	—
(7) クレジット・デリバティブ	—	—	—	—	—	—
派生商品合計	2	9	—	—	—	9
長期決済期間取引						
一括清算ネットティング契約による 与信相当額削減効果（▲）		—	—	—	—	—
合 計	2	9	—	—	—	9

注) 1. 「カレント・エクスポージャー方式」とは、派生商品取引および長期決済期間取引の与信相当額を算出する方法の一つです。
再構築コストと想定元本に一定の掛目を乗じて得た額の合計で与信相当額を算出します。なお、「再構築コスト」とは、同一の取引を市場で再度構築するのに必要となるコスト（ただし0を下回らない）をいいます。
2. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。
3. 「想定元本」とは、デリバティブ取引において価格決定のために利用される名目上の元本のことをいいます。オン・バランスの元本と区別して「想定元本」と呼ばれています。

(2) 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブ

該当する事項はありません

(3) 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額

該当する事項はありません

自己資本の充実の状況等 (単体)

5. 証券化エクスポージャーに関する事項

(1) リスク管理の方針およびリスク特性の概要

「証券化エクスポージャー」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引に係るエクスポージャーのことです。「再証券化エクスポージャー」とは、原資産の一部又は全部が証券化エクスポージャーである取引に係るエクスポージャーのことですが、該当ありません。

証券化エクスポージャーの取得にあたっては、外部格付および保有期間毎に定めた取得限度額の範囲内として過度な集中を避けるとともに、フロントから独立した審査所管理部が取得審査を行うことにより、内部牽制を行っております。

また、取得後については、フロントが格付等信用力の変化の管理を行い、その内容を審査所管理部・リスク統括部署に報告する体制としております。

(2) 信用リスク・アセット額の算出方法の名称

証券化エクスポージャーにかかる信用リスク・アセット額の算出については、標準的手法を採用しています。

(3) 証券化取引に関する会計方針

証券化取引については、「金融商品に係る会計基準」及び「金融商品会計に関する実務指針」に基づき会計処理を行っています。

(4) 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト判定にあたり使用する格付は、以下の適格格付機関による所定の要件を満たした依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関

株式会社格付投資情報センター (R&I)
株式会社日本格付研究所 (JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス (S&P)
フィッチレーティングスリミテッド (Fitch)

(5) 内部評価方式の概要

当会は内部格付手法を採用していないため該当しません。

(1) 当会がオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項
該当する事項はありません

(2) 当会が投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

a. 保有する証券化エクスポージャーの額

(単位：百万円)

		平成22年度		平成23年度	
		証券化 エクスポージャー	再証券化 エクスポージャー	証券化 エクスポージャー	再証券化 エクスポージャー
オンバランス	クレジットカード与信	3,001	—	1,453	—
	住宅ローン	2,905	—	2,348	—
	自動車ローン	8,487	—	8,409	—
	その他	17,341	—	18,875	—
	合計	31,735	—	31,087	—
オフバランス	クレジットカード与信	—	—	—	—
	住宅ローン	—	—	—	—
	自動車ローン	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—
	合計	—	—	—	—

(注) 証券化エクスポージャーは再証券化エクスポージャーを除いて記載し、証券化エクスポージャーと再証券化エクスポージャーを区別して記載していますが、再証券化エクスポージャーに該当するものはありません。

b. リスク・ウェイト区分ごとの残高および所要自己資本の額

《平成22年度》

(単位：百万円)

	証券化エクスポージャー			再証券化エクスポージャー		
	リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額	リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額
オンバランス	リスク・ウェイト 20%	28,388	227	リスク・ウェイト 40%	—	—
	リスク・ウェイト 50%	305	6	リスク・ウェイト 100%	—	—
	リスク・ウェイト 100%	1,188	47	リスク・ウェイト 225%	—	—
	リスク・ウェイト 350%	950	61	リスク・ウェイト 650%	—	—
	その他のリスク・ウェイト	—	—	その他のリスク・ウェイト	—	—
	自己資本控除	903	903	自己資本控除	—	—
	合計	31,735	1,245	合計	—	—
オフバランス	リスク・ウェイト 20%	—	—	リスク・ウェイト 40%	—	—
	リスク・ウェイト 50%	—	—	リスク・ウェイト 100%	—	—
	リスク・ウェイト 100%	—	—	リスク・ウェイト 225%	—	—
	リスク・ウェイト 350%	—	—	リスク・ウェイト 650%	—	—
	その他のリスク・ウェイト	—	—	その他のリスク・ウェイト	—	—
	自己資本控除	—	—	自己資本控除	—	—
	合計	—	—	合計	—	—

《平成23年度》

(単位：百万円)

	証券化エクスポージャー			再証券化エクスポージャー		
	リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額	リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額
オンバランス	リスク・ウェイト 20%	23,130	185	リスク・ウェイト 40%	—	—
	リスク・ウェイト 50%	6,502	130	リスク・ウェイト 100%	—	—
	リスク・ウェイト 100%	50	2	リスク・ウェイト 225%	—	—
	リスク・ウェイト 350%	526	73	リスク・ウェイト 650%	—	—
	その他のリスク・ウェイト	—	—	その他のリスク・ウェイト	—	—
	自己資本控除	878	878	自己資本控除	—	—
	合計	31,087	1,268	合計	—	—
オフバランス	リスク・ウェイト 20%	—	—	リスク・ウェイト 40%	—	—
	リスク・ウェイト 50%	—	—	リスク・ウェイト 100%	—	—
	リスク・ウェイト 100%	—	—	リスク・ウェイト 225%	—	—
	リスク・ウェイト 350%	—	—	リスク・ウェイト 650%	—	—
	その他のリスク・ウェイト	—	—	その他のリスク・ウェイト	—	—
	自己資本控除	—	—	自己資本控除	—	—
	合計	—	—	合計	—	—

- (注) 1. 証券化エクスポージャーは再証券化エクスポージャーを除いて記載し、証券化エクスポージャーと再証券化エクスポージャーを区別して記載していますが、再証券化エクスポージャーに該当するものではありません。
2. 「その他のリスク・ウェイト」には、自己資本比率告示第225条第6項の規定により適用される裏付資産のリスク・ウェイトの加重平均値となるもの、および自己資本比率告示附則第13条の経過措置により適用される上記区分以外のリスク・ウェイトとなるものが該当します。
3. 自己資本控除には、ファンドのうち裏付資産が把握できない額を含んでいます。

自己資本の充実の状況等 (単体)

c. 自己資本比率告示第223条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額

(単位: 百万円)

	平成22年度	平成23年度
クレジットカード与信	—	—
住宅ローン	—	—
自動車ローン	—	—
その他	903	878
合計	903	878

注) 1. 自己資本比率告示第223条の規定に基づき、格付により自己資本控除になるものおよび信用補完機能を持つI/Oストリップによる自己資本控除となった証券化エクスポージャーの他、複数の資産を裏付とする資産のうち個々の資産の把握が困難な資産で、格付がBB-未満又は無格付である証券化エクスポージャーが含まれている可能性のある資産を記載しています。

なお、「信用補完機能をもつI/Oストリップ」とは、証券化取引を行う法人等に原資産を譲渡する証券化取引において、原資産から将来生じる金利収入を受ける権利であって、当該証券化取引に係る他の証券化エクスポージャーに対する信用補完として利用されるよう仕組まれたもののことです。

2. 「その他」には、ファンドのうち裏付資産が把握できない額を含んでいます。

d. 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

該当ありません

e. 自己資本比率告示附則第13条の適用により算出される信用リスク・アセットの額

該当ありません

6. オペレーショナル・リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針および手続の概要

当会では、金融業務を行う上でさらされているリスクのうち、システムリスク、事務リスク、法務リスク等について、それぞれ手続を定めて管理しています。

①システムリスク

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウンまたは誤作動等、システムの不備・不正使用等により損失を被るリスクのことです。

当会では、セキュリティポリシー等を網羅した「システムリスクマネジメントに係る基本方針」を制定し、システムの統制・管理体制を整備し、リスクの未然防止と系統信用事業オンラインシステムの安全な運用に努めております。

また、災害等不測の事態により系統信用事業オンラインシステムが正常に機能しなくなるなどの緊急事態に適切に対処することを目的に、事前準備および緊急時対応策を定めた危機管理計画を策定し備えております。

②その他のリスク（事務リスク、法務リスク等）

当会では信用リスク、市場リスク、流動性リスク、シス

テムリスク以外のリスクを「その他リスク」とし、内部規程を定めて適切に管理しております。当会では、これらリスクの管理強化を図るため、自主点検の実施や各事業本部から独立した「監査部」が全部署に対して定期的に行う業務監査等を通じて、業務運営や事務処理の適正化と事故の未然防止に努めております。

(2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当会では、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたり、基礎的手法を採用しています。

基礎的手法とは、1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近3年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。

なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益およびその他経常収益を控除し、役務取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用および金銭の信託運用見合費用を加算して算出します。

7. 出資等エクスポージャーに関する事項

出資等エクスポージャーに関する管理の方針および手続の概要

当会で保有する出資等エクスポージャーは、その他有価証券として区分される株式および外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものです。

(1) その他有価証券として区分される株式

その他有価証券として区分される株式については、市場リ

スク管理の枠組みの中で適切にリスク管理を行っています。詳細については、「金利リスクに関する事項」の「リスク管理の方針および手続の概要」に記載しています。

(2) 外部出資勘定の株式又は出資

外部出資勘定の株式又は出資については、自己査定により、価値の毀損の危険性の度合いを判定し、適切に管理を行っています。

(1) 出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額および時価

(単位：百万円)

		平成22年度		平成23年度	
		貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上	場	2,579	2,579	2,781	2,781
非	上 場	93,294	93,294	93,294	93,294
合	計	95,874	95,874	96,076	96,076

注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

(2) 出資等エクスポージャーの売却および償却に伴う損益

(単位：百万円)

平成22年度			平成23年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
0	—	—	—	0	—

(3) 貸借対照表で認識され損益計算書で認識されない評価損益の額
(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位：百万円)

平成22年度		平成23年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
569	99	848	294

(4) 貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額 (子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位：百万円)

平成22年度		平成23年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

自己資本の充実の状況等 (単体)

8. 金利リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針および手続の概要

当会では、「金利リスク」を含む市場リスクを極めて重要な収益源と位置付け、主体的にリスクテイクを行うことにより、効率的な市場ポートフォリオを構築し、安定的な収益の確保を目指しています。

市場リスクとは、金利、為替、株式等のさまざまな市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む）の価値が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことをいいます。主な市場リスクのひとつである金利リスクは、金利変動に伴い損失を被るリスクで資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクです。

リスクテイクを行うにあたっては、リスクの許容量を踏まえたうえで、中長期的に安定した収支を確保するために、ALM管理手法を高度化してコア的な有価証券ポートフォリオを構築し、許容リスク内で収益の安定化・最大化を図っております。

また、リスクマネジメントの実効性を担保するために、市場取引業務の遂行にあたっては投資方針等の決定（企画）、

取引の執行およびモニタリングを、それぞれ分離・独立して行っています。具体的には、企画はALM委員会、執行は各フロントセクション、モニタリングはモニタリング部署が担当し、市場リスクに関する情報について毎月役員報告するとともに、四半期ごとに理事会にも報告する態勢をとっています。

(2) 金利リスクの算定方法の概要

金利リスク量については、分散共分散法によるVaR（※）にて算出しています。当会の負債の大宗は会員JAからの貯金であり、能動的なコントロールが困難であることから、保守的な観点から資産・負債のネットティングはせず、金融資産のみで管理しております。なお、リスク算出の頻度は月次とし、貸出金の期限前返済はないものとして、金利リスク量を算定しています。

※VaR（バリュー・アット・リスク）とは、ある金融資産を一定期間保有すると仮定した場合に、一定の確率で被る可能性のある最大損失額を過去のデータに基づき統計的に求めたものです。当会の金利リスクの算定においては、保有期間1年、確率1%とし、過去1年の金利変動データを基に算出しています。

(1) 金利リスクに関して当会が内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済価値の増減額

(単位：百万円)

	平成22年度	平成23年度
内部管理上使用した金利ショックに対する損益・経済価値の増減額	32,107	18,752

自己資本の充実の状況等 (連結)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社数並びに連結子会社の名称及び主要な業務内容	名 称	主要な業務内容
○ 連結子会社数 1社	北海道信連サービス株式会社	建物施設等の管理および その他業務

2. 自己資本の状況

(1) 自己資本比率の状況

当連結グループでは、多様化するリスクに対応するとともに、会員やお客さまのニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。平成23年度末における自己資本比率は、内部留保に努め、また会員からの資本調達もあり16.44%となりました。

なお、自己資本比率の算出にあたっては、単体に準じた内容としています。

(2) 自己資本調達手段の概要

当連結グループの自己資本は会員からの普通出資のほか後配出資金、永久劣後特約付借入金により調達しています。

- 普通出資による資本調達額 446億円（前年度438億円）
- 後配出資による資本調達額 486億円（前年度484億円）
- 永久劣後特約付借入金 258億円（前年度258億円）

(3) 当連結グループの自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当連結グループは、規制対応および事業継続を確保する目的から、法令で定められた要件に基づき規制上の自己資本比率を算出し、規制資本を把握、管理することにより自己資本充実度の評価を行っています。

具体的な自己資本充実度の評価方法については、単体に準じた内容としています。

(1) 自己資本の構成

(単位：百万円)

項 目	平成22年度	平成23年度
出 資 金	92,260	93,312
うち後配出資金	48,445	48,650
回 転 出 資 金	—	—
資 本 剰 余 金	—	—
利 益 剰 余 金	△ 12,689	△ 3,449
処 分 未 済 持 分	—	—
そ の 他 有 価 証 券 の 評 価 差 損	—	—
新 株 予 約 権	—	—
連 結 子 法 人 等 の 少 数 株 主 持 分	—	—
営 業 権 相 当 額	—	—
連 結 調 整 勘 定 相 当 額	—	—
の れ ん 相 当 額	—	—
企業結合等により計上される無形固定資産相当額	—	—
証券化取引により増加した自己資本に相当する額	—	—
基 本 的 項 目 (A)	79,570	89,863
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿 価額の差額の45%相当額	3,135	2,930
一 般 貸 倒 引 当 金	568	291
相 互 援 助 積 立 金	5,589	5,589
負 債 性 資 本 調 達 手 段 等	25,800	25,800
負 債 性 資 本 調 達 手 段	25,800	25,800
期 限 付 劣 後 債 務	—	—
補 完 的 項 目 不 算 入 額 (Δ)	△ 1,663	△ 1,229
補 完 的 項 目 (B)	33,430	33,382
自 己 資 本 総 額 (A)+(B) = (C)	113,000	123,245
他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額	—	—
負債性資本調達手段およびこれに準ずるもの	—	—
期限付劣後債務およびこれに準ずるもの	—	—
連結範囲に含まれない金融子会社および 金融業務を営む子法人等、金融業務を 営む関連法人等の資本調達手段	—	—
非同時決済取引に係る控除額および信用リス ク削減手法として用いる保証又はクレジット・ デリバティブの免責額に係る控除額	—	—
基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除と される証券化エクスポージャー（ファンドのうち 裏付資産を含む。）および信用補完機能を持つI/O ストリップ（告示223条を準用する場合を含む。）	903	878
控 除 項 目 不 算 入 額	—	—
控 除 項 目 計 (D)	903	878
自 己 資 本 額 (C)-(D) = (E)	112,097	122,367
資 産（オン・バランス）項 目	649,375	660,107
オフ・バランス取引等項 目	46,860	59,596
オペレーショナル・リスク相 当額を8%で除して得た額	22,923	24,546
リ ス ク ・ ア セ ッ ト 等 計 (F)	719,159	744,250
T i e r 1 比 率 (A / F)	11.06%	12.07%
自 己 資 本 比 率 (E / F)	15.58%	16.44%

注) 1. 農協法第11条の2の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準に係る算式に基づき算出しております。

なお、当会は国内基準を採用しています。

2. 当会は、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法を、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。

基礎的手法とは、1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近3年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。

なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益およびその他経常収益を控除し、役務取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用および金銭の信託運用見合費用を加算して算出しています。

3. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準等の特例を定める告示（平成20年金融庁・農水省告示第22号）」に基づき基本的項目から、その他有価証券評価差損を控除していないため、「その他有価証券評価差損」は「-」（ハイフン）で記載しています。

自己資本の充実の状況等 (連結)

(2) 自己資本の充実度に関する事項

a. 信用リスクに対する所要自己資本の額およびポートフォリオごとの額

(単位：百万円)

信用リスク・アセット (標準的手法)	平成22年度			平成23年度		
	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
我が国の中央政府および中央政府向け	307,712	—	—	362,214	—	—
我が国の地方公共団体向け	256,657	—	—	271,894	—	—
地方公共団体金融機関向け	12,412	—	—	5,682	—	—
我が国の政府関係機関向け	27,286	1,733	69	35,450	2,651	106
地方三公社向け	21,799	—	—	22,891	—	—
金融機関および第一種金融商品取引業者向け	1,621,253	353,724	14,148	1,693,303	367,009	14,680
法人等向け	289,005	201,566	8,062	286,746	206,816	8,272
中小企業等向けおよび個人向け	16,449	12,150	486	16,203	12,062	482
抵当権付住宅ローン	107	37	1	51	17	0
不動産取得等事業向け	2,169	2,133	85	1,006	1,006	40
三月以上延滞等	815	550	22	965	517	20
信用保証協会等による保証付き	35,382	3,298	131	26,751	2,488	99
出資等	99,621	99,621	3,984	105,612	105,612	4,224
複数の資産を裏付とする資産（所謂 ファンド）のうち、個々の資産の 把握が困難な資産	70	0	0	294	1	0
証券化	30,831	8,562	342	30,209	9,768	390
上記以外	19,945	12,856	514	18,825	11,748	469
合 計	2,741,521	696,235	27,849	2,878,103	719,703	28,788

注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
 2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
 3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーおよび「金融機関および第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 4. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
 5. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）が含まれます。

b. オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額

(単位：百万円)

	平成22年度		平成23年度	
	オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除した額 a	所要自己資本額 b=a×4%	オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除した額 a	所要自己資本額 b=a×4%
オペレーショナル・リスクに対する 所要自己資本額	22,923	916	24,546	981

注) 1. オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたり、当連結グループでは基礎的手法を採用しています。
 〈オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）〉

$$\frac{(\text{粗利益 (正の値の場合に限る)} \times 15\%) \text{ の直近 3 年間の合計額}}{\text{直近 3 年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

c. 連結自己資本比率の分母の額に4%を乗じた額

(単位：百万円)

	平成22年度		平成23年度	
	リスク・アセット (分母) 合計 a	所要自己資本額 b=a×4%	リスク・アセット (分母) 合計 a	所要自己資本額 b=a×4%
所要自己資本額	719,139	28,765	744,250	29,770

3. 信用リスクに関する事項

当連結グループでは、親会社以外で与信を行っていないため、連結グループにおける信用リスク管理の方針および手続等は定めていません。親会社における信用リスク管理の方針および手続等の具体的内容は単体の開示内容（P85）をご参照ください。

（1）信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高および主な種類別の内訳

（単位：百万円）

	平成22年度				平成23年度			
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高				信用リスクに関するエクスポージャーの残高			
		うち 貸出金等	うち債券	うち店頭 デリバティブ		うち 貸出金等	うち債券	うち店頭 デリバティブ
信用リスク期末残高計	2,710,689	704,227	640,365	－	2,847,894	770,339	700,871	2

注） 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、派生商品取引によるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額を含みます。
 2. 「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内で、お客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。
 3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引をいいます。
 4. 信用リスク平均残高については、「期中増減額」等の計数把握が困難なエクスポージャーがあることから、算出しておりません。

（2）信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高および主な種類別の内訳

a. 地域別

（単位：百万円）

	平成22年度				平成23年度			
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高				信用リスクに関するエクスポージャーの残高			
		うち 貸出金等	うち債券	うち店頭 デリバティブ		うち 貸出金等	うち債券	うち店頭 デリバティブ
国 内	2,689,483	704,227	619,158	－	2,829,950	770,339	682,927	2
国 外	21,206	－	21,206	－	17,944	－	17,944	－
合 計	2,710,689	704,227	640,365	－	2,847,894	770,339	700,871	2

注） 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、派生商品取引によるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額を含みます。
 2. 「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内で、お客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。
 3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引をいいます。

自己資本の充実の状況等 (連結)

b. 業種別

(単位：百万円)

		平成22年度				平成23年度			
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高				信用リスクに関するエクスポージャーの残高			
			うち 貸出金等	うち債券	うち店頭 デリバティブ		うち 貸出金等	うち債券	うち店頭 デリバティブ
法人	農 業	9,458	9,458	－	－	8,386	8,386	－	－
	林 業	－	－	－	－	－	－	－	－
	水 産 業	－	－	－	－	－	－	－	－
	製 造 業	52,253	51,716	－	－	54,039	53,503	－	－
	鉱 業	－	－	－	－	－	－	－	－
	建 設 ・ 不 動 産 業	41,971	41,855	－	－	39,751	39,636	－	－
	電気・ガス・熱供給・水道業	13,518	9,545	2,714	－	17,575	9,769	6,617	－
	運 輸 ・ 通 信 業	14,985	4,074	10,911	－	16,397	3,436	12,960	－
	金 融 ・ 保 険 業	1,622,718	224,673	148,068	－	1,686,300	284,050	147,467	2
	卸売・小売・飲食・サービス業	251,730	251,657	－	－	246,696	246,571	－	－
	日本国政府・地方公共団体	559,395	91,494	467,901	－	631,095	105,876	525,219	－
	上 記 以 外	10,768	－	10,768	－	8,606	－	8,606	－
個 人		19,752	19,752	－	－	19,109	19,109	－	－
そ の 他		114,134	－	－	－	119,935	－	－	－
合 計		2,710,689	704,227	640,365	－	2,847,894	770,339	700,871	2

(注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、派生商品取引によるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額を含みます。
 2. 「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内で、お客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことで、
 3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引をいいます。
 4. 「その他」には、ファンドのうちの個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。

c. 残存期間別

(単位：百万円)

		平成22年度				平成23年度			
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高				信用リスクに関するエクスポージャーの残高			
			うち 貸出金等	うち債券	うち店頭 デリバティブ		うち 貸出金等	うち債券	うち店頭 デリバティブ
1 年以下		1,532,129	252,416	29,760	－	1,606,658	320,097	31,802	2
1 年超 3 年以下		225,485	88,270	137,214	－	221,315	86,020	135,294	－
3 年超 5 年以下		212,558	103,498	109,060	－	225,288	92,951	132,337	－
5 年超 7 年以下		227,677	55,843	171,833	－	233,039	74,416	158,622	－
7 年超 10 年以下		240,738	100,875	139,863	－	244,897	74,065	170,831	－
10 年超		150,960	98,328	52,632	－	170,568	98,586	71,982	－
期限の定めのないもの		121,139	4,995	－	－	146,126	24,202	－	－
合 計		2,710,689	704,227	640,365	－	2,847,894	770,339	700,871	2

(注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、派生商品取引によるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額を含みます。
 2. 「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内で、お客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことで、
 3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引をいいます。

(3) 三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

a. 地域別

(単位：百万円)

		平成22年度	平成23年度
国	内	815	965
国	外	—	—
合	計	815	965

注) 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

b. 業種別

(単位：百万円)

		平成22年度	平成23年度
法人	農 業	—	—
	林 業	—	—
	水 産 業	—	—
	製 造 業	—	—
	鉱 業	—	—
	建 設 ・ 不 動 産 業	580	560
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—
	運 輸 ・ 通 信 業	—	—
	金 融 ・ 保 険 業	140	314
	卸売・小売・飲食・サービス業	95	90
	日本国政府・地方公共団体	—	—
	そ の 他	—	—
個 人		—	—
そ の 他		—	—
合	計	815	965

注) 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

(4) 貸倒引当金の期末残高および期中増減額

a. 種類別

(単位：百万円)

	平成22年度					平成23年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	404	568	—	404	568	568	291	—	568	291
個別貸倒引当金	5,219	2,323	1,885	3,325	2,331	2,331	1,339	235	2,087	1,347

b. 地域別

(単位：百万円)

	平成22年度					平成23年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
国 内	5,219	2,323	1,885	3,325	2,331	2,331	1,339	235	2,087	1,347
国 外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	5,219	2,323	1,885	3,325	2,331	2,331	1,339	235	2,087	1,347

注) 一般貸倒引当金については地域別の算定を行っていないため、個別貸倒引当金のみ記載しています。

自己資本の充実の状況等 (連結)

c. 業種別

(単位：百万円)

		平成22年度					平成23年度				
		期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
				目的使用	その他				目的使用	その他	
法人	農業	30	48	—	30	48	48	16	18	29	16
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	203	205	—	203	205	205	205	—	205	205
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	3,635	582	1,644	1,991	582	582	325	213	368	325
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	538	951	—	538	951	951	366	—	951	366
	卸売・小売・飲食・サービス業	772	524	220	544	532	532	410	3	520	418
	その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人		39	11	20	18	11	11	15	0	11	15
合計		5,219	2,323	1,885	3,325	2,331	2,331	1,339	235	2,087	1,347

注) 一般貸倒引当金については業種別の算定を行っていないため、個別貸倒引当金のみ記載しています。

(5) 業種別の貸出金償却の額

(単位：百万円)

		平成22年度	平成23年度
法人	農業	—	0
	林業	—	—
	水産業	—	—
	製造業	—	—
	鉱業	—	—
	建設・不動産業	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—
	運輸・通信業	—	—
	金融・保険業	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	—	—
	その他	—	—
個人		0	—
合計		0	0

(6) 信用リスク削減効果勘案後の残高および自己資本控除額

(単位：百万円)

		平成22年度			平成23年度		
		格付有り	格付無し	計	格付有り	格付無し	計
信用リスク削減効果勘案後残高	0%	－	657,715	657,715	－	723,323	723,323
	10%	－	50,318	50,318	－	51,407	51,407
	20%	12,762	1,550,052	1,562,814	9,204	1,617,223	1,626,427
	35%	－	107	107	－	51	51
	50%	128,248	431	128,680	123,693	655	124,348
	75%	－	16,270	16,270	－	16,127	16,127
	100%	18,493	275,908	294,401	21,925	283,976	305,902
	150%	－	381	381	－	306	306
	その他	－	－	－	－	－	－
自己資本控除		－	－	－	－	－	－
合 計		159,504	2,551,185	2,710,689	154,823	2,693,071	2,847,894

注) 1. 「格付有り」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付無し」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
 2. 自己資本控除には、非同時決済に係る控除額、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額があります。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続等の開示内容（P89）をご参照ください。
 については、単体に準じて管理しています。具体的内容は単体

(1) 標準的手法において信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

	平成22年度			平成23年度		
	適格金融 資産担保	保 証	クレジット・ デリバティブ	適格金融 資産担保	保 証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	－	12,412	－	－	5,682	－
我が国の政府関係機関向け	－	9,948	－	－	8,931	－
地方三公社向け	－	21,799	－	－	22,891	－
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	0	－	－	105	－	－
法人等向け	467	10,882	－	452	8,861	－
中小企業等向けおよび個人向け	45	－	－	－	－	－
抵当権付住宅ローン	－	－	－	－	－	－
不動産取得等事業向け	－	－	－	－	－	－
三月以上延滞等	－	－	－	－	－	－
証券化	－	－	－	－	－	－
その他の他	－	－	－	－	－	－
合 計	512	55,042	－	557	46,367	－

注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
 2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーおよび「金融機関および第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
 4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）が含まれます。
 5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

自己資本の充実の状況等 (連結)

5. 派生商品取引および長期決済期間取引のリスクに関する事項

当連結グループでは、親会社以外で派生商品取引を行っていないこと、また、長期決済期間取引については、親会社でも取引を行っていないため、連結グループにおける当該取引にかかるリスク管理の方針および手続等は定めていません。親会社におけるリスク管理の方針および手続等の具体的内容は単体の開示内容（P90）をご参照ください。

(1) 派生商品取引および長期決済期間取引の状況

	平成22年度	平成23年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー方式	カレント・エクスポージャー方式

平成22年度

(単位：百万円)

	グロス再構築 コストの額	信用リスク削減 効果勘案前の 与信相当額	担 保			信用リスク削減 効果勘案後の 与信相当額
			現金・ 自会貯金	債 券	その他	
(1) 外国為替関連取引	—	—	—	—	—	—
(2) 金利関連取引	—	—	—	—	—	—
(3) 金関連取引	—	—	—	—	—	—
(4) 株式関連取引	—	0	—	—	—	0
(5) 貴金属（金を除く）関連取引	—	—	—	—	—	—
(6) その他コモディティ関連取引	—	—	—	—	—	—
(7) クレジット・デリバティブ	—	—	—	—	—	—
派生商品合計	—	0	—	—	—	0
長期決済期間取引						
一括清算ネットティング契約による 与信相当額削減効果（▲）		—	—	—	—	—
合 計	—	0	—	—	—	0

平成23年度

(単位：百万円)

	グロス再構築 コストの額	信用リスク削減 効果勘案前の 与信相当額	担 保			信用リスク削減 効果勘案後の 与信相当額
			現金・ 自会貯金	債 券	その他	
(1) 外国為替関連取引	—	4	—	—	—	4
(2) 金利関連取引	2	2	—	—	—	2
(3) 金関連取引	—	—	—	—	—	—
(4) 株式関連取引	—	2	—	—	—	2
(5) 貴金属（金を除く）関連取引	—	—	—	—	—	—
(6) その他コモディティ関連取引	—	—	—	—	—	—
(7) クレジット・デリバティブ	—	—	—	—	—	—
派生商品合計	2	9	—	—	—	9
長期決済期間取引						
一括清算ネットティング契約による 与信相当額削減効果（▲）		—	—	—	—	—
合 計	2	9	—	—	—	9

注) 1. 「カレント・エクスポージャー方式」とは、派生商品取引および長期決済期間取引の与信相当額を算出する方法の一つです。再構築コストと想定元本に一定の掛目を乗じて得た額の合計で与信相当額を算出します。なお、「再構築コスト」とは、同一の取引を市場で再度構築するのに必要となるコスト（ただし0を下回らない）をいいます。

2. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

3. 「想定元本」とは、デリバティブ取引において価格決定のために利用される名目上の元本のことをいいます。オン・バランスの元本と区別して「想定元本」と呼ばれています。

(2) 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブ

該当する事項はありません

(3) 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額

該当する事項はありません

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

当連結グループでは、親会社以外で証券化エクスポージャーを取り扱っていないため、連結グループにおける当該取引にかかるリスク管理の方針および手続等は定めていません。親会社におけるリスク管理の方針および手続等の具体的内容は単体の開示内容（P92）をご参照ください。

(1) 当連結グループがオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

該当する事項はありません

(2) 当連結グループが投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

a. 保有する証券化エクスポージャーの額

(単位：百万円)

		平成22年度		平成23年度	
		証券化 エクスポージャー	再証券化 エクスポージャー	証券化 エクスポージャー	再証券化 エクスポージャー
オンバランス	クレジットカード与信	3,001	—	1,453	—
	住宅ローン	2,905	—	2,348	—
	自動車ローン	8,487	—	8,409	—
	その他	17,341	—	18,875	—
	合計	31,735	—	31,087	—
オフバランス	クレジットカード与信	—	—	—	—
	住宅ローン	—	—	—	—
	自動車ローン	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—
	合計	—	—	—	—

(注) 証券化エクスポージャーは再証券化エクスポージャーを除いて記載し、証券化エクスポージャーと再証券化エクスポージャーを区別して記載していますが、再証券化エクスポージャーに該当するものはありません。

自己資本の充実の状況等 (連結)

b. リスク・ウェイト区分ごとの残高および所要自己資本の額

《平成22年度》

(単位：百万円)

	証券化エクスポージャー			再証券化エクスポージャー		
	リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額	リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額
オンバランス	リスク・ウェイト 20%	28,388	227	リスク・ウェイト 40%	—	—
	リスク・ウェイト 50%	305	6	リスク・ウェイト 100%	—	—
	リスク・ウェイト 100%	1,188	47	リスク・ウェイト 225%	—	—
	リスク・ウェイト 350%	950	61	リスク・ウェイト 650%	—	—
	その他のリスク・ウェイト	—	—	その他のリスク・ウェイト	—	—
	自己資本控除	903	903	自己資本控除	—	—
	合計	312,735	1,245	合計	—	—
オフバランス	リスク・ウェイト 20%	—	—	リスク・ウェイト 40%	—	—
	リスク・ウェイト 50%	—	—	リスク・ウェイト 100%	—	—
	リスク・ウェイト 100%	—	—	リスク・ウェイト 225%	—	—
	リスク・ウェイト 350%	—	—	リスク・ウェイト 650%	—	—
	その他のリスク・ウェイト	—	—	その他のリスク・ウェイト	—	—
	自己資本控除	—	—	自己資本控除	—	—
	合計	—	—	合計	—	—

《平成23年度》

(単位：百万円)

	証券化エクスポージャー			再証券化エクスポージャー		
	リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額	リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額
オンバランス	リスク・ウェイト 20%	23,130	185	リスク・ウェイト 40%	—	—
	リスク・ウェイト 50%	6,502	130	リスク・ウェイト 100%	—	—
	リスク・ウェイト 100%	50	2	リスク・ウェイト 225%	—	—
	リスク・ウェイト 350%	526	73	リスク・ウェイト 650%	—	—
	その他のリスク・ウェイト	—	—	その他のリスク・ウェイト	—	—
	自己資本控除	878	878	自己資本控除	—	—
	合計	31,087	1,268	合計	—	—
オフバランス	リスク・ウェイト 20%	—	—	リスク・ウェイト 40%	—	—
	リスク・ウェイト 50%	—	—	リスク・ウェイト 100%	—	—
	リスク・ウェイト 100%	—	—	リスク・ウェイト 225%	—	—
	リスク・ウェイト 350%	—	—	リスク・ウェイト 650%	—	—
	その他のリスク・ウェイト	—	—	その他のリスク・ウェイト	—	—
	自己資本控除	—	—	自己資本控除	—	—
	合計	—	—	合計	—	—

- (注) 1. 証券化エクスポージャーは再証券化エクスポージャーを除いて記載し、証券化エクスポージャーと再証券化エクスポージャーを区別して記載していますが、再証券化エクスポージャーに該当するものではありません。
2. 「その他のリスク・ウェイト」には、自己資本比率告示第225条第6項の規定により適用される裏付資産のリスク・ウェイトの加重平均値となるもの、および自己資本比率告示附則第13条の経過措置により適用される上記区分以外のリスク・ウェイトとなるものが該当します。
3. 自己資本控除には、ファンドのうち裏付資産が把握できない額を含んでいます。

c. 自己資本比率告示第223条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額

(単位：百万円)

	平成22年度	平成23年度
クレジットカード与信	—	—
住宅ローン	—	—
自動車ローン	—	—
その他	903	878
合計	903	878

注) 1. 自己資本比率告示223条の規定に基づき、格付により自己資本控除になるものおよび信用補完機能を持つI/Oストリップによる自己資本控除となった証券化エクスポージャーの他、複数の資産を裏付とする資産のうち個々の資産の把握が困難な資産で、格付がBB-未満又は無格付である証券化エクスポージャーが含まれている可能性のある資産を記載しています。
 なお、「信用補完機能を持つI/Oストリップ」とは、証券化取引を行う法人等に原資産を譲渡する証券化取引において、原資産から将来生じる金利収入を受ける権利であって、当該証券化取引に係る他の証券化エクスポージャーに対する信用補完として利用されるよう仕組まれたもののことです。
 2. 「その他」には、ファンドのうち裏付資産が把握できない額を含んでいます。

d. 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

該当ありません

e. 自己資本比率告示附則第13条の適用により算出される信用リスク・アセットの額

該当ありません

7. オペレーショナル・リスクに関する事項

当連結グループにおけるオペレーショナル・リスクの管理方法や手続については、単体に準じた内容としています。

8. 出資等エクスポージャーに関する事項

当連結グループでは、子法人等が親会社以外の出資又は株式等エクスポージャーを保有していないため、連結グループにおける当該エクスポージャーにかかるリスク管理の方針および手続等は定めていません。親会社におけるリスク管理の方針および手続等の具体的内容は単体の開示内容(P94)をご参照ください。

(1) 出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額および時価

(単位：百万円)

	平成22年度		平成23年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	2,579	2,579	2,781	2,781
非上場	93,284	93,284	93,284	93,284
合計	95,864	95,864	96,066	96,066

注) 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

(2) 出資等エクスポージャーの売却および償却に伴う損益

(単位：百万円)

平成22年度			平成23年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
0	—	—	—	0	—

自己資本の充実の状況等 (連結)

(3) 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額 (保有目的区分を其他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位：百万円)

平成22年度		平成23年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
569	99	848	294

(4) 貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額 (子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位：百万円)

平成22年度		平成23年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

9. 金利リスクに関する事項

当連結グループでは、親会社以外で重要性のある金利リスクを伴う取引を行っていないため、連結グループにおける金利リスクにかかるリスク管理の方針および手続等は定めています

ん。親会社におけるリスク管理の方針および手続等の具体的内容は単体の開示内容 (P96) をご参照ください。

(1) 金利リスクに関して当連結グループが内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済価値の増減額

(単位：百万円)

	平成22年度	平成23年度
当連結グループが内部管理上使用した金利ショックに対する損益・経済価値の増減額	32,107	18,752

役員等の報酬体系

1. 役員

(1) 対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は、経営管理委員、理事および監事をいいます。

(2) 役員報酬等の種類、支払総額および支払方法

役員に対する報酬等の種類は、基本報酬と退職慰労金の2種類で、平成23年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は毎月所定日に指定口座への振り込みの方法による現金支給のみであり、退職慰労金は、その支給に関する総会決議後、所定の手続きを経て、基本報酬に準じた方法で支払っています。

(単位:百万円)

	支給総額 (注2)	
	基本報酬	退職慰労金
対象役員 (注1) に対する報酬等	128	32

(注1) 対象役員は、経営管理委員15名、理事7名、監事6名です。(期中に退任した者を含む。)

(注2) 退職慰労金については、当年度に実際に支給した額ではなく、当年度の費用として認識される部分の金額(引当金への繰入額と支給額のうち当年度の負担に属する金額)によっています。

なお、基本報酬には、使用人兼務役員の使用人の報酬等を含めております。

(3) 対象役員の報酬等の決定等

①役員報酬 (基本報酬)

役員報酬は、経営管理委員、理事および監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総会において決定し、その範囲内において、経営管理委員各人別の報酬額については経営管理委員会において、理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬額については監事の協議によって定めています。なお、業績連動型の報酬体系とはなっておりません。

この場合の役員各人別の報酬額の決定にあたっては、各人の役職・責務や在任年数等を勘案して決定していますが、その基準等については、役員報酬審議会(構成:当会の会員JA組合長の中から選出された委員12人)に諮問をし、その答申を踏まえて決定しています。また、上記の支給する報酬総額の最高限度額もこの基準をもとに決定しています。

②役員退職慰労金

役員退職慰労金については、役員報酬に役員在職年数に応じた係数を乗じて得た額に特別に功労があったと認められる者については功労金を加算して算定し、総会で経営管理委員、理事および監事の別に各役員に支給する退職慰労金の総額の承認を受けた後、役員退職慰労金規程に基づき、経営管理委員については経営管理委員会、理事については理事会、監事については監事の協議によって各人別の支給額と支給時期・方法を決定し、その決定に基づき支給しています。

なお、この役員退職慰労金の支給に備えて公正妥当なる会計慣行に即して引当金を計上しています。

2. 職員等

・対象職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等（注1）」の範囲は、当会の職員および当会の主要な連結子法人等（注2）の役職員であって、常勤役員が受ける報酬等と同等額（注3）以上の報酬等を受けるもののうち、当会の業務および財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、平成23年度において、対象職員等に該当するものはありませんでした（注4）。

（注1）対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

（注2）「主要な連結子法人等」とは、当会の連結子法人等のうち、当会の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。

（注3）「同等額」は、平成23年度に当会の常勤役員に支払った報酬額等の平均額としております。

（注4）平成23年度において当会の常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はありませんでした。

3. その他

当会の対象役員および対象職員等の報酬等の体系は、上記開示のとおり過度なリスクテイクを惹起するおそれのある要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員および対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員および対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項」その他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はあります。

索引

このディスクロージャー誌は農業協同組合法第54条の3に基づき作成しておりますが、農業協同組合法施行規則における各項目は以下のページに掲載しております。

◆開示基準項目（単体） （施行規則第204条）

1. 業務の運営の組織	36
2. 理事、経営管理委員および監事の氏名および役職名	36
3. 事務所の名称および所在地	37
4. 主要な業務の内容	30～33
5. 直近の事業年度における事業の概況	8～9
6. 直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標	
(1) 経常収益	70
(2) 経常利益又は経常損失	70
(3) 当期剰余金又は当期損失金	70
(4) 出資金および出資口数	70
(5) 純資産額	70
(6) 総資産額	70
(7) 貯金等残高	70
(8) 貸出金残高	70
(9) 有価証券残高	70
(10) 単体自己資本比率	70
(11) 剰余金の配当の金額	70
(12) 職員数	70
7. 直近の2事業年度における事業の状況を示す指標	
(1) 主要な業務の状況を示す指標	70～71
(2) 貯金に関する指標	72
(3) 貸出金等に関する指標	72～74
(4) 有価証券に関する指標	71・76
8. リスク管理の体制	14～15
9. 法令遵守の体制	16～17
10. 直近の2事業年度における財産の状況	
(1) 貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書又は損失金処理計算書	40～53
(2) 貸出金のうち次に掲げるものの額およびその合計額	
(ア) 破綻先債権に該当する貸出金	75
(イ) 延滞債権に該当する貸出金	75
(ウ) 3ヵ月以上延滞債権に該当する貸出金	75
(エ) 貸出条件緩和債権に該当する貸出金	75
(3) 自己資本の充実の状況等	10・82～96
11. 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価および評価損益	
(1) 有価証券	77
(2) 金銭の信託	77
(3) デリバティブ取引等	77
12. 貸倒引当金の期末残高および期中の増減額	76
13. 貸出金償却の額	76

◆開示基準項目（連結） （施行規則第205条）

1. 信連及びその子会社等の主要な事業の内容および組織の構成	78
2. 信連の子会社等に関する事項	
(1) 名称	78
(2) 主たる営業所又は事務所の所在地	78
(3) 資本金又は出資金	78
(4) 事業の内容	78
(5) 設立年月日	78
(6) 信連が有する子会社等の議決権の総出資者の議決権に占める割合	78
(7) 信連の一の子会社等以外の子会社等が有する当該一の子会社等の議決権の総出資者の議決権に占める割合	78
3. 直近の事業年度における事業の概況	78
4. 直近の5連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標	
(1) 経常収益	79
(2) 経常利益又は経常損失	79
(3) 当期利益又は当期損失	79
(4) 純資産額	79
(5) 総資産額	79
(6) 連結自己資本比率	79
5. 信連およびその子会社等の直近の2連結会計年度における財産の状況	
(1) 貸借対照表、損益計算書および剰余金計算書	54～69
(2) 貸出金のうち次に掲げるものの額およびその合計額	
(ア) 破綻先債権に該当する貸出金	79
(イ) 延滞債権に該当する貸出金	79
(ウ) 3ヵ月以上延滞債権に該当する貸出金	79
(エ) 貸出条件緩和債権に該当する貸出金	79
6. 自己資本の充実の状況等	98～110
7. 役員等の報酬体系	111

JAバンク相談所

- JAバンクではお客さまに満足いただけますよう日頃より心掛けておりますが、JAバンクグループの信用事業に関してご不満を感じた場合には、苦情等を受け付ける公正・中立な第三者機関として、「北海道JAバンク相談所」を設置しておりますので、お気軽にご利用ください。お客さまから相談所に連絡があった場合には、公正な立場で迅速な解決を図ることとしております。

JAバンクグループの第三者機関「北海道JAバンク相談所」

札幌市中央区北4条西1丁目1番地 JA北海道中央会内 TEL 011-232-5031

- また、当会の信用事業に関する取引についてご不満を感じた場合には、下記窓口でも苦情等を受け付けておりますので、お気軽にお申し出ください。JAバンクはより一層の「安心」と「信頼」をお届けするために、お客さまの声を誠実に受け止めます。

「JAバンク苦情受付窓口 北海道信連窓口（業務部）」

TEL 011-232-6803

ホームページもぜひご覧ください。



ホームページには、『北海道信連の
現況(ディスクロージャー)』等を掲
載しております。たくさんのアクセ
スをお待ちしております。



発行 平成24年7月

北海道信用農業協同組合連合会 総務部・総合企画部

〒060-0004 札幌市中央区北4条西1丁目1番地 TEL 011-232-6010(代表)

ホームページ <http://www5.mediagalaxy.co.jp/jabank-hokkaido/shinren/>



この冊子は、環境に配慮した植物油インキ（ベジタブルオイルインキ）を使用しています。